

総務委員会記録

日	令和7年2月19日（水）（第1回定例会）			
時	<p style="text-align: center;">休 憩</p> 午前10時0分 開議（午後0時9分～午後1時10分） 午後5時37分 散会 （午後4時43分～午後5時0分）			
場 所	第1委員会室			
出席委員	伊藤隆広	渡辺忍	黒澤和泉	山崎真彦
	桜井秀夫	佐々木友樹	米持克彦	石橋毅
	三瓶輝枝	野本信正		
欠席委員	なし			
担当書記	木下哲央	渡辺直毅		
説 明 員	総合政策局			
	総合政策局長	峯村 政道	危機管理監	相楽 俊洋
	危機管理部長	平田 美智子	総合政策部長	市倉 秀子
	未来都市戦略部長	中臺 英世	防災対策課長	田中 剛志
	政策企画課長	濤岡 徳康	国家戦略特区推進課長	佐藤 正則
	総括主幹	西森 照泰		
	総務局			
	総務局長	大野 和広	総務部長	中尾 嘉之
	情報経営部長	金森 千裕	総務課長	濱木 功
	政策法務課長	小倉 淳	給与課長	小木曾 哲
	人材育成課長	江寺 毅	行政改革担当課長	中島 大悟
	総括主幹	大久保 智之		
	財政局			
	財政局長	山元 隆司	財政部長	大畑 晃
	資産経営部長	青木 俊	税務部長	谷 みどり
	財政部参事（資金課長事務取扱）	高橋 大樹	財政課長	西村 孝誠
	資産経営課長	皐月 裕美子	管財課長	内谷 靖
	新庁舎整備課長	成澤 昌明	税制課長	久保木 敬一
	総括主幹	小西 若菜		
	議会事務局			
	議会事務局長	久我 千晶	議会事務局次長	寺崎 勝宣
	総務課長	石井 克幸		
	審査案件	議案第1号・専決処分について（令和6年度千葉市一般会計補正予算（第6号））（令和6年12月17日）中所管 議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管 議案第6号・令和6年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第1号） 議案第28号・千葉市公告式条例の一部改正について 議案第29号・法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 議案第30号・千葉市職員退職手当支給条例の一部改正について		

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

	議案第31号・千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 議案第32号・千葉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について 議案第52号・土地の処分について（旧千城台西小学校の跡地） 議案第53号・土地の処分について（旧外房有料道路大野休憩所の跡地） 議案第54号・包括外部監査契約について 諮問第1号・督促についての審査請求について 陳情第1号・閲覧に供している政務活動費領収書のネット公開に関する陳情
協議案件	年間調査テーマの総括及び調査報告書のとりまとめについて
委員 長 伊 藤 隆 広	

午前10時0分開議

○委員長（伊藤隆広君） おはようございます。

ただいまから総務委員会を開きます。

本日審査を行います案件は、議案11件、諮問1件及び陳情1件でございます。

なお、本日の委員会につきましても前回に引き続き、試行的に議案等審査時の質疑と賛否表明、意見要望の発言場面を切り分けて行うこととされております。このため、当局から議案説明を聴取した後、まず質疑のみを行っていただき、質疑を行う委員の発言が全て終了した後、3分以内で賛否表明、意見要望に関する発言をお願いいたします。

また、案件審査終了後、年間調査テーマの総括及び調査報告書の取りまとめについての協議を行いたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

お手元の電子システムでは、しおり14番の進め方の順序に従って進めてまいります、本日は審査の案件が多いため、御質疑に当たりましては端的をお願いいたします。

傍聴の皆様申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますよう、お願いいたします。

議案第1号、第2号審査

○委員長（伊藤隆広君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第1号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分中所管及び議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管の2議案については、一括議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。財政部長。

○財政部長 財政部でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

それでは、財政局説明資料の2ページをお願いいたします。

初めに、議案第1号・専決処分について、令和6年度千葉市一般会計補正予算（第6号）のうち、所管について御説明いたします。なお、資料中のページ番号は補正予算書の該当ページとなっております。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ37億9,250万円を追加し、総額を5,242億6,208万5,000円とするものでございます。その下の表が歳入歳出補正予算の事項別明細書になりますが、款19・国庫支出金について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金収入を追加し、価格高騰重点支援給付金事業に活用いたします。

続きまして、議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）のうち、所管について御説明いたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ295億8,277万円を追加し、総額を5,538億4,485万5,000円とするものでございます。

第4条、債務負担行為の補正は、後ほど資産経営部より御説明いたします。

次に、第5条、地方債の補正ですが、第5表、地方債補正のとおり、追加につきましては港湾整備事業費を6,000万円追加いたします。

3 ページをお願いいたします。

次に、変更ですが、総務管理事業費から臨時財政対策債までの限度額を変更し、合計を554億5,198万1,000円とするものでございます。

その下、事項別明細書をお願いいたします。なお、このページ以降、国の臨時交付金を活用した事業のうち推奨事業メニュー分を網掛けで表記しておりまして、別紙でまとめて御説明をさせていただきます。

まず款1・市税は、個人及び法人について、当初予算の見込みを上回ったため、48億6,400万円を追加するものでございます。

次の款15・地方交付税と款26・市債、目9・臨時財政対策債は関連がありますので、一括で説明いたします。右側の参考を御覧ください。

今年度の地方交付税の算定において、昨年同様、国の経済対策に伴い再算定が行われた結果、一番右の太枠内に記載のとおり、310億円から326億円となり、予算と比べ16億円の増となりました。また、臨時財政対策債への配分割合は当初予算で23%と見込んでおりましたが、国税収入が堅調だったこともございまして、算定の結果12%となったことから、表の一番下、増減に記載のとおり、地方交付税が48億円の増、臨時財政対策債が32億円の減となったものでございます。なお、米印に記載のとおり、48億円増のうち14億円につきましては、国の経済対策において、令和7年度、8年度の臨時財政対策債の元利償還金の一部として財源設置されたものであり、市債管理基金に積み立てることとしております。

次に、款17・分担金及び負担金は、いずれも当初の見込みを上回ったため追加し、それぞれ記載の事業に活用いたします。

4 ページをお願いいたします。

次に、款19・国庫支出金についてですが、目1・民生費国庫負担金を48億4,780万4,000円、また、目2・衛生費国庫負担金を9,250万2,000円追加いたしますが、主に扶助費の増額に対応するもので、記載の事業に活用いたします。

次に、項2・国庫補助金ですが、2の新しい地方経済・生活環境創生交付金収入を追加し、避難所トイレの環境整備に活用するとともに、3の社会保障・税番号制度システム整備事業費収入は、戸籍法の改正に伴う振り仮名記載の対応のため、記載の各経費に活用いたします。

また、4の徴税費に係る臨時交付金収入は、定額減税調整給付金に伴う不足額給付のための税務システムに活用いたします。

次に、目2・民生費国庫補助金は、1の社会福祉施設整備助成事業費収入は、高齢者施設の災害対応設備等の整備助成に活用し、2の社会福祉費に係る臨時交付金収入ですが、網掛けのない38億8,228万2,000円は、給付金・定額減税一体支援枠分、定額減税調整給付金に伴う不足額給付に活用いたします。

その下の3の地域生活支援事業費収入は事業費増に対応するもので、4の保育対策総合支援事業費収入は、保育所等における性被害防止対策事業費など3事業に活用いたします。

5 ページをお願いいたします。

次に、目5・土木費国庫補助金は、網掛けの臨時交付金を除き、国補正を活用した令和7年度予算の前倒しに係るもので、道路、橋梁、河川、公園の整備に活用いたします。

次に、目7・教育費国庫補助金、こちらも同様に、網掛けの臨時交付金を除きまして、国補

正を活用した令和7年度予算の前倒しに係るもので、エレベーターの設置、新設校建設費の一部、大規模改修や中学校体育館のエアコン整備などに活用をいたします。

6ページをお願いいたします。

次に、款20・県支出金、目1・民生費県負担金、こちらは扶助費等の増額に対応するために追加するとともに、目4・土木費県負担金は、施工スケジュールの見直しによる道路新設改良費の歳出予算の減額に伴い収入を減額するものでございます。なお、この部分でございますが、事前にお配りした資料の充当事業は橋りょう維持事業費と記載しておりましたが、正しくは道路新設改良費になります。申し訳ございません。よろしくをお願いいたします。

次に、項2・県補助金、目1・総務費県補助金は、1の地域防犯力向上支援事業費収入を82万5,000円、2の防犯カメラ等設置事業費収入を900万円それぞれ追加し、地域防犯対策事業に活用いたします。目2・民生費県補助金の地域生活支援事業費収入は事業費増に伴う追加、目6・土木費県補助金は国補正に伴う令和7年度予算の前倒しに係るものでございます。

次に、款21・財産収入は、財政調整基金の運用益で基金に積み立てるものでございます。

次に、款22・寄附金でございますが、当初予算で寄附金を一括計上していた目1・一般寄附金から3億4,300万円を減額し、目2の総務費寄附金から目6の土木費寄附金にそれぞれ振替を行うほか、企業版ふるさと納税寄附のあった総務管理費寄附金及び高額寄附のあった前澤友作アートのまちづくり事業費寄附金について寄附金収入を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。

次に、款23・繰入金ですが、目1・財政調整基金繰入金について、令和5年度に受入れ、基金に積み立てていた寄附金を公園遊具の更新の財源として活用するため100万円を追加するとともに、目13・市庁舎整備基金繰入金を同事業に活用いたします。

目14・みんなが輝くまちづくり基金繰入金について、こちらも令和5年度に受入れ、基金に積み立てていた企業版ふるさと納税の寄附金を、在宅医療・介護連携支援センター事業等の財源として活用いたします。

款24・繰越金は前年度繰入金で、これまで補正予算で活用したものを除いた額を追加するものでございます。

次に、款25・諸収入、その他雑入は、雇用保険料被保険者負担金収入で、会計年度任用職員人件費に充当いたします。

次に、款26・市債は、目1・総務債について、1の都市防災体制整備事業債は避難所トイレの環境整備に活用するもので、2の庁舎整備債4,800万円は同事業に活用いたします。

目2の民生債3,500万円は、高齢者施設の整備助成に活用をいたします。

次に、目6・土木債ですが、1の道路新設改良債から6の街路整備債までは国補正対応に係る地方負担分として追加するもので、7の港湾整備債は千葉港整備事業負担金の額確定に伴い追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。目8・教育債は、いずれも国補正対応に係る地方負担分として追加するものでございます。

目9・臨時財政対策債は、先ほど御説明したとおりでございます。

次に、歳出についてですが、款2・総務費、項1・総務管理費は、目18・財政調整基金費について21億7,017万8,000円を追加し、前年度繰越金及び寄附金等を同基金に積み立てるもので、

目20・市債管理基金費は、国の経済対策に伴い交付された令和7年度及び8年度の臨時財政対策債の償還財源を積み立てるものでございます。

また、款11・公債費は目2・利子について、予算見積上の利率に対し発行利率が下回ったことなどにより11億1,487万2,000円を減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

次に、別紙でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューの活用状況について御説明いたします。臨時交付金のうち推奨事業メニュー枠につきましては、令和5年度から6年度に繰り越した3億円、また、国による総合経済対策に伴い、昨年12月に追加で配分された13億4,000万円を合わせて、16億4,000万円が活用可能額となっております。下の表の1のAの部分でございます。活用事業や活用額についてですが、7年度当初予算の物価高騰対策で5億円、下の表のBの欄です。それから今回の補正予算の対策で11億5,000万円、Cの欄です、こちらを予算化し、活用可能額全額を活用いたします。

財政部の説明は、以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 資産経営部でございます。よろしくをお願いいたします。恐縮ですけれども、座って説明させていただきます。

議案第2号・一般会計補正予算のうち、所管について説明いたします。

財政局資料の10ページをお願いいたします。

千葉市新庁舎整備工事に係る歳入歳出予算及び債務負担行為の補正についてでございます。

初めに、1、補正理由ですが、新庁舎整備工事に係るインフレスライド条項の適用や、地中埋設物の撤去、工事間流用土の受入れにより、事業費の変動が生じるため、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正をするものでございます。

2、補正予算額、（1）歳入歳出予算補正についてですが、補正前16億2,899万円に対し、補正後16億8,270万6,000円で、補正額は5,371万6,000円でございます。なお、財源内訳は記載のとおりでございます。

（2）債務負担行為補正についてですが、令和7年度において限度額を補正前2億9,283万1,000円に対し、補正後3億3,956万6,000円とするもので、補正額は1,112万5,000円でございます。

これらの追加によりまして、（3）新庁舎整備工事の総額は、現契約額の273億5,725万4,000円から274億2,209万5,000円へ6,484万1,000円の増加となります。

3、補正予算の内容ですが、（1）インフレスライドについては、資材・労務単価の変動に伴いインフレスライド条項を適用するため、6,810万1,000円の増額でございます。

（2）地中埋設物の撤去については、外構工事において、アスファルト、コンクリート等の地中埋設物が新たに発見されたことから、その撤去費として1,369万7,000円の増額でございます。

（3）工事間流用土の受入れについては、旧庁舎跡の土砂埋戻しにおいて、ほかの公共工事における発生土の受入れにより、購入土砂量が減少したため、1,695万7,000円の減額となるものです。

最後に、4、今後の予定ですが、今議会において議決をいただければ、全体竣工となる4月

より前に契変更契約を行う必要があることから、3月中に専決処分において変更契約を締結し、その後、第2回定例会においては、専決処分議案を提出させていただきたいと考えております。

財政局の説明は、以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 危機管理部長。

○危機管理部長 危機管理部でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

総合政策局議案説明資料の2ページを御覧ください。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）のうち、避難所トイレ環境整備事業について御説明いたします。補正予算書では9ページ及び30ページとなります。

初めに、1の補正理由ですが、令和6年12月に補正予算として成立した内閣府の、新しい地方経済・生活環境創生交付金、地域防災緊急整備型を活用し、マンホールトイレ用パネル上屋及び防災備蓄倉庫を一体として早急に整備するため、一般会計補正及び繰越明許費の設定を行うものでございます。

なお、参考といたしまして、資料に記載はございませんが、新しい地方経済・生活環境創生交付金、地域防災緊急整備型）について簡単に御説明いたします。

避難所の生活環境改善をはじめ、防災、減災に必要な資器材等について、地方公共団体が行う地域経済の活性化や住民の防災意識と浸透等に向けた平時の利活用を含めた検討及び整備に対し、国が支援するものでございます。補助率は2分の1でございます。

次に、2の補正予算額でございますが、事業費4,950万円全額を繰越明許費とするものでございます。事業費の内訳は、マンホールトイレ用パネル上屋購入が4,100万円、防災備蓄倉庫整備が850万円となります。また、本事業費の財源は、国費が2,475万円、市債が400万円、残りが一般財源で2,075万円でございます。

次に、3の事業概要についてです。まず事業目的ですが、避難所におけるトイレを衛生的で安全かつプライバシーが確保されたものとするため、マンホールトイレを整備する172箇所の避難所において、1避難所あたり整備した5基のうち1基をパネル上屋にするとともに、当該上屋を含めた資器材を保管する場所が特に必要となる避難所12箇所に防災備蓄倉庫を整備する旨でございます。

次に、事業内容ですが、マンホールトイレ用パネル上屋は、悪天候の場合でも安心して使用できる堅牢性のあるパネル式であるほか、記載の機能を備えるものといたします。

次のページを御覧ください。

工程ですが、本年9月までに納品、10月からの活用を予定しております。

次に、防災備蓄倉庫につきましては、物置タイプの倉庫を12月までに整備する予定としております。

危機管理部の補正予算の説明は、以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 総合政策部長。

○総合政策部長 総合政策部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

総合政策局議案説明資料の4ページを御覧ください。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）のうち、千葉市みんなが輝くま

ちづくり基金積立金について御説明いたします。補正予算書では30ページとなります。

初めに、1の補正理由ですが、令和6年度の企業版ふるさと納税による寄附のうち、次年度以降へ繰り越す寄附金を基金へ積み立てるため、補正予算を計上するものでございます。

次に、2の補正予算額は1,300万円で、財源は全て寄附金でございます。寄附金の内訳ですが、本年1月末までの寄附額が5,720万円となっており、今年度の事業への充当予定額は2,120万円であることから、残りの3,600万円を基金に積み立てます。なお、こちらの積立金については当初予算において措置済みでございます。また、今後につきまして3月末までに1,800万円の追加の寄附を見込んでおり、当該寄附金については年度末のため全額基金に積み立て、次年度以降に充当する予定でございますが、当初予算において積立金として計上している500万円を上回る予定であることから、不足分となる1,300万円を今回の補正予算として計上させていただいているものでございます。

今年度の主な充当予定事業でございますが、資料に記載のとおり、創業支援事業や千葉開府900年事業などへの充当を予定しております。

総合政策部の補正予算の説明は、以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 未来都市戦略部長。

○未来都市戦略部長 未来都市戦略部でございます。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。よろしく申し上げます。

総合政策局議案説明資料の5ページを御覧ください。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）のうち、デジタルツインを活用した自動運転車サービス導入支援委託について御説明いたします。

補正予算書では9ページとなります。

初めに、1の補正理由でございますが、現在、自動運転車サービス早期社会実装のため、幕張新都心の一部を仮想空間上に再現し、安全性の検証を行うデジタルツインの構築を進めているところでありますが、仮想空間上で作成した3D地図データの精緻化に必要なデータ変換作業に想定以上の時間を要することが判明したため、今年度の事業完了が困難と見込まれております。

このことから、デジタルツインを活用いたしました自動運転車サービス導入支援委託費について、繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、2の補正予算額でございますが、1億1,130万円を繰越明許費とするものでございます。本事業費の財源は、国費が5,565万円、繰入金が4,732万8,000円、一般財源が832万2,000円でございます。

最後に、3の事業概要でございますが、デジタルツインとは、現実空間の情報を取得し、仮想空間上に同じ環境を再現するテクノロジーのことでございます。本事業は、幕張新都心の一部を再現した仮想空間上において、夜間など公道では実施が難しい様々な走行シナリオに基づいた安全性の検証を行い、現実空間での走行に反映させるなど相互に実証を重ねることにより、自動運転車サービスの社会実装の早期化を目指すものでございます。

今後のスケジュールでございますが、第1回定例会における御承認をいただいた後、令和7年3月に変更契約を締結いたします。その後、令和7年6月までに3D地図データの精緻化を完了させるとともに、7月まで安全性検証結果の考察を行い、7月末までに事業を完了する予

定としております。

総合政策局の補正予算の説明は、以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 総務部でございます。よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

総務局の議案等説明資料の2ページをお願いいたします。補正予算書では53ページとなります。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）のうち、給与費について御説明いたします。

御覧いただいておりますのは、職員の給与改定等に伴う給与費の補正予算でございます。上の大きな表は、一般会計、一般職の款ごとの補正予算額をまとめたものでございます。表中の三角の印は減額補正を示しております。この表の一番下の行、合計欄のうち左から2列目の欄、補正前の額943億2,304万1,000円に対しまして、補正後の額がその左側956億9,104万1,000円となりまして、13億6,800万円を増額補正するものでございます。

補正額の内訳ですが、表の一番右の欄、給与改定所要額は、給料月額及び期末勤勉手当の月数の引上げなどによりまして約29億1,000万円の増額でございます。これに対し、その左側の欄、不用・不足額は、当初予算編成時には見込めなかった採用、退職による職員構成の変動や年度途中での退職などにより約15億4,000万円の減額でございます。

参考となりますが、一般会計以外の補正を行う会計として、病院事業会計及び水道事業会計の補正状況を掲載しております。

総務部の補正予算の説明は、以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） それでは、御質疑がありましたらお願いいたします。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 一問一答でお願いいたします。

議案第2号の、令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）のほうから伺います。

新庁舎の整備に係るものですが、この間、この新庁舎整備に関わる不具合というのがありますか。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 第3回定例会におきまして、議場マイクシステムのトラブルが生じました。議員各位にも非常に御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。その事象については、今、解決している状況でございます。そのほかは特に大きな支障は生じていないという状況でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） このシステムがどういった中身かというのは、議会事務局からあまり示されなかったような記憶があるんですけども、どういった不具合だったのかというのは分かりますか。

○委員長（伊藤隆広君） 新庁舎整備課長。

○新庁舎整備課長 新庁舎整備課でございます。

具体的には、質問席のマイクの下についている基盤のほうに、目には見えない小さな傷とい

が生じていたことが原因でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 分かりました。

続いて、今は駐車場がいろいろ整備されておりますけれども、この駐車場の案内が様々に変わったりしていたので、そういったところでの問題というのは起きていませんか。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 市民駐車場につきまして、現在の形になるまで何度か形状変更をしながらの新庁舎整備工事ということになりました。そのため、市民の皆様、来庁者の皆様には大変な御不便をおかけしたと思っております。ただ、事前の案内掲示ですとか、警備員の誘導により、大きな問題は生じなかったと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 続けて、総合政策局のほうの補正予算ですけれども、避難所トイレ環境整備の事業についてなんです、予算審査のほうでもありましたけれども、マンホールトイレ用のパネル用上屋購入ということですが、この導入の目的を改めてお示しいただけませんか。

○委員長（伊藤隆広君） 防災対策課長。

○防災対策課長 防災対策課でございます。

まず、能登半島地震では長期間にわたり災害トイレが必要になったこと。それから、避難所運営委員会などから、現在整備しているテント式につきましては、多少、不安の声があること、こういったことを踏まえまして、堅牢な架台タイプのパネル式上屋を導入するものでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 避難所運営委員会からの不安の声というのは具体的にどのような内容でしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 防災対策課長。

○防災対策課長 現在は、テント式の軽いものでございますので、一番大きいものはやはり風で飛ぶおそれがあるということと、それから、中でランタン、明かりをつけると外に明かりが漏れると、そういったところでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 今後、上屋を備蓄するということなんです、予算審査のときに、1つ40キロ近く、39.5キロとかという話だったので、この整備する目的とともに、ちゃんと重いということも知らせていかないと、いきなり持ったら重かったということになるのではないかと思うので、その上屋が整備されることへの周知は、こういったものなのかということの周知だとか、後は、こういうことを使うというときにこういった効果があるのかということ、やはり一定の周知が必要ではないかと思っておりますけれども、その点はどうでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 防災対策課長。

○防災対策課長 防災対策課でございます。

避難所運営委員会の皆様は、毎年、備蓄物資の入替えなどについてお知らせしているところ

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

でございますので、来年度はそのお知らせと併せて、パネル式上屋の配備についても、そういった重さも含めて周知していければと思っております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 訓練についてはどのような形で行っていくかということも含めてお願いします。

○委員長（伊藤隆広君） 防災対策課長。

○防災対策課長 防災対策課でございます。

やはり、ふだん触れていただくことで災害時に慌てず組み立てができるものと思っておりますので、訓練や研修についても適切な時期に行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） もう一方の防災備蓄倉庫の12か所の整備ということなんですけれども、この備蓄品については増やす予定はないんでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 防災対策課長。

○防災対策課長 防災対策課でございます。

今回増設します12か所につきましては、パネル式の上屋の配備に伴い増設するものでございまして、ほかの備蓄品につきましては、現状、整備目標を達しておりますので、増強は予定しておりません。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） この12か所の主な箇所をお示しいただけますか。

○委員長（伊藤隆広君） 防災対策課長。

○防災対策課長 防災対策課でございます。

県立千葉工業高等学校、上野台小学校、市立千葉高等学校、草野中学校、弥生小学校、源小学校、みつわ台南小学校、桜木小学校、おゆみ野南中学校、稲浜中学校、高洲第三小学校、打瀬小学校の12校でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 聞いた感じでは、人口が結構集中しているところかと私は印象的に思っていて、私の地元の高洲第三小学校も入っていると思うのですが、帰宅困難者が出る場合もあるじゃないですか。そういった場合に、通常考えられている避難者数よりも来てしまうということが考えられると思うんです。現時点では整備予定はないですが、今後いろいろな避難者数の動向だとか、そういったことが明らかになった場合は整備される予定ですか。

○委員長（伊藤隆広君） 防災対策課長。

○防災対策課長 防災対策課でございます。

まず帰宅困難者につきましては、東日本大震災のときに避難所に来て混乱がありましたので、別途、一時滞在施設の確保を進めているところでございます。また、今後、避難所につきましては、被害想定の見直し等も踏まえて、必要に応じて備蓄数についても改めて検討し直す必要

があると思っております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 分かりました。

次に移ります。千葉市みんなが輝くまちづくり基金積立金なんですけれども、これは1点だけお聞きしますが、今後、基金の活用の考え方はいかがでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 政策企画課長。

○政策企画課長 政策企画課でございます。

基金なんですけれども、こちらは基本的に給付を頂ける企業の意向に基づいて地域再生計画に位置づけた事業に充当するというものですので、今後も引き続き企業の意向を踏まえつつ、地域再生計画に位置づけた事業に対して、実行に必要な場合に基金を活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 続けて、デジタルツインを活用した自動運転車サービスの導入支援委託についてなんですが、千葉市のこの分野においての目標を、新年度は、また今後はどのように置いているのか、伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 国家戦略特区推進課長。

○国家戦略特区推進課長 国家戦略特区推進課でございます。

新年度は、デジタルツインを活用した仮想空間上での様々な走行シナリオに基づいた安全性検証の結果を現実世界での走行に反映させるなど、相互の実証を進めていく考えであるとともに、並行しまして、警察等の関係機関や民間事業者との協議を進めていきたいと考えております。

今後の実装時期についてでございますが、明確なものはなかなか見通せないところでございますが、国では、2027年度までに100か所以上での無人自動運転移動サービスの実現を目標としておりまして、本市におきましても、この国の方針、スケジュールを目安にしつつ、社会実装に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） デジタルツイン上での夜間における公道を想定した実証の目的と、この幕張新都心とのデジタルツインを活用する関係での実装の目的を、いま一度明らかにしていただけますか。

○委員長（伊藤隆広君） 国家戦略特区推進課長。

○国家戦略特区推進課長 国家戦略特区推進課でございます。

自動運転車の社会実装に当たりましては、天候や昼夜を問わず様々な条件下におきまして、歩行者や信号機等を認識することが必要となりますが、現実世界での実証実験というものは安全性の確保に配慮して行われるため、夜間走行等を想定した内容で実施するのが難しいという現状がございます。デジタルツインの取組はこのような現実空間での実施が難しい夜間等を想定した実証実験、これを仮想空間上で行うことによりまして、安全性の検証を推進し、自動運

転の実装を加速化していくためのものがございます。

また、幕張新都心のような都市部のエリアで自動運転を実装することにつきましては、郊外のみならず、便数が減るなどの影響が出始めている都市部も含めまして、広く社会全般に生かされていくことになると考えております。さらに、都市部では事業性という観点で、民間主体での持続的なサービスを目指すことも可能であるなどのことから、本市では、未来型の国際業務都市として先進的なまちづくりを進めております幕張新都心での実装を推進しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答で、よろしく願いいたします。

今の堅牢なトイレの件ですけれども、各小中学校で1基ずつだと思いますが、ほかには折り畳み式のトイレがそのまま使われていくと思いますけれども、先ほど、風に弱いとか、あるいはランタンをつけたときに、恐らく催しているときに透けてしまうということがあろうかと思っておりますけれども、それらの対応策、全部がこの堅牢なものにすぐ変わるわけではないと思っておりますので、引き続きこの折り畳み式のトイレの活用方法というんですか、問題点をクリアするための対策というのはどのようなになっているのか、教えていただきたいと思っております。

○委員長（伊藤隆広君） 防災対策課長。

○防災対策課長 防災対策課でございます。

まず、現在ある折り畳み式のものとはビニール式のものでございますが、こちらにつきましては、やはり組み立てやすいという利点があるので、引き続き残していくものではございますが、風で飛びやすいということに対して、研修のときとかに、水を入れたペットボトルを置いたり、あと、ペグが一緒に入っていますので、ロープを伸ばしてペグを打ったりとか、そういったことを研修で御紹介しています。

あと併せて、明かりの問題につきましても、やはり防犯の問題が一番大きいと思っておりますので、避難所運営委員会で定期的に防犯の見回りをするとか、そういったことをするようにというようなことを研修等で周知していきたいと思っております。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 見回りしているときだけトイレを利用するということはなかなか至難の業かと思うんですね。ですから、夜は使わないということは絶対できないので、使えるようにするためには、やはり外に明かりが漏れないような対策というものが必要になると思いますけれども、今の状況の中でどのようなものが考えられるのか。見回りですと、トイレに行くときにみんなついていかなければいけないみたいな、そのようなことになっては非現実的だと思いますので、具体的な対策をお伺いしたいと思っております。

○委員長（伊藤隆広君） 防災対策課長。

○防災対策課長 明かり漏れの対策はなかなか具体的なものはないんですが、災害用のトイレはマンホールトイレだけではなく携帯トイレ、固めるタイプのもんですが、そういったものも併せて備蓄していますので、状況に合わせて使い分けていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） いざというときに水が使える、体育館とかその他のトイレも使えますし、簡易トイレもありますけれども、やはり外でやりたいというときに、大小とかいろいろあると思いますので、そのときに内側から何らかの暗幕みたいなものを張るとか、そういったものも必要ではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○委員長（伊藤隆広君） 防災対策課長。

○防災対策課長 工夫の余地があるとは思いますが、また、避難所運営委員会の委員の意見を聞きながらいろいろ考えていきたいと思っています。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） せっかくある資源を使えるときと使えないときがあるというのは変だと思しますので、今のようにならぬ避難所運営委員会の皆さんに問いかけていただいて、どのような対策が取れるのか、私が申し上げた暗幕のようなものを張りつけるのかとか、いろいろできると思いますので、千葉市のほうからも提案とか御意見を伺っていただきたい。

それと、あと新庁舎のアスファルトとコンクリートについてなんですが、これについて、掘って見たら出てきたというようなことだと思うんですが、今建っている新庁舎と、それから駐車場等がございますけれども、それらのところのどの辺から出たのか伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 前も市民駐車場だった、今も市民駐車場ですけども、旧庁舎があったところよりも千葉銀行側というんですか、市民駐車場からずっと千葉銀行のほうに向かっていく通路というか、道路というか、そういった構造物が出てきたというものでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。花園中学校でも実は以前、新築したときに、建替えしたときに、がらが出てきてしまったということだったんですね。

しかしながら、それを取り除いていたりすると高くついてしまう、コスト的にどうなのかということがあって、そのまま埋めておくということがございました。そういう意味で、今、御答弁いただいたところ、市民駐車場とか、ある意味、歩道のところであれば、建物を建てる場所であればそのまま埋めておいてもいいのではないかと、コスト縮減にもなるのではないかとと思いますが、お考えについて伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 旧庁舎を建てたときは恐らくそういう考えで、それ以前にあったものをそのまま残していたのかと思うんですけども、今回は舗装面の関係で、それを取り除かないと新しい駐車場の舗装ができないということがございまして、取り除くことにしたというものでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） アスファルトを整備するための深さ、厚さ、あるいはまた、それとともに埋まっていたコンクリートとかアスファルトの深さはどうだったのか、伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 新庁舎整備課長。

○新庁舎整備課長 新庁舎整備課でございます。

地中埋設物が発見された深さというのは、地表から40センチぐらい掘ったところから出てきました。これまでもやっている外構工事においては、50センチ掘った上で厚みを造って緊急車両にも耐え得る路盤を形成する必要があったから埋設物を処分しなければならないということでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。今、御答弁いただいて、私も思いつきで大変恐縮なんですけれども、わざわざ土の表面を少し削ったようなところが、駐車場のところで見受けられたりするところがあるので、そういった場所から深さ40センチのところのほうに土を移すという考え方はなかったのかどうか、伺います。また、経費もどうなのか、伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 新庁舎整備課長。

○新庁舎整備課長 新庁舎整備課でございます。

敷地内残土については、使えるものについては掘ったところに埋めるとか、そういったことで経費が増えないように工夫をしているところでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） できるところは工夫していただいていると。深さは聞きましたけれども、広さ的にはどのぐらいあったのか、伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 新庁舎整備課長。

○新庁舎整備課長 広さで言いますと、900平方メートルぐらいでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。その場合に、広いのか、狭いのかというと、そんなに広くないのかとも思ったりして、そこは何か工夫ができたのではないかとも思いますし、そこをわざわざ、駐車場としてやっていくときの深さ40センチぐらいでしたら、幾らでも対応できたのではないかと、これは感想なので、分かりました。考え方を伺いましたので、了解いたしました。

それと、次は、財政のほうなんですけれども、港湾の整備で、限度額ということで出ておりますけれども、実際には場所的に港湾のどの辺となるのか、伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

今回の港湾整備ですが、おおむね、千葉港の埠頭先でしたり、あるいは出州栈橋に係る設計ですとか、そういったものを含めてございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 千葉港の埠頭の先と言われましても、どの辺なのかというイメージがなかなか湧きづらいんですけれども、これによってのメリットを伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

港湾整備事業につきましては、もともと地方財政法の中で、受益の負担の範囲内で市町村が負担するものとされているところですので、本市におきましてもこの港湾整備による地域経済の活性化ですとか、そういった一定の利益があることから、負担することについて合理性をも

って負担するものでございます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 具体的にこういった効果がありましたという数字的な、今、経済効果とか伺ったんですけれども、実際にこういったメリットがありますみたいなものがあればお伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 具体的な効果については、県のほうからは県全体として、例えば、経済波及効果があるとか、一定の税収効果があるということは伺っているんですけれども、今後、市の部分でそういった部分がどれだけあるかというのは、引き続き所管局を通じて県に求めていきたいと考えております。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。よろしく願いいたします。やはり千葉市民の大切な財政という観点から、よろしく願いいたします。

それと、交付税についてなんですけれども、今回、令和7年度の当初予算も臨時財政対策債がゼロとなりましたし、この補正予算にしてもかなり金額が今までよりは、この算定結果では、普通交付税が多くて、それで臨時財政対策債のほうはかなり縮減されてきて、今までの数年間と見ますと、大分違いが出てきたかと思うんですが、そこで、将来の元利金償還の一部を償還するために幾ばくか基金に積み立てるところに説明も書いていただいているんですけれども、これについて、金額を設定したその根拠を一つ伺いたいと思います。

○委員長（伊藤隆広君） 財政部参事兼資金課長。

○財政部参事兼資金課長 資金課でございます。

今回、臨時財政対策債の償還財源の一部が前倒しで交付されたわけですが、この額につきましては、国のほうで設定しておるところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。了解いたしました。すみません、私もちょっと勘違いしまして、千葉市が決めたのかと思って、もう少し上限ができるのかと、動きができるのかと思ったんですが、そうではないということが分かりました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） では、一括でお願いいたします。

まず、議案第1号の専決処分についてです。

重点支援給付金の内容については保健福祉局のほうになるかと思えます。ですので、総務委員会のほうではこの給付金について、年度内に予算執行でき得る見込みが立ってこういう形でされていると思いますので、そのスケジュールを確認したいと思います。それが1点目です。

2点目は議案第2号についてです。補正予算についてになります。これは新庁舎に関連して、インフレライドのことがまた出てきました。これはもう悪い意味でなれてしまってきて、インフレライドでもしやうがないと言われてしまうと、もうこの1件だけでも6,800万円また

増えるわけですね。これはもう予算の作り方として非常に不確実性が高くなってしまって、財政の計画性について非常に困難な状況になってしまっているのではないかと。当然、これは千葉市だけの問題ではないんですけれども、このインフレスライドに対して、テクニカルな解決方法とか、対処方法みたいなものを、そろそろもう全国的にも、専門家の間からそういった話合いが出てもおかしくないのではないかと思うんですけれども、そういったものはないのか、お聞かせ願いたいと思います。これが2点目です。

最後、3点目は、これも同じく議案第2号の補正予算についてなんですが、今回、建設局を中心に予算執行の前倒しが目立っています。この事業の前倒しです。といっても令和7年度の当初予算からの前倒しということになると思いますけれども、ただ、当初予算はもともと、皆さんは夏から綿密にいろいろと手続を経て、予算編成作業というのをされて、最後に仕上がってくるという理解をしているんですけれども、では、その当初予算に組み込まれていたものが前倒しになったら、素人目には、当初予算の財源の再配分が必要ではないか、可能ではないかと考えるんですけれども、そこで確認したいのは、それはどの程度の予算額が補正で前倒しになっているのか。そして、この次の当初予算、これは議案ではなくてもう関連するというレベルの話ですけれども、当初予算において再配分予算措置をされていったのか、実際にそれらは款項目節を超えて予定した事業とはまた別の事業に変えていく、そういった予算措置ができるのかということを確認させていただきたいと思いました。

あと、相互支援策のデジタルツインについては先ほど佐々木委員のほうから質問があって、それで内容を把握したという次第でございますので、以上3点で結構でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 まず議案第2号の補正予算の関係から回答させていただきたいと思っておりますけれども、まずインフレスライドの関係です。今回の補正予算につきましては、新庁舎整備のこの事業費の増額を計上したところでありますし、また、新年度予算、令和7年度予算につきましても、新清掃工場といった建設事業費の増加に伴いまして、市債発行額が増加するなど、引き続き物価高騰が財政運営に影響を及ぼしていると認識しています。

今後、さらに新港清掃工場もありますし、リサイクルセンター、あるいは児童相談所などの更新が控える中で、建設単価が上昇基調であるという中で、こういった建物は、一般財源はそのようなに多くかからないんですけれども、市債が増えるということになりますので、市債残高の一定程度の増加が見込まれると思っておりますので、金利の上昇もありますし、そういった中で、健全化判断比率についても将来的な上昇も織り込まれているというところであります。

こういった状況を踏まえまして、事業費のさらなる精査、あるいは実施スケジュールの調整などによりまして、適正な市債の発行規模となるように努めるとともに、市債については交付税措置の手厚い市債を効果的に活用しまして、財政負担の軽減を図っていきたくて考えております。

それから同じく、議案第2号の関係で、前倒しの関係でございます。

国の経済対策に伴う補正予算を行うことによりまして、令和7年度当初予算から6年度のこの補正予算に前倒しする予算の規模は、一般会計では約80億円ということとなっております。その内訳としては、学校施設の大規模改造、あるいは体育館の冷暖房設備の整備、あるいは道

路改良の整備ということになっています。これらの財源は実は国費と市債がほとんどであります。ですので、予算の前倒しに伴う一般財源の相当額というのは僅かでございますので、別事業への再配分というは行っておりません。なお、前倒しによりまして国費を確実に確保できるということもありますし、市債についても元利償還金に対する交付税措置が有利なメニューを活用できるということがありますので、補正予算での対応が、本市の財政運営上でのメリットが多いと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 議案第1号の給付金について回答を申し上げます。こちらについては一昨日の2月17日に記者発表を行ったところでございますけれども、過去に世帯主名義の口座で給付金を受給したことがある世帯など、手続きが不要な世帯に関しましては、本日から順次、支給決定通知を送付いたしまして、3月12日以降、順次支給する予定ということで伺っています。その結果、予定する対象世帯が約11万世帯ございますが、8割以上は年度内に支給できるということで伺っております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 質問だけです。以上です。ありがとうございました。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますでしょうか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一問一答でお願いします。

まず、避難所トイレ環境整備事業についてです。マンホールトイレ用のパネル上屋の大きさ、重量などの仕様を教えてください。大きさについては、収納時と設置時の両方を教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 防災対策課長。

○防災対策課長 防災対策課でございます。

現在参考にしてある商品のカタログによりまして、重さが39.5キログラムです。大きさにつきまして設置時には幅が約1.3メートル、奥行きが約2メートル、高さ約2メートルとなります。これを収納するときには分解して梱包しますので、幅が約2メートル、奥行きが1.4メートル、高さが約20センチメートルとなります。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 倉庫を新たに整備しない場所においては、保管する場所が確保できることを確認されているのでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 防災対策課長。

○防災対策課長 防災対策課でございます。

今回整備する倉庫につきましては、保管スペースが明らかに不足する12か所について優先して整備するものでございます。なお、そのほかの避難所につきましては、既存の備蓄倉庫や学校の空きスペースなどでの保管を想定しているところでございますが、今後、国の避難所に関するガイドラインの改定とか、新たな被害想定などを踏まえまして、避難所の備蓄品の在り方と併せて、備蓄倉庫の適正な配置をまた検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） それでは、防災備蓄倉庫の仕様についてお聞かせください。

○委員長（伊藤隆広君） 防災対策課長。

○防災対策課長 設置する場所で多少変わってくると思うんですが、現在想定しているものは、幅が約3メートル、奥行きが約1メートルで、高さが約2メートル、これ以上の倉庫を各避難所の状況に合わせて設置する予定でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

では、引き続き、千葉市みんなが輝くまちづくり基金積立金についてお伺いします。

みんなが輝くまちづくり基金の設立経緯と活用方針についてお聞かせください。

○委員長（伊藤隆広君） 政策企画課長。

○政策企画課長 政策企画課でございます。

基金設置の経緯についてですけれども、企業版ふるさと納税による寄附金というのは、受け取った年に地域再生計画に位置づけた事業に充当するというのが原則になっております。受領の時期だとか金額によっては、当該年度への充当がなかなか難しいというケースが出てきます。今回この基金を設置した場合には、基金へ寄附金を積み立てることによって、複数年度にわたって寄附金を活用できるという利点がありますので、このような状況を踏まえまして、令和5年9月に基金の設置条例を御承認いただきまして、設置したものでございます。

活用方針ですけれども、基金の活用につきましては、寄附金を受け入れる際に、充当事業について企業の意向を確認するような形になっております。こちらの確認をした上で事業所管課と調整をするんですけれども、事業期間が複数年度にまたがる場合だとか、あと、企業が次年度に実施する事業への充当を希望する場合に、基金を活用して次年度へ繰り越すことにしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 基金の積立額の推移と、充当事業の決定プロセス、誰がどのように決定しているのかについてお聞かせください。

○委員長（伊藤隆広君） 政策企画課長。

○政策企画課長 政策企画課でございます。

みんなが輝くまちづくり基金ですけれども、令和5年9月に設置したもののなので、まだ実績というのがそんなにないんですが、令和5年度につきましては、約5,783万円を積み立てたところでございます。

充当事業につきましては、寄附を受け入れる際に企業の意向を調書で聞くような形になっております。そちらを確認した上で、事業所管課と調整した上で充当先を決定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 千葉開府900年事業もこのまちづくり基金から出されていると聞きましたが、この開府900年事業の事業費のうち、この基金からの支出額がどの程度なんでしょう

か。また、この基金を利用した理由は何でしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 政策企画課長。

○政策企画課長 政策企画課でございます。

今年度、千葉開府900年事業を実施して、開府の日に合わせて、6月1日、2日に実施したところですが、こちらに対して、事業費450万円のうち、寄附金を400万円充当しているところがございます。

寄附金を活用した理由になりますけれども、地域再生計画に位置づけた事業のうち、企業の意向で、100年先に引き継ぐ持続可能なまちづくり事業に活用してほしいという意向がありましたので、こちらを踏まえまして、事業所管課と調整の上、開府900年事業に充当することを決めたという形になっております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

それでは、続いて、デジタルツインを活用した自動運転車サービスの導入支援委託についてお聞きします。

ここで想定している自動運転車サービスの車両は、どのような大きさや業種を想定されているのでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 国家戦略特区推進課長。

○国家戦略特区推進課長 国家戦略特区推進課でございます。

これまで本市におきましては、労働力不足への対応や回遊性の向上の観点から、多くの方が利用できる自動運転バス、路線バスでございますが、バスを想定いたしまして、様々な条件設定の下で実証実験を行ってまいりました。

今後は民間主体の社会実装を目指すに当たりましては、このことに加えて、事業性を考慮していくことが必要でございますので、民間事業者との協議の中で、詳細な車両の大きさや業種などについては検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 最後の質問になります。現実空間での走行実験の今後の予定についてお聞かせください。

○委員長（伊藤隆広君） 国家戦略特区推進課長。

○国家戦略特区推進課長 国家戦略特区推進課でございます。

今後は、デジタルツインを活用した仮想空間上での様々な走行シナリオに基づいた安全性の検証の結果を、現実空間での走行に反映させるなど、相互の実証を進めていきたいと考えております。

実施の時期につきましては、警察等の関係機関や民間事業者との協議を進めて、早期に行えるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。野本委員。

○委員（野本信正君） 一問一答でお願いします。

最初に、議案第1号と第2号の両方に関連してお伺いしますけれども、まず、地方債の補正で港湾整備事業が提案されておりますけれども、本来は県の事業であり、県と協議して負担をやめるべきではないかと今までずっと申してきましたが、いかがでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 この整備事業負担金につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、地方財政法の規定に基づきまして、県の建設事業による受益の範囲内におきまして本市がその経費の一部を負担するものでございます。

本市におきましても港湾整備による地域経済の活性化など一定の利益があることから、負担することについて合理性があると考えております。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 法律を遵守することを常としている当局でありますから、地方財政法第27条2項が、千葉市は県の意見を交換して、その上でイエスとかノーとかということが法律の趣旨だと思うんです。

市はずっとイエスと言いつけてきているだけで、議会から中止が求められているので遠慮したいとか、そういうことを言ったことは全くないのではないですか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 千葉県に対しましては、整備箇所数、あるいは整備手法などにつきましてその都度確認していると伺っております。より詳細なデータの提供もあるかどうかということにつきましては、所管局に話をしていきたいと考えております。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 私としては、議員当選当初からこの問題が大きな問題となっていました。そこでずっと指摘はしてきているのに全然変化しないということは、やはり市の努力は全くされていない。負担するのは当たり前だ、こういう立場で来ていると思うので、非常に問題があると思いますが、いかがですか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 繰り返しになりますけれども、この事業につきましては、県の建設事業による受益の範囲内において本市がその経費の一部を負担するものでありまして、本市におきましても一定の利益があることから、負担することについて合理性があるものと考えております。

なお、開港することによりまして、外国貿易船の総トン数に応じて特別トン税、千葉市には特別トン譲与税が入ってきますけれども、令和7年度の特別トン譲与税の予算額としては3億1,500万円を予定しております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 私は発言するつもりはなかったけれども、財政局長から特別トン譲与税が出されましたけれども、あの利率というのは全く上がっていないんですね。ずっと据置きなんです、一向に増えないんです。だから入っていることは分かるけれども、全然増えない。それは据置きなんです。でも、負担金は毎年、毎年出てくるんです。負担金の問題になったの

は、まだ私が当選間もない頃、当時の川鉄、今のJFEスチールが中心になって、田舎の港だったものがだんだん発展していったと。だからどちらかというと、工業港、川鉄のための港という感じが強かったんですね。そこを整備するのに市が負担させられるということは、大企業の利益のために整備するというにはあるじゃないかという指摘はずっとしてきたんです。

最近港の様子も変わりましたが、でも、その時々負担金の事業をやはりきちっと見る必要があると。その場所によっては本当に市民の利益に係るような場所もあるかもしれないけれども、全く県や企業の利益であって、千葉市には利益がほとんどないようなところもされている場合もあるわけです。

それで、私はもう50何年間見てきましたけれども、毎年3億円とかが出ている。ざっと合わせれば百何十億円ですか、そういう負担がやはり市民のために使われていけばいろいろな仕事のできたのではないかと思うので、やはりきちんと法律に沿って、地方財政法27条の2に沿って、一つ一つの提案された事業をしっかりと検証した上で負担するかしないかを決めるべきだと思うということが一つと、無駄な負担はしないで市民の福祉のために活用すべきかと思いますが、いかがですか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 引き続き、千葉県が実施する整備箇所、あるいは整備手法などにつきましては、その都度確認していくように伝えていきたいと考えております。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 国、県、市とあるんですけども、県の言うことをなかなか批判したり、逆らったりすることはできない。まして、国になるとほとんど言えないというのが市なんだと思っていますが、少しは勇気を出して言ってみてください。もう辞めてしまう局長ではなくて、辞めない人が答えませんか。いいです。

次に、物価高騰対策支援地方創生交付金についてですが、前年度に比べて増えたんでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

この臨時交付金の中で、国から提示されるメニューの中から、地方自治体が地域の実情に応じて必要な支援を行う推奨事業メニューというのがございますが、こちらの配分額について、前年度、令和5年度は3月に16億4,000万円、11月に12億2,000万円配分され、合計で28億6,000万円となっております。

一方で、今年度、令和6年度は、前年度の3月に配分された同時期の配分がございませんで、今回は12月に1回のみ、13億4,000万円が配分されておまして、前年度に比べると15億2,000万円の減額となります。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 379億円が推奨事業メニューの活用になると、16億5,000万円になっているのはなぜか、お伺いします。

○委員長（伊藤隆広君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

この推奨事業メニュー枠につきましては、前年度から今年度に繰り越しております3億円がございまして、先ほど申し上げました、今回12月に配分されております13億4,000万円、こちらを合わせて、16億4,000万円が活用可能額となっております。

こちらの交付金ですが、今回、令和7年度当初予算の物価高騰対策として、学校、保育施設等の給食費高騰分の支援に5億円を配分するほか、2月補正予算では、中小企業者に加えて、高齢者、障害者施設や、地域公共交通事業者への支援、こういったものの各種対策に11億5,000万円を活用することとしており、合わせて16億5,000万円の活用を見込んでいるものでございます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 価格高騰重点支援給付金事業は、前年度と比べての違いはいかがでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 この給付金は、前年度は令和5年度の住民税が非課税及び均等割のみ課税世帯を対象に1世帯当たり10万円の支給、それから、18歳以下の児童を養育する世帯については、児童1人当たり5万円を加算するという制度でございました。

今年度についてなんですが、こちらは4月の専決補正でさせていただいたんですが、こちらは令和6年度に新たに住民税が非課税及び均等割のみ課税となる世帯を対象に加えました。また、12月補正の予算におきましては、令和6年度の住民税非課税世帯を対象に、1世帯当たり3万円を追加で給付するとともに、18歳以下の児童を養育する世帯について、児童1人当たり2万円を加算するという制度に変わっております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 市民生活の状況を見ますと本当に厳しい状況です。物価高騰、特に主婦などはお米が上ってこれから手に入るのかどうかと非常に不安に思っている。そういう状況の中で、交付金に市財政を加えて事業化するべきだと提案してきましたが、例えば、中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金の対象となる領収書が3万円ということですがけれども、2万円まで広げて、中小企業者、零細企業者を救うべきだと思うんですが、どうしてやらないんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 本市におきましては、国あるいは千葉県などの対策も勘案しながら生活者支援として、例えば、専決処分におきまして価格高騰重点支援給付金を支給することとしておりますし、定額減税の不足額給付、あるいは当初予算で給食費の支援を行うこととしております。また、適用者支援といたしましては、先ほどの中小企業あるいは高齢、障害者施設、地域公共交通事業者への支援を実施したいと考えているところであります。

引き続き、国からの交付金を有効に使いながら、国や千葉県で実施する支援も含め、財源を考慮しながら、効果的に市内の生活者、事業者支援を実施してまいります。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 地方から要求の多い事業について、国から新たに支出された国庫支出

金というのはあるんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 地方からの要求が多いもので、今回の補正予算に関連するものといたしましては、まず地方創生の推進に係る国庫補助金について、デジタル田園都市構想の交付金の後継として先ほど来説明がございます、新しい地方経済・生活環境創生交付金が新設され、避難所トイレの環境整備に活用しております。また、戸籍の振り仮名記載の体制整備に係る補助金につきましては、自治体の準備期間を考慮して、交付決定時期が令和7年度から6年度に前倒しされております。

また、学校体育館の空調整備に係る補助金については、補助率の引上げ期間を、令和7年度から実質令和15年度まで延長といった反映がされております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 国から新しく交付された事業の中で、带状疱疹の予防について交付税措置がされるということを聞きましたが、どのような仕組みで、どのくらい交付税措置がされるんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 带状疱疹の関係は令和7年当初予算の関係ということになりますけれども、低所得者分の接種費用につきまして、国が地方交付税を措置することとされておまして、総接種費用の3割程度が交付される見込みと伺っております。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） せっかくできて、県内の先進市では65歳以上となっているのに、所管は65歳から70歳、75歳と刻んで予防するというんですけれども、国のほうの交付額がこういう制度にするように指示されているんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 これは市だけの問題ではなくて、国全体の方針ということでもありますけれども、定期接種の対象者につきましては、国の厚生科学審議会におきまして検討した結果、带状疱疹の罹患者数が70歳代にピークを迎えること、あるいはそのワクチンの有効期間等を考慮して対象者が65歳と決定されたものであります。

また、その審議会における議論の中で65歳以上の人口が多いこと、あるいはワクチンの安定供給といったことを考慮いたしまして、5年間の経過措置として5歳刻みの年齢を対象に加えるとともに、来年度に限っては100歳以上の方、これは全ての方を対象としたところでございまして、本市においても国の方針に沿って対象者を決定したものと伺っております。

なお、地方交付税につきましては、低所得者分の所要額について措置することとされているところでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 財政局に対してそろそろ最後にしたいと思うんですけれども、このほかの事業に、新たに国からの支出はないのかと、私は要求したのかという設問であります。それはなぜかといいますと、神谷市長は学校給食を無償化しようと言うと、それは国がやらなければできないと言って、全くやろうとしていない。では、学校給食の無償化について、神谷市

長は、千葉市は国に対して要求したんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 まず、このほかの事業に新たな事業ということで申し上げますと、国の補正関連で申し上げますと、各種物価高騰対策のほか、防災・減災、国土強靱化等の推進といたしまして、学校施設の大規模改造、下水道施設、あるいは道路整備に加えまして、保育環境の充実といたしまして、こども誰でも通園制度などが国への要望に関連するものとして、国が補正予算化しまして、本市も2月の補正予算で計上してもらっているところでございます。

給食費につきましては、もちろん本来的には一公共団体で行うべきものということではないと考えております。子育て世帯の経済的負担の軽減措置につきましては、居住地の違いによって異なるべきではなくて、全国において公平に実施されるべき施策であるということなどから、国の財政措置による学校給食の無償化の実施について要望しているというところでございます。

なお、先日の衆議院予算委員会におきまして、石破首相より、まずは小学校を念頭に2026年度以降、できる限り早期の制度化を目指すという旨の発言があったということは承知しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 財政局に対して最後の質問ですけれども、議案第2号の中の補正予算で、新庁舎整備に係る予算が出ております。工事間流用土の受入れが変化した理由は何ですか。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 当初の予定では、混入土砂によりまして旧庁舎の跡の埋戻しを行うという計画にしておりましたが、ほかの公共工事で発生した発生土を受け入れることによりまして、土砂の購入を減少させ、工事費の節減を図ったというものでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） と言いますと、公共工事をやっているときは、そこで残った土をそれぞれ流用して効率的に使っているということですね。今回は少し値余りがあったとか、足りなかったとか、そういうことだと、分かりました。

新庁舎整備に関連して質問しますが、基本設計において、本庁舎の地面から5メートルのところに線があるのは何なんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 高潮の想定される最大の浸水の深さを表したものでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） また、電気設備などが、従来は地下にあったものが2階に整備された理由は何ですか。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 高潮で想定されます最大の浸水の深さ5メートル、それよりも高いところにある2階に電気室ですとか非常用発電室を設置することで、総合防災拠点としての業務の継続性を確保したというものでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 高潮によって道路から5メートル上に海水が流れ込んでくる、そのことがあった場合の対策として電気室なども上にしている、こういうことだと思うんですが、危機管理の質問のときに、美浜区に津波は来ないのかと言ったら、来ませんと答えたんですよ。津波が来なくても高潮の被害というのは5メートルまで想定できるということになると、これは人家にもかなり影響があるのではないかと思うんです。

それと問題は、高潮と満潮と津波がトリプルで同時になったときは5メートルを超してしまうと思うんです。ですから、かなり慎重に考えると5メートルでも不足かということもあって、美浜区には津波が来ないというのは、これは神話ではないかと、やはり高潮の被害もあると。満潮だったら大変だと、それで津波がトリプルで来たら相当な被害になるかもしれない。そういう対策はちゃんと立てなければいけないと思うんですが、財政に言ってもしよるがありませんから、今日は危機管理も来ていますので、ここで申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答でお願いします。

質問項目は大きく3つありまして、1つ目が港湾整備事業費に関してなんですけれども、これは、今年度は6,000万円計上ということで、先ほど千葉港の整備に使われるということだったんですけれども、千葉市全体として千葉港以外でもあるのか、それとあと、千葉港でどのぐらいまだ整備事業として必要な整備項目が残っているのか、分かる範囲で教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

港湾整備事業につきましては、この千葉港に関する整備ということで負担を行っているものです。今後の負担額ですが、正確な金額はこちらも聞いてはいないんですけれども、今後、埠頭の埋立てに伴う棧橋の整備、そういった部分を予定しておりますので、そういった分で経費が見込まれてくるものと思います。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 今回は6,000万円ということで県の整備費の一部を千葉市が負担しているというお話が先ほど別の方の質問であったと思うんですけれども、今回は千葉市で単独で整備した場合と比べて、千葉港の令和7年度の実際に整備する場所の費用が6,000万円で、割高なのか、割安なのか、その辺りを把握していないので、実際に分かればいいんですけれども、この6,000万円というのが実際の工事費、千葉市全体としての工事の一部負担ということなので、それが6,000万円と、千葉市だけで考えた場合に、それがあつる意味、ほかの地域の分も賄っていて割高になっているのか、それとも、ある意味割安でできてしまつているので、千葉県負担金を払つているのか、分かれば教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

市が単独で行つた場合との費用比較というのは行つておりませんので、その部分は分かりかねます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） そこを調べるのもお金がかかると思うので、実際どのぐらいかというのはすぐに分からないと思うんですけども、大体の予算額で、割高なのか、割安なのか分かれば、千葉市が単独でやるという方向性もそこで数字上判断できますし、逆にほかの部分が少なく、千葉市は千葉港というものを持っているので、割安でできているのであれば、そこは継続と思うんですけども、いかがですか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政課長。

○財政課長 全てをお答えすることはできないんですが、例えば、出洲の栈橋の設計ですとか、出洲の3号物揚場の撤去ですとか、そういったもので、国の補助事業については当然国の補助が入りまして、さらにそれ以外の部分につきましては、32分の23が県、32分の9が千葉市という負担割合になっています。また、県単独事業につきましては、10分の7が県、10分の7が市というような負担割合になっております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） すぐ計算が私はできないので、分かれば、今後、概算でもいいので、今の港湾事業整備費の負担が適正なのか、ある程度財政局でも把握していただいて、そこで今後の方針をまた検討いただければと思います。

ちなみに、この港湾整備事業費の今までの総額はどのぐらいか、大体分かれば教えていただけますか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

今までの総額ではないんですが、直近10年、平成26年から令和5年度までの決算で申し上げますと、市の負担額がおおよそ14億9,300万円となっております。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） その14億円も適正かどうかということも含めて、今後、港湾整備費の一部補助の金額が適正かどうかというのは調べていただけると、というのはこの場ではいけないんですね。すみませんでした。

2つ目に移ります。新庁舎整備に関してなんですけれども、こちらは令和7年4月、2か月後ぐらいに全体竣工ということで、変更契約の締結も専決処分を来月に控えていると思うんですけども、これまでの新庁舎整備事業の総額が分かれば教えていただけますか。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 274億2,200万円でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 270億円以上ということで、これがある意味、初期費用というか、イニシャルコストだと思うんですけども、工事が最終段階になってきて、緑が多いという印象もありつつ、いろいろ見えてきたんですけども、新庁舎敷地内の毎年の維持管理費はどれぐらいを想定しているのか、現時点でどのぐらいかを教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 新庁舎整備課長。

○新庁舎整備課長 新庁舎整備課でございます。

新庁舎の管理について、来年度の庁舎管理費なんですが、若干コミュニティセンターも入ってくるんですけども、6億8,000万円程度の庁舎管理経費が必要となります。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。意見は後で、また改めてお伝えします。

最後、3つ目なんですけれども、デジタルツインを活用した自動運転車サービス導入支援委託に関してなんですけれども、こちらは令和7年度の国家戦略特区の推進で2億円補助ほど予算で計上しているかと思うんですけれども、それとは別で1億1,000万円ということで、もともと令和6年度にやろうとしたものを1億円分遅くなると思うんですけれども、令和7年度分ではこの自動運転に関するものを、どのぐらいの予算で、こういった内容で行う予定なのか、それとも、令和7年はこのデジタルツインだけでやるのか、その辺りを教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 国家戦略特区推進課長。

○国家戦略特区推進課長 国家戦略特区推進課でございます。

令和7年度も自動運転車サービスの実証について予算化をしておるところでございます、関係経費は1億7,000万円を予定しておるところでございます。

実証実験として行う内容として想定しておりますのは、今年度こちらで今構築しておりますデジタルツインを活用するような形で、自動運転車サービスの現実空間での実証実験等も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 令和7年度の1億7,000万円に今回のも含んでいるということなんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 国家戦略特区推進課長。

○国家戦略特区推進課長 国家戦略特区推進課でございます。

令和7年度の予算にはこれについて、今、議案として提出しておりますデジタルツインを活用したこの構築に関する経費は含まれておりません。令和7年度に予定しておりますのは、構築した後のデジタルツインの環境を活用した形での自動運転車サービスの実証実験を別途取り組んでいくということを想定しております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） こちらの繰越明許費で今回の補正で遅れてくると思うんですけれども、実証実験自体は令和7年度中に想定しているものはできそうですか。

○委員長（伊藤隆広君） 国家戦略特区推進課長。

○国家戦略特区推進課長 国家戦略特区推進課でございます。

こちらの、今、議案として出している取組につきましては、本年の7月末までで事業を完了する予定でございます。また、こちら令和7年度の取組につきましては、当初より7月頃に見込まれております国の補助金の採択、これを受けて取り組んでいく予定でございますので、こちらの契約延長による影響はないものと認識しております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。質問だけ、また最後に1つ、財源に関してなんですけれども、繰入金というのはどこの繰入金で計上しているのでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 国家戦略特区推進課長。

○国家戦略特区推進課長 国家戦略特区推進課でございます。

こちらは令和5年度に受け入れました企業版ふるさと納税の一部なんですけれども、こちらをみんなが輝くまちづくり基金に積み立てておりまして、この財源を繰り入れていくものでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。後で意見は言いたいと思います。質問は以上になります。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますでしょうか。米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答でお願いします。

まず、津波の件ですけれども、あまり津波は全く来ないということを言い切らないほうがいいと思いますよ。東京湾の中で地震が起きたら津波がと、まさに言っているじゃないですか。

だから、そういうことはあまり言い切らないほうがいいと思います。ほとんど高潮の影響があると思うけれども、津波は想定できないことはないぐらいのことで言っていたほうがいいと思います。意見はどうですか。

○委員長（伊藤隆広君） 危機管理監。

○危機管理監 まさにそのとおりでございます。来ないと私どもは言っているつもりはございませんでして、今は高潮の対策が大切だという話をしております。想定については、津波についての想定があまり高くない、被害がひどくないという想定が出ていますので、順番としては高潮対策を今進めようというところで備えております。高潮が来ないということは我々としても言えませんが、津波が来る可能性、被害が大きくなる可能性は低いですと。

ただ、来ないというところは誰も言えませんが、そこは米持委員のおっしゃるとおりで、我々としても来ないということは言えませんが、来る可能性が低いと、高潮の対策が今我々としては重点的に取り組みたい。高潮の被害が大きいというところから順番にやっていくと御理解いただければと思います。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 分かりました。そういうことで、あまり恐れる必要はないけれども、やはり来ないというのは、私が聞いているところによると、登戸とか、それから東京湾の奥のほうでは来た形跡があるという言い伝えもあるんですよね。その辺に注意していただきたいと思っております。

それと先ほどの港湾事業費ですけれども、私は、千葉市は県より効果をもらっているのではないかと考えていますけれども、それはどう思っていますか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政局長。

具体的な数字はないんですけれども、平成20年代に出した少し前のデータになりますけれども、千葉県の発表によりますと、千葉県全体ではありますが、千葉港の経済波及効果は8.4兆

円としていまして、その影響は非常に大きいと考えております。ただ、そのうち千葉市分がどれだけとか数字がリニューアルされているという形ではないんですけれども、当時はそういうことで公にされているということでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 当然、国庫補助金もあるわけですよね。もちろん県のあれも市の負担もあると思うんですけれども、大体、県とか国に寄りかかって、千葉市の港湾をうまく発展に利用したほうがいいと思いますよ。むしろ、私は港湾そのものを、政令指定都市でありながら管理権を県に取られて、県は譲らないと思いますけれども、それは早く取ったほうがいいと思いますけれども、いずれにしても、効果は県より千葉市のほうがあると私は見ていますけれども、どう認識していますか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 負担の割合は県の負担に対して千葉市の場合はかなり低くなっていますので、費用に対する効果という意味では、かなり効果はあるおではないかと考えております。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） それよりも港湾管理権そのものを千葉市は早く獲得するようにしていただきたいと思っております。

それと、前倒し補正というのをやりますけれども、これは前倒し補正というのは非常にいいことではないでしょうか、どういう考えがありますか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 委員おっしゃるとおりでございます、やはり年度途中での追加の経済対策ということですので、それに対する国費であるとか、活用できる市債に対しても手厚い財源措置がされていますので、財政運営上はメリットが大きいと考えております。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 私は非常にいいことではないかと思っております。それから、みんなが輝くまちづくり基金、これは私はいいい制度だと思っております。ただ、企業の希望を聞くということをおっしゃるけれども、企業の希望ではどのような希望があるのでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 政策企画課長。

○政策企画課長 政策企画課でございます。

基本的な仕組みとしまして、千葉市が地域再生計画というのを作っておりまして、こちらは基本計画だとか実施計画に基づいた方針を受けて作ったものでございます。この中で、企業の方が寄附をしていただくときに、関心のある事業に充当しているという形になっております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 分かりました。あくまでも千葉市のいわゆる方針について、その中の希望を言うというだけで、自分の企業のためのメリット、希望とか、そういうのではないということに理解していいんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 政策企画課長。

○政策企画課長 政策企画課でございます。

委員おっしゃるとおりでして、千葉市が持っている計画に対して賛同が得られる場合に寄附

していただくという形になっております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） ありがとうございます。

次に、また前後しますけれども、庁舎建設のインフレスライドというのは、基本的に、原則でいいんですけれども、どのような形で算定するようなことになっているんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 前回インフレスライドを行った時点から、その後に行う事業費につきましてある基準日を設けまして、その時点で、以前の価格を設定したときからそれぞれの、例えば、人件費ですとか、資材費がどのぐらい伸びているかということについて選定いたしまして、その伸び率をそこに掛けて、その以後行う工事分についての事業費については、新たな単価で計算し直すという形になるかというものでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） そうすると、千葉市独自にそのインフレスライドは計算できるんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 そのやり方というのは国土交通省のほうで示しておりますけれども、またその上がっていった率というのも示されておりますので、それに基づいて計算するということになります。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 契約金額があってないようなところがあるのではないですか。そのような感じがしますけれども、そうしたらどうにもならないではないですか。最初に業者は安く落札して、それで談合していればどんどんスライドできる、それはどうなんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 一番最初に行った契約額のと時の見積額、それをスタートにして、その後どのぐらいの割合の物価が上がっていったかという形でスライドしていくものでございますので、最初に低く設定すれば、その後物価が上がっても、低く落札した場合においては、2回目で上がるというものではなくて、その金額を基に割合で上がっていくという形になっておりますので、そういったことはないと考えております。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） あまりよく理解できません。どうぞ。

○委員長（伊藤隆広君） 新庁舎整備課長。

○新庁舎整備課長 新庁舎整備課長でございます。

物価スライドのやり方なんですけれども、あらかじめ市と事業者の合意に基づいて、こういった統計資料、公に公表されている物価指数の統計資料があるんですが、その上昇率を使っております。

その考え方なんですけれども、ある地点からこの間、基準日まで何パーセント指数が上昇したかという考え方でやっていますので、初めは安くやっていったとしたら、当然その後も安くなりますので、あくまで公の資料で起点を設けてやっているの、そういったことはないかと

思っております。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） あまりよく理解できません。この辺でいいです。分かりました。

それともう一つは、今、非常に駐車場が整備されていますけれども、従来の駐車数と、今度新しくできた駐車数の差というのはどのぐらいあるのかということと、それから、国道14号線からどれぐらい離れたところが庁舎用地になるのか、教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 新庁舎整備課長。

○新庁舎整備課長 新庁舎整備課です。

まず、駐車場なんですけど、先月というか、今、完成に近い形になっているんですけど、その直前は今より20台から30台ぐらい少ない状態なんです。今現在の状態としては約300台でございます。旧庁舎ですけども、工事に着手する前というのは、一般車両用としては400台程度だったと記憶しております。

あと、庁舎の敷地なんですけれども、将来活用検討地の幅がたしか四、五十メートルぐらいだったと思いますので、道路から、歩道を挟むともう少し増えた距離から、60メートルとかそれぐらいから海側が本庁舎の敷地になるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） そうすると、国道14号線から大体60メートルぐらいがいわゆる借地、貸地になるわけですか。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 その部分につきましては、どのような活用をするか。民間に貸す、あるいは市が持って公的な利用をするということも含めて、幅広に今後検討していきたいと考えております。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 分かりました。ですと、駐車場の数は少なくなるという理解をされているんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 新庁舎整備課長。

○新庁舎整備課長 これまでの工事期間よりは増えておりますが、旧庁舎時代よりは100台とか90台ぐらい少ない形になってきます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） それと、いわゆる全員協議会室、あそこで研修会をやったときに、講師が思わず独り言で、何だこのウナギみたいな会場はということをやったんですけども、ああいう細長いのは意識して造ったのか、それとも結果論として細長くなってしまったのか、その辺はどうなんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 新庁舎整備課長。

○新庁舎整備課長 新庁舎整備課でございます。

本会議場があつて、その隣に全員協議会室があると思うんですが、その全員協議会室と本会議場の間に機械室が入っています。それは本会議場の空調等を回すための機械でございます。

で、物理的な制約とか、そういった構造上、あのような形になったと承知しております。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 理解しました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますでしょうか。渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺 忍君） 一括でお願いします。

まず初めに、避難所トイレ環境整備事業についてですけれども、こちらのパネル上屋で、車椅子利用についての検討がされてこのような形になったのか、あるいは一避難所に1つとした理由などをお示してください。

あと、避難時に実際使えるように、避難訓練時にもこういったものを多様な方に使っていただく必要があると理解しておりますけれども、障害の方など避難訓練への誘導をどのように考えているか。

あと、もう1点は、総務局の給与改定による人事委員会勧告によるところで、予算は今回補正が入っていますけれども、前回の議会で、会計年度任用職員については、今回は条例改定がされないというか、遡及はされないということになっておりまして、聞いたところによると、浜松市、福岡市が同じように遡及していないだけで、あと岡山市は1月から改定されているということでした。インパクトも、事務補助などでも週30時間だと本来なら33万円アップする、フルタイム保育士、28時間勤務の図書館司書などは35万円アップができるようなところだったと、もし想定すればそういうインパクトになりますけれども、これは全体予算として人数を掛ければよいと思いますけれども、もし遡及した場合には、今回の補正でさらに幾らの増しが必要だったか、以上2件についてお願いします。

○委員長（伊藤隆広君） 防災対策課長。

○防災対策課長 防災対策課でございます。

トイレについてお答えいたします。まず、今回整備する5基のうちの1基につきましては、もともと5基のうちの1基は車椅子対応で、手すりのついたようなトイレで少し大きめのテントでやっていたものを切り替えるものでございますので、引き続き、車椅子対応のパネルということで考えております。これを5基のうち1基にした理由といたしましては、堅牢で頑丈なものである一方で、組み立てやすさというようなところではやはりテントのほうが利便性がありますので、そういったものの比較もありまして、まずは1基整備して避難所運営委員会の皆様の御意見等を聞きながら今後について方針を決めたいというものでございます。

それと、実際に車椅子の方とかについて訓練していただくということは、これも重要なことだと思っておりますので、まずは設置を普及することが第一だと思っておりますが、併せてそういった障害者の方の御協力とかも得ながら、訓練の方法も工夫していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

御質問のありました、令和6年度に給与改定を会計年度任用職員が遡及した場合ということで、令和6年度の当初予算のベースで試算をいたしますと、影響額が12億円ということで試算しておりました。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 渡辺副委員長。

○副委員長（渡辺 忍君） 以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、両議案に対する賛否表明、意見要望がありましたら御発言をお願いいたします。野本委員。

○委員（野本信正君） 先ほど来から問題になっております港湾整備事業負担金についてであります。我が党は反対をいたします。

その理由でありますけれども、港湾管理者は千葉県であります。千葉県が当然しなければいけないものを市に負担させる、その根拠として地方財政法第27条を適用しております。第27条を見ますと、負担をさせることができるか書いてあります。しなければいけないとは書いておりません。ですから、第2項には、負担に当たっては負担させる側とする側で協議される、こう書いてあります。ところが今まで何度聞いてきても協議したような様子はなく、県の言いなりで負担をしていると思います。ですから、そういう負担の根拠が薄いものについてはやめて、市民の福祉や暮らしに使うべきだというのが1点です。

2点目は、この港湾整備負担金が課せられてきた歴史的経過を見ますと、川鉄が千葉市へ進出して、当時はバースもほとんど整備されていませんでした。ですから、かなり県が整備しなければいけないと、こういう問題があって、そういう中で市も負担させられてきたわけですが、では、千葉市はどうかと言いますと、川鉄を誘致するのに企業誘致条例というものを設けまして、固定資産税を10年間取らなかつたんです。さらに2年間、12年間取らなくて、そういうことで大サービスをしてきた。そして挙げ句の果てに川鉄公害でたくさんの方が喘息で苦しめられました。そういう中で港湾整備、川鉄の利益になるようなものにまでさらに負担させるのかという根拠を持って我々は反対してきたという、歴史的な経緯がございます。

それから、3点目に港湾管理者の問題ですけれども、港湾管理者はそれなりに整備負担がたくさんございます。港を持っているということはメリットもあるけれども、かなりの負担がかかるということであって、軽々に千葉市が管理者になればいいということを我々は申すわけにはいきません。

以上で私の党は本件については賛成できない、反対であるということを表示させていただきます。ありがとうございました。

○委員長（伊藤隆広君） ありがとうございます。

ほかに意見要望、賛否表明がありましたら御発言をお願いします。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございました。

やはり港湾の関係で、法的根拠があるということと、それから負担率が大分低く抑えられているということと、それから川鉄のお話が出ましたけれども、誘致するのにやはり優遇政策というのがあったかもしれませんが、我が会派の先輩議員の一般質問で、相当税収があったと、金額は忘れてしまいましたが、大変多くの税収を川鉄のほうからこれまで頂いているということも含めて、今回は川鉄とはまた違うかもしれませんが、千葉市にある港湾を整備することによって、千葉市民がいろいろなところに足を運ぶことができる、こういったところもあると楽

しんでもらえる。そしてそれがあからこそ、先ほども御説明がありましたように、市内の活性化というんですか、こういったいろいろなところを見るところがあるということは大変魅力的な千葉市にも通じると思っていますので、ぜひこれは進めていっていただきたいと思えます。ただ、かなり負担軽減にはなっているわけですが、法的根拠もありますけれども、さらなる負担軽減に向けて検討を、またほかのお話もありますので、合わせ技で取り組んでいただければと思います。

それと、あと、先ほど来から伺っていたこの堅牢なトイレの取組でございますが、それと併せて、今まである折り畳み式のトイレを、今のところは利活用していかなければなりません。全部一斉に変えるわけではございませんし、いずれにしても、簡易トイレにしても、はっきり言ってしまいますと困りが無いとできないわけですよ。ですからそういった意味で外からも見えない、中に光があっても夜も使えて便利なものにしていかなければいけないと思えますので、先ほど申し上げましたけれども、せつかくある資源を有効活用するために何かしらの対応策を千葉市としても取っていただくか、または先ほど御答弁で、避難所運営委員会の皆さんの意見を聞くということでしたが、財源もなしなので、なかなか難しいと思えますので、ぜひ主導権を取っていただいて取り組んでいただきますよう、これは強く要望させていただきます。

あと予算的な面につきまして非常に今回は国の対策というものも求められると思うんですけれども……

○委員長（伊藤隆広君） まもなく時間です。

○委員（三瓶輝枝君） そうですか。すみません。例えば、米対策です。米が2倍ぐらい高くなってしまって、その対策を国でもやっていたらいいんですけども、非常に動きが遅いというか、これは千葉市の責任でも何でもないと思えますので、国の対策をもっと進めて、キャベツも800円ぐらいになって、これは9月からしますと、当初は1玉100円だったんですよ。それが200円になって今の状況になっていますので、国の経済対策で取り組んでいただくことを要望いたしまして、千葉市の施策については賛同させていただきたいと思えます。

○委員長（伊藤隆広君） ほかがございますでしょうか。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 先ほど質疑をさせていただきましたことを踏まえまして、補正については、私たちが国の補正に対して、12月に市長に対して緊急要望を出させていただいたという経緯がございます。そこで求めた内容をほとんど盛り込んでいただいたというところで、総じて高く評価しているところでございます。

具体的には、例えば、専決処分のこの給付金についても、年度内に給付を何とかスタートしてくださいということで強く求めたところも、明日から通知も始まるというお話も、8割程度は年度内にできるという話も伺いました。

また、そのメインの内容についても、ここでは特に取り上げられませんでしたけれども、やはり燃料費、モノレールも入っていますので動力費という形になっていますけれども、公共交通機関がこれだけピンチな状況の中で、この物価高騰がとどめになってはいけなないので、それをしっかり支えるということは極めて重要ではなかったのかと思えます。

そういった意味でも、様々なメニューを高く評価しているといったところもございまして、そのいろいろな執行の仕方であるとか、そういった編成の仕方についていろいろ伺いました。前倒し事業についても適正に処理されているといったことも確認できましたし、またイ

ンプレスライドについても引き続き、その市債への影響なども私たちが注視していきたいと、このように思いました。

以上をもちまして、賛成とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤隆広君） ほかほございますでしょうか。米持委員。

○委員（米持克彦君） 補正予算ですけれども、いわゆる前倒し補正とか、ああいうのは非常にいいと思っております。

それからもう一つは港湾管理費ですけれども、財源がなければ社会保障費を補填できないわけですよ。だから、入るものを確保しなければいけない。そして、出るものに対して対応していくということなんです。だから欲しい、欲しいと手ばかり出してしまっって、財源を生まなければ話にならない。そういう意味では私は港湾事業費というのもやむを得ないのではないかと。費用対効果を見る限りメリットがあるのではないかという感じはしますので、こういう補正については賛成だという意見を申し上げておきます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかほございますでしょうか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 4つあります。まず避難所トイレ環境整備事業についてですが、マンホールトイレと備蓄倉庫の仕様をお伺いしました。マンホールトイレの上屋の収納時の仕様が幅2メートル、奥行き1.4メートル、高さ20センチ、備蓄倉庫が幅3メートル、奥行き1.0メートル、高さ2メートルと、収納時のこの上屋の仕様をそのままこの備蓄倉庫に入れようとするすと、重心もあるのものでそのままの位置で入れようとするとは入らないんですよ。立ててやらないといけないということになりますけれども、備蓄倉庫の高さと底面の幅が同じということで、非常に難しいのではないかと。実際に本当にこの倉庫でこれが収納できるのかどうかというのをもう一度考えてみてください。また、あと扉が観音開きか、横開きかとかいうことも見てみてください。実際に使うときにどうなのかというのを確認してみてください。それが1つです。お願いします。

2番目です。千葉市みんなが輝くまちづくり基金積立金についてです。先ほどの御答弁で、この基金が複数年にわたって使えるということで基金が設立されたということをお伺いしました。また、この輝くまちづくり基金という、まちづくりということが入っているので、継続的な活用が必要なんですね。居場所づくりというところにぜひ使っていただければと思います。もちろん企業のこれに使いたいというお話を伺ってということだと思っておりますけれども、ぜひ継続的にまちづくり、地域づくりということで、居場所づくりはどうでしょうかということをご提案していただければいいと思います。

3つ目です。デジタルツインを活用した自動運転車サービスについてです。先日ニュースで、今年の3月3日より新東名高速道路にて深夜時間帯に自動運転車優先レーンを設定して自動運転トラックの走行実験を行うというニュースがありました。物流における自動運転サービスが広く使われるようになるのは、もうすぐそこまでという感じがしております。

一方、市民の皆さんの足として使われる車両については、もちろん今されている大型のバスもそうですけれども、多様なライフスタイルや働き方になっていることを考えると、小型の車両でのサービスが多くなるのではないかと思います。ですので、この自動運転サービスをより広く実現していただけるようになるために、ぜひ小型車両を使ったデジタルツインを考えてい

ただきたいと思います。

○委員長（伊藤隆広君） 時間です。まとめてください。

○委員（黒澤和泉君） 最後に、港湾整備についてですけれども、野本議員のお話を伺って、確かに港湾整備の管轄は県であり、市の負担は協議によって任意的に行われるというお話を今伺いまして、協議がなされていない中で市の負担があるというのは少しどうかと思いますので、これについては反対という立場を取らせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 補正予算第6号、第7号議案に関してはおおむね賛同する立場からの所感を述べさせていただきます。

今日質問しました港湾整備事業費に関しては、割安なのか、割高なのか、千葉市負担が適正なのかということに関して、割安なのではないかという感覚はあるという話が私の質問の後にあったので、引き続き注視していただき、県との協議が可能であればそこは協議をしていただくという形が望ましいのかと思いました。

続きまして、新庁舎整備に関してなんですけれども、こちらは初期費用が270億円以上で建設が完了しそうで、毎年の維持費が毎年7億円弱ということなので、少し維持費が私の感覚よりはちょっと多かったかという感覚なので、できる限り経費を削減していただけるような形を模索していただければと思います。

最後に、デジタルツインを活用した自動運転車サービスの導入なんですけれども、こちらは丁寧に御答弁いただきまして、遅れずに令和7年度実施分もできるということなので安心しました。ぜひ、こういった遅れも踏まえた上で適切な実施を今後も行っていただければと思います。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、逐一採決いたします。

お諮りいたします。まず議案第1号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分中所管を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（伊藤隆広君） 賛成全員、よって、議案第1号は承認されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（伊藤隆広君） 賛成多数、よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。

御苦労さまでした。

[総合政策局・総務局退室、財政局入替え]

○委員長（伊藤隆広君） それでは、審査の都合により、暫時休憩といたします。なお、再開時間は13時10分といたしますので、よろしくお願いたします。

午後0時9分休憩

午後1時10分開議

○委員長（伊藤隆広君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

議案第6号審査

○委員長（伊藤隆広君） 次に、議案第6号・令和6年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。財政部長。

○財政部長 財政部でございます。引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

財政局説明資料の11ページをお願いいたします。

それでは、議案第6号・令和6年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ9億6,892万円を減額し、総額を1,380億9,964万2,000円とするものでございます。その下の表が歳入歳出補正予算の事項別明細書になります。

歳入ですが、款1・財産収入は、金利の上昇に伴い、増額となる市債管理基金収入を追加いたします。

款2・繰入金は目1・一般会計繰入金について、利率が下回ったことなどにより減額をいたします。目15・市債管理基金繰入金は、市債償還利子の軽減に活用するため追加するものでございます。

次に、歳出ですが、款1・公債費、目2・利子ですが、発行利率が下回ったことなどにより減額するとともに、目4・市債管理基金費は市債償還利子の軽減に活用するため追加するものでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 御質疑がありましたらお願いいたします。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いします。

先ほど補正予算のところでも伺ったんですけども、また、こちらの市債管理基金で元利金、利子がこれだけ減るということで、これは借りているところの都合でこうなるのかというのをまず最初に伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 財政部長。

まず、この当初予算の設定時でございますけれども、昨年の3月にマイナス金利が終了するというので、その後の金利の上昇のリスクへの対応ですとか、国のいわゆる国際金利の動向を踏まえて、主要な発行商品である10年債の利率を年1.5%として予算化したところでございますが、実績の発行率が1%程度になったことなどから今回、減額を行うものです。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。詳しく御説明いただきました。これによって公債管理基金の残高が減らずに済むと、変な質問の仕方ですけども、もう一度、残高のほうは幾らが幾らになったか、伺いたいと思います。

○委員長（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 こちらについては利子のほうの繰出しでございますが、市債管理基金のほうは基本的には元金に対する返済を積み立てていくというものですので、直接この繰出しとは関連性はございません。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） そうしましたら、減らすことになった利子の分、これだけ減らす分はどういったところから減らすのか、あるいは、単に発生しないのか。どういうことなのか、もう一度伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 こちらについては、一般財源として一般会計から公債管理会計に繰り出す、そのお金が減るということで、一般財源が減ることになります。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますでしょうか。野本委員。

○委員（野本信正君） 一括で結構です。

市債管理会計というのは千葉市の市債を全て管理していると聞きましたが、よろしいですか。

○委員長（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 そのとおりでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 分かりました。終わります。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がありましたら、御発言をお願いいたします。野本委員。

○委員（野本信正君） この会計には千葉市が今まで発行している市債が全て入っているということですので、私どもが批判している、市民のために有効に活用したほうがいいからそういう事業は後回しにしたり縮小したほうがいいだろうという、よく米持委員が大型開発がどうのこうのと言いますけれども、そういうようなものも含まれておりますので、反対させていただきます。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） これは現実にこういう事実があったということで、ただ単に受け止めさせていただきたいと思います。賛成です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号・令和6年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長（伊藤隆広君） 賛成多数、よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。説明員の入替えを行います。ありがとうございました。

[財政局説明員入替え]

議案第52号審査

- 委員長（伊藤隆広君） 次に、議案第52号・旧千城台西小学校の跡地に係る土地の処分についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。資産経営部長。

- 資産経営部長 資産経営部でございます。座って説明させていただきます。

議案第52号・旧千城台西小学校の跡地について御説明いたします。

財政局説明資料の12ページをお願いいたします。

1の趣旨ですが、土地の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものです。

2の処分地の概要ですが、所在は若葉区千城台西2丁目21番1です。

地積は、1万3,079.87平方メートルです。

地目は、学校用地でございます。

3の処分方法ですが、一般競争入札で、最低売却価格を4億4,900万円に設定し、本年1月17日に入札を執行いたしました。

4、（1）処分予定額は、4億8,010万円、（2）処分予定先は、美樹観光株式会社です。

5、処分の経緯及び今後の予定は記載のとおりですが、議決をいただきましたら本年4月11日までの全額納付を確認後、引渡しとなります。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

- 委員長（伊藤隆広君） 御質疑がありましたらお願いいたします。野本委員。

○委員（野本信正君） 千城台西小学校は、長らく子供たちが学んだところがなくなって非常に残念に思っておりましたが、こういう方向へ進んでいることについてお伺いしたいと思います。

応札した事業者はこの土地をどのように活用するのか、土地処分について当局が使用目的を示しているのか、お伺いします。

- 委員長（伊藤隆広君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

宅地分譲用地として活用する予定と伺っております。また、公募売却に当たりましては、法令等に基づく制限のほかに土地の使用に当たっての制限は特に設けてはございません。

以上でございます。

- 委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 落札した事業者は何を行う事業者なのか、お尋ねします。

- 委員長（伊藤隆広君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

不動産事業を展開している事業と聞いております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 不動産業ということになると、この土地を買って、ハウスメーカーと協力して宅地分譲をするのかと思うんですが、住宅を建設する場合は何戸ぐらいで、周辺の住環境との整合性はどのように考えられるのか、お尋ねいたします。あわせて、戸建て住宅だとすると何戸ぐらいが建てられるのか、いかがでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

公募売却に当たりまして不動産鑑定を行っております、その中では56戸の戸建て住宅の建築を見込んで評価を実施しております。実際の戸建ての戸数についてなんです、落札された事業者の方の計画によって変わってくるものと考えております。また、今回売却したエリア自体が第一種低層住居専用地域となっておりますので、周辺の住環境との整合は取れるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 今、千城台西保育所を建て始めて、そこへ新しく移設することになっております。保育所ですから、子供たちが元気に育っていくところですので、大きい声で遊ぶこともいっぱいあると思うんですが、保育所と戸建て住宅の環境に問題はあるのか、ないのか、お伺いいたします。

○委員長（伊藤隆広君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

保育所の整備に当たりましては、委員おっしゃられたとおり、工事についてはもう始まっておりますし、工事内容については地元の住民の方への説明は行っております。

工事は既に進められておりますことから、今回売却したこちらの土地に新しくお住いになれる方につきましては、近隣環境などを考慮された上で購入されるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 私は地元ですからよく承知しておりますが、あの土地は森があって、池があって、鳥がいっぱい来て、なかなか環境のいいところですよ。ただ、保育所を見せてもらったら、庭が解放される側が住宅の側にあるんですよ。だから遊んでいたときに大きな声がすると、それを承知で買うからいいのではないかというお話ですけれども、それもそうなんですけれども、私どもは、すぐ近くにあった自動車修理工場が、ずっと前からやっていたんですけれども、後から来た住宅の人たちにうるさいから何とかしてくれと引っ越しせざるを得なかったという、こういう事例もあります。

また、八街市で聞いた話ですけれども、豚を飼っている農家があって、そこに新しい住宅がどんどん建って、新しく引っ越して来た方が、何十年もブタを飼っている農家に来て、臭いから何とかしろと言ったという、そういうこともあるのかと思って、だから、もともとあるその施設を承知で買ったとしても苦情が来ることもあると思うんですけれども、その辺については

何とも言いようがないですか。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 住宅地の中に保育所があるという状況につきましては、ほかの場所でも幾つかございまして、こども未来局のほうでそれぞれ適切に周辺の方と話し合いを持ちながら対応していると承知しておりますので、この場所についてもそのような形で運営していくものと思っております。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 地元議員としては、保育所も子供が元気に育ってほしいし、また新しくお住いになる方も環境のいいところでトラブルなく住んでいただきたい、こう思います。

以上、申し上げておきます。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いします。

これは計算すれば出るんですが、1平米単価幾らで落札されたのか、伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 1平米あたりは3万4,300円ほどになります。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。参考に伺わせていただきました。それと、これが不動産ということ的前提に話をさせていただきますと、やはり多くの方々に他市から引っ越してきていただいて、いい環境で住んでいただきたいと思います。

それともう一つは、先ほどの御答弁で56戸ということなんですが、急激にこうした戸数が増えますと、例えば、道路の件とか、あるいは下水道の処理の能力とか、いろいろ心配されることがあるんですが、その辺については、こちらで把握されている範囲内でどうなのか、伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 すみません。1平米当たりの金額なんですけれども、先ほど私が申し上げましたのは最低価格のほうでございまして。失礼いたしました。入札結果のほうで申しますと、3万6,700円でございます。

道路とか下水とかのインフラのことかと思っておりますけれども、そちらにつきましては、今後この場所に住宅を建設するに当たっては、当然、道路等、あるいは下水等の整備が必要になります。それについては都市計画法の開発行為の許可が必要になると思いますので、そちらのほうで、当然、事業者のほうの負担でそれを整備して、必要なものについては千葉市のほうに一旦帰属するという形になろうかと思っておりますので、そちらで十分対応できるものと思っております。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。こういった家が建つのは大いに結構だし、引っ越してきていただいて、にぎにぎしくなるのは大いに結構ですけれども、インフラの整備で、いみじくも開発行為の中で対応していただけるということなんですが、その内部はいいんですけれども、外に出るとき、やはり今、千葉市が持っているインフラがいっぱいになってしまっていると、また違うところで水があふれたりなどしないように注意を払っていただければと思います。こちらの担当ではないかもしれませんが、お願いしたいと思います。

昨今、引っ越してくる方々と意外と問題になるのが、これも関係ないんですけども、こちらの分野ではないんですけども、例えば、町会に入るとか、入らないとか、そういった面もあって、千葉市としては町会に入ってもらいたいということがありますがけれども、その辺の指導などは担当課のほうからきちんとやっていただけるものと思っていんでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 区役所のほうの関係になりますけれども、先ほども申し上げましたが、開発行為の許可を取る案件でございますので、その場合は宅地開発指導要綱の指導が入るときに、区役所のほうからのそういった話もあると承知しております。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答でお願いします。

こちらの市の資産である学校用地を、本市で利活用せずに民間企業に売却する理由を教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 保有資産の有効活用や縮減に取り組んでいるところでございまして、市として利活用の見込みのない土地につきましては速やかに売却することで、その土地を所有し続けることで生じる管理費を削減し、土地の売却益及び固定資産税等による歳入の増を図っているというものでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 適切に処分、売却なりをしていただけるのはいいかと思えます。こちらは今、管理費の削減とか、固定資産税のお話もありましたけれども、もし売らずにこのまま放置というか、売らなかった場合は管理費がどのぐらい毎年かかってくるものなのか。今回は売るので固定資産税が入ってくると思うんですけども、分かればいいんですけども、毎年どのぐらい固定資産税として、恐らく130平米だとすると平均100戸ぐらいかと思ったんですけども、収益的に、売った場合、売らなかった場合でどのぐらい変わってくるのか、分かる範囲で教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 すみません。こちらの土地につきましては、今現在、財政局のほうで管理しているものではないものですから、どのぐらいかかっているかという分析は手元に資料がございません。あと、課税の関係につきましても今手元に資料がございません。申し訳ありません。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。利活用の予定がなくてしばらく放置しているのであれば、固定資産税が入るということで、売却もありなのかというのは分かりました。

もう一つなんですけれども、今回は1ヘクタール以上ある学校用地で、4億4,900万円の最低売却価格ということなんですけれども、改めて最低売却価格の計算方法と、あと入札事業者数についてお聞かせください。

○委員長（伊藤隆広君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

最低売却価格の決定につきましては三段階の手続を踏んでおります。まず、不動産鑑定士の方に売却用地の鑑定を依頼しまして、鑑定額のほうを算定いたします。続きまして、その鑑定評価額に対して附属機関である財産評価委員会において審議を行いまして、公募処分における適正な価格かどうかという答申を頂いております。最後に、その答申を受けまして、副市長を委員長とする庁内会議である財産処分審査委員会に諮りまして、最低落札価格として決定しております。

なお、この件に関しての入札参加事業者については、9者から応募がありましたけれども、実際の入札は3者となっております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 質問としては以上になります。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにはございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明・意見要望がありましたら御発言をお願いいたします。野本委員。

○委員（野本信正君） 住宅団地地として統制された千城台地域で、人口減少や子供たちがなくなることによって、小学校が2校廃校となりました。千城台南小学校跡地は公共施設ができる、千城台西小学校は公共施設と戸建ての住宅が建てられるということであります。こういう結果になったんですが、どうぞ今後住まわれる住民と保育所との間のトラブルなどがないように、行政のほうもしっかりと見守ってやっていただきたい、このことをお願いしておきます。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 賛同の立場からなんですけれども、こちらは9者から応募があつて3者の参加ということで、適切に入札ができたのかと思います。小学校が2校廃校なんですけれども、こちらの宅地分譲を予定としているということで、ファミリー世帯、子供も増えてくるのかと予測されますので、幼稚園だったりとか小学校、それらの整備も含めてこの千城台地域を、しっかりと今後も引き続き整備やアフターフォローというか、そういったところも含めてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。やはりこういう小学校の廃校、あるいは統廃合につきましては、地元の方々の意見反映というのが多くなされていると思います。その中で今回こうした結論が出されたものと判断しておりますので、賛同させていただきたいと存じます。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 売れる土地も本当に限られてきたのかという印象を逆に持っているというか、今までいろいろと財政的に支えてきたこういったいろいろな、これからいろいろ考え方も注視しなければいけないのかと思わされている次第でございます。しっかりとやっていただきたいと思います。賛成でございます。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第52号・旧千城台西小学校の跡地に係る土地の処分についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（伊藤隆広君） 賛成全員、よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号審査

○委員長（伊藤隆広君） 次に、議案第53号・旧外房有料道路大野休憩所の跡地に係る土地の処分についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。資産経営部長。

○資産経営部長 資産経営部でございます。

議案53号について御説明いたします。

財政局説明資料の13ページをお願いいたします。

1の趣旨ですが、土地の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

2の処分地の概要ですが、所在は緑区大野台2丁目3番17外8筆です。

地積は、1万848.68平方メートルです。

地目は、公衆用道路、山林、原野でございます。

3の処分方法ですが、一般競争入札で、最低売却価格を1億200万円に設定し、本年1月17日に入札を執行いたしました。

4（1）処分予定額は、1億4,500万300円で、（2）処分予定先は、株式会社松本運送です。

5の処分の経緯及び今後の予定は記載のとおりですが、議決をいただきましたら、本年4月11までの全額納付を確認後、引渡しとなります。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（伊藤隆広君） 御質疑がありましたらお願いいたします。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 一問一答でお願いします。

まず、この外房有料道路そのものは2023年2月から無料化されたということで、幾つか休憩所があったかと思えます。今回もこの大野休憩所の廃止ということで、外から来る方や、市内から外房に行く方にとっては休憩所がなく、休憩所のトイレがなくなっていることについてのこの対応というのはどうされているのでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

パーキング自体の廃止した理由自体が、交通量に対して利用率が低いこと。それから本市が管理するほかの県道とのサービス水準を合わせることが望ましいということから廃止したということで伺っております。

今回どうしても売却の手続をとったわけですが、大野休憩所につきましても、今後の利活用の予定もないことから跡地を処分した形になります。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 道路を利用される方は、もしトイレに行きたくなった場合には、どこかのインターチェンジを下りて近くのコンビニに行かなければいけないと、ひと手間かかるのかと思うんですけども、もし、お考えとしてあればなんですけれども、落札した今回の企業に地域貢献としてトイレの設置とかというのはできないのでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

土地の公募売却の売却要件として設定しておりませんので、トイレの設置を依頼することは現在考えておりません。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 質問は以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いします。

処分の経緯というところを拝見させていただきますと、外房有料道路の無料化に伴い千葉県道路公社から市へ譲与と書いてありますけれども、ゼロ円でもらっておいたのでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

譲与と聞いておりますので、無料ということでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） そうしますと、今回の件に至った途中経過として利用度が少なくなってしまったということも推察されるんですが、大体維持費などはどのぐらいかかっていたのか、伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 申し訳ありません。維持費というのはこの場所の休憩所の維持費ということですのでよろしいでしょうか。これは県の道路公社時代にそういう形で利用されていたというものでございますので、こちらのほうでどのぐらいの維持費がかかっていたかという部分については把握してございません。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） では、千葉市としては全く経費がかかっていないと考えてよろしいんですね。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 維持費という点でいえばかかっていないという形でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。結構です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますか。野本委員。

○委員（野本信正君） 一問一答です。

外房有料道路には大野パーキングと菅田パーキングの2つ、休憩所とトイレがあったわけですが、今度はそうすると、2つともなくなってしまうということでもよろしいですか。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 有料道路だった県の道路公社で管理していた頃は、誉田と大野に休憩所があったと聞いておりますけれども、千葉市に移管になった時点で両方とも廃止になったと聞いております。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 利用している方たちからの御意見ですけれども、せめて誉田のトイレと休憩所は残してほしいと。やはり茂原のほうや長生郡の奥のほうから来ると、休憩してトイレぐらいは欲しいんだよと、そのように言われましたけれども、誉田パーキングを復活させるということは無理ですか。

○委員長（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 その辺りは、道路管理者のほうの判断でこういう廃止をしたという経緯もございまして、道路管理者がどう判断するかということなんですけれども、現時点で復活させるというような話は聞いておりません。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 道路管理者のいる委員会に出られないので、ここで申し上げておきますので、そちらからも道路管理者に伝えて、誉田パーキングは残してくれという声が強いと言ってください。お願いします。終わります。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答でお願いします。

そうすると、千葉市は丸もうけということですか。

○委員長（伊藤隆広君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

今回の売却益は全て市の歳入になります。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） しかし、千葉県にしては気前がいいですね。何か欠陥がある土地ではないですか。それはどうなんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

今回、有料道路だったものが、所管が終わって無料化されたことに伴っての措置でございますので、その関係で、道路はいわゆる市が管理する道路になりましたので、道路のほうで受けたという形になると考えております。その結果ですので、今回売却したものについては市の歳入ですけれども、県のほうはもう既に、いわゆる道路の所管のほうは終わっているという形で来たものですので、そういう形になったものと、無償譲渡の形で千葉市に来たものと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 市が丸もうけというのは非常にいいことと思いますけれども、よく県がそのように気前がいいということを思いましたけれども、これはもちろん賛成です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかほございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答でお願いします。

最低売却価格から約1.5倍で落札されていますけれども、入札事業者はどのくらいの数であったか。そして売却された土地の今後の利活用についてお聞かせください。

○委員長（伊藤隆広君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

入札参加者につきましては、応募は2者ございまして、実際の入札には1者の参加という形になります。

今後の活用方法につきましては、運送事業を行う企業の方が落札されておりますので、資材置場等のそういう用途で使われると伺っております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。

以上になります。

○委員長（伊藤隆広君） ほかほございますか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がありましたら、御発言をお願いいたします。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 1者だけの参加で、約1.5倍で落札されたということで、すごくラッキーな、丸もうけなんですか。千葉市としてはよかったのかと思います。資材置場として活用するということなので、近隣に住民というか、人がそのようなにいないかもしれないんですけども、大きい車は高速道路の関係もあって入ったりするので、その辺りを、住民の方に迷惑がかからないような形にさせていただきたいですし、そういった声がありましたら、こういった運送関係の事業者に関しては指導等も含めて、都市局とかになるかもしれないんですけども、その辺りも行っていただければと思います。

議案としては賛成になります。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかほございますか。

ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第53号・旧外房有料道路大野休憩所の跡地に係る土地の処分についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（伊藤隆広君） 賛成全員、よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。

財政局の皆様は御退出願います。ありがとうございました。

[財政局退室、総務局入室]

議案第28号審査

○委員長（伊藤隆広君） 次に、議案第28号・千葉市公告式条例の一部改正についてを議題と

いたします。

当局の説明をお願いいたします。総務部長。

○**総務部長** 総務部でございます。よろしくをお願いいたします。恐れ入ります。着座にて御説明させていただきます。

総務局議案等説明資料の3ページをお願いいたします。議案書では1ページとなります。

議案第28号・千葉市公告式条例の一部改正について、御説明いたします。

まず、1の趣旨でございますが、公示文書の閲覧に係る市民の利便性向上と公文書の電子化のさらなる推進を図るため、公示文書の公布方法などを改めるほか、公示文書の施行の際に行う市長等の署名押印に関する規定の改正を行うものでございます。

2の主な内容ですが、(1) 公示文書の公布、公表の方法ですが、市役所、各区役所の掲示上への掲示から、原則、市ホームページに掲載する公報へ登載に変更いたします。具体的な変更点は下の表を御覧ください。現在は公示日ごとに紙媒体の公示文書を市役所、各区役所の掲示場に掲示しておりますが、改正後は公示日ごとに公示文書をまとめたものを公報として市ホームページに掲載することといたします。この改正によりまして、市役所などにお越しいただくことなく、公示日に市ホームページから公示文書を閲覧することが可能となります。

次に、(2) 市長等の署名、押印に関する規定についてです。公示文書の種別ごとに表に変更点を記載しておりますが、条例については地方自治法上署名が必要でありますため、変更はございませんが、規則への市長の署名を記名に変更するとともに、規定における押印を不要とする改正を行いますほか、告示、公告につきましても今回の改正に合わせ、規則や規程に準じて取り扱えるよう本条例に定めるものでございます。

なお、教育委員会など市長以外の機関の公示文書につきましても同様の取扱いといたします。

3の施行期日ですが、令和7年4月1日といたします。

議案第28号の説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**委員長（伊藤隆広君）** 御質疑がありましたらお願いいたします。佐々木委員。

○**委員（佐々木友樹君）** 一問一答でお願いします。

まず、今回の主な内容の、今後のこの公布、公表の方法の中に、急施を要するとありますが、この急施を要するとはどのような状況なのか、お願いします。

○**委員長（伊藤隆広君）** 総務課長。

○**総務課長** 総務課でございます。

こちらの急施を要するときは、例えば、インターネットに関する通信設備や機器関連の障害などが発生いたしまして、市ホームページへの掲載ができない状況において、例えば、直ちに公表を要する文書であったり、特定の日付で公表を行わなければいけないような文書がある場合に、そのホームページの復帰を待てないというときに、掲示場に掲示することを想定しております。

以上でございます。

○**委員長（伊藤隆広君）** 佐々木委員。

○**委員（佐々木友樹君）** 今後これが施行されるに当たって、市役所前の新しくなった掲示場ですとか、後は今、区役所でも掲示がされていると思うんですが、それについてはどのようになるのでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 公示文書につきましては、改正後は市ホームページへの掲載を原則といたしますが、先ほど御質問のありました、例えば、急施を要するものであったり、あと、災害等特別な事由によりまして市ホームページへの掲載ができない場合、また法令等の規定によりまして掲示場への掲示が定められているもののほか、あと、ほかの官庁から掲示の依頼があるものなどは、引き続き掲示場のほうに掲示いたします。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 今実際にどれぐらいの方が掲示場を見て、例えば、公示されたものについて問合せがどれぐらいあるとか、そういったものは把握されていますか。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 申し訳ありません。掲示場につきましては、外に設置されているものでありますので、正確に閲覧している方の人数等は把握できておりませんが、掲示場に関するお問合せは極めて少ない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） ホームページを見ていただくということで、案内については今後どのように考えていますか。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 ホームページに変更されます部分は、例えば、掲示場そのものにその御案内を載せたりとか、あと、議決後でございますけれども、市ホームページのほうにもその御案内を速やかに載せて周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 市政だより等でも載せるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 現在は市政だよりのほうでの周知は検討しておりません。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 質問は以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかがございますか。米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答でお願いします。

私に言わせれば、勝手にこんなホームページに掲載なんて、一方的にこんなことをやっているのかということを知り徹底しないとまずいのではないかという感じがしますが、ほかに措置はどういうことを考えていますか。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 周知に関しましては、先ほど申し上げました掲示場そのものにも掲載されていますという御案内を掲載いたしますのと、あとホームページのほうに御案内をすることを考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） そうすると、二重になるじゃないですか。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 説明が今足りなかったんですけれども、掲示場のほうにはホームページのこのページに今後は掲載されますという御案内を、例えば、アドレスを載せたり、QRコード、携帯とかで写真を撮ってそこに飛べるようなものを御案内として掲示するということでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 二重手間だと、税金の無駄遣いと解釈していいんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 掲示を二重ですということではございませんので、税金の無駄遣いにはならないと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 私は高齢者の痴呆議員ですからね。痴呆議員だから言いますけれども、一方的にこういうことをやって業者に加担するような、そのような感じがするんですけれども、私はこれは二重の手間になるのではないかという感じはしますけれども、いずれ経過措置かなどで統一していくという気持ちはあるんですか、それはどうなんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 掲示につきましては、全体の大きな流れとしてはホームページのほうに掲載するというのが、国全体としても大きな流れがございまして、ただ、ホームページだけですと、インターネット環境のない方とか、そういった方はお困りになりますので、先ほど御説明が足らなかったところもあるんですけれども、インターネット環境を持たない方とか、そういった方たちには、例えば、本庁舎ですと2階の市政情報室がございまして、そこに市民の方が利用できる端末が中央図書館にもございまして、そのようなところで閲覧に供するというのと、後は本庁の総務課と区役所の総務課で御要望があれば、その公示文書について印刷してお見せする等の対応は図りたいと考えております。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 無理やり業者の言うとおりになるような感じがしないでもないですけれども、しかし、十分にその経緯を掲示板に表示していただきたいと思います。ただ単に業者の口車に乗ってこんな制度を取り入れるような、そのような印象を受けましたので、その辺の措置をよろしく願いいたします。終わります。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いします。

やはり今、電子化がこういうところにも及んできたと思っていました。私なども乗り遅れるタイプのほうにならないように気をつけていきたいと思っております。

これは今までは掲示板に掲示されていた枚数がどのぐらいあって、期間がどのぐらいあった

のかというのを、それがどのように変化してくると見通しているのか、伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 現在、掲示場のほうにどのくらい掲示されているかという、令和5年度の実績で申し上げますと、公示文書はおおよそ全体で2,300件ほど掲示しております。条例改正後は先ほどの法令等で定めのあるものであったり、他の官庁から掲示の依頼があったものは残りますので、今見込みなんですけれども、おおよそ300件程度の掲示は掲示場のほうに掲示する形になると思います。

また、掲示期間につきましては、現在は原則として2週間掲示をするようにしております。今後はインターネットになりますので、掲示場に掲示するものは引き続き2週間なんですけれども、ホームページはもっと長期間掲載いたします。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。今、2週間で2,300件も載せていたということ自体が、市全体だと思うんですけれども、相当数な形で、これを把握したりするのは大変だったのではないかと。ある意味、ネットで見ただけのほうが前のものもひっくり返して見ることもできますし、大変いいのではないかと思います。また、引き続きそれが改善されたとして、300件と、それでもまだこれだけあるということなんですけれども、これも掲示板に載せて、ネットにも載せるということによろしいんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 基本的には掲示板には掲示しなければならないものは掲示板に掲示いたしますけれども、通常のはホームページに掲載いたしますので、すみ分けがなされているという状況になります。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。結構です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答でお願いします。

今、三瓶委員からありましたけれども、掲示期間が2週間から少し延びるということで、具体的にどのくらい延びるのか、定めはあるのか、お聞かせください。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 現在の掲示場への掲示期間は、先ほど申し上げました原則2週間としておりますけれども、今後の市ホームページへの掲載期間ですが、定めというものではないんですけれども、掲示場とは異なりまして、今後は掲示スペースの制約などを受けなくなりますので、現在は5年間分程度はホームページのほうに掲載することを考えております。

今後のホームページ上の視認性、見やすさとか、検索性、検索のしやすさとか、その辺の観点であったり、サーバー容量への影響なども踏まえながら掲載期間のほうを考えていきたいと考えております。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。

質問はこれだけになります。以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 一問一答で、よろしくをお願いします。

先ほど来から（１）のことについて話が集中していますので、（２）についても聞きたいとは思ってはいるんですが、まずは当市の考え方の整理なんですけれども、そもそも役所とか国全体で書面規制、いわゆるはんこを押さなければ駄目と。また、書面主義、紙を持ってこなければ駄目と。対面主義、人間を持ってこなければ駄目みたいな、そういったいろいろなハードルをできるだけ取っ払っていこうというような動きが大きな流れの中であると理解しています。

その中で、（２）については署名押印についてしなくてもいい、してもいいというこの基準のところも含めてですけれども、私は内閣府の令和２年度のときにマニュアルが出たというような理解をしているんですけれども、それを基にそちらがされているのかというのが一つと、あと、今言いました書面規制ですけれども、この（２）に絞って言えば、こういった押印の省略についてですけれども、庁内での見直し作業みたいなことを、例えば、どの程度の頻度で、こういった手続でやっているのかをお示しいただきたいと思います。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

ただ今の内閣府のマニュアル、内閣府が今推進しております書面規制であったり、書面主義の見直しにつきましては、法令とか慣例により市民や事業者等に対して書面を作成、提出する際に押印を求めている手続をオンラインにしていくということのほか、自治体で作成します公印の押印の省略についても少し触れられております。

本市におきましてもそういった国の方針なども踏まえまして、令和３年度と令和４年度に公印の押印に関する規定を改正いたしまして、市が作成する文書について公印の押印を省略できる範囲を拡大しております。それによりまして業務の効率化などを図っているところであります。今回の条例改正も、そういった国の流れであったり、公印の押印省略の流れなどを踏まえまして改正しているものという認識でございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がありましたら御発言をお願いいたします。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 言う予定ではなかったんですけれども、一応いろいろな議論になったので、さっき言いました書面規制とか、書面主義とか、対面主義のことをいろいろこれから改善していかなければいけないという大きな流れがあるということで、押印省略のこと、またオンライン申請などもそういった大きな流れなんだということも理解しました。そういった見直し自体は随時やっていただきたいと思います。

その一方で、先ほど（１）のところでもいろいろな意見が委員のほうからございました。私は、箱はきれいになったんですけれども、その中身は、ちょいちょい見ているんですけれども、貼り方があまりきれいではないと、そういう印象を思っていました。たまたまであればいいと思ったんですけれども、１枚の紙をぴんと留めたら両端がぺろっとなりますよね。それは見ら

れないとかと思っていました。

その一方で、ほかの委員からの質問で、先ほど枚数の話なども伺いまして、実際には、私が言うのは簡単ですけども、人間の手間がやはりかかっているというのも事実なんだということも理解しました。その一方で、やはりいきなり閉じるのもどうなのかという御意見もあって、先ほど話があったように、QRコードで示す、URLは当然ですけども、あと、もしかしたら窓口にお越しいただければ、こうやってお示ししますという御案内なども含めて掲示することも検討されてもいいのかという気がいたしました。それも含めて、しっかり大きな流れの中、千葉市も遅れずに取り組んでいただきたいと思いますので、賛成させていただきたいと思いません。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますか。野本委員。

○委員（野本信正君） 先ほど一方的にという意見を言った方もおられますけれども、確かに紙を見て承知している動く人はいっぱいいて、今まではずっとそうだったんです。その紙を見に来たら、紙がなくなっていたということで、ホームページ、その他というけれども、デジタルディバイドの方もかなりまだおられるでしょうし、だから市民サービスがこれによって低下するということはあってはいけないと思うんです。

だから掲示場に、ここに掲示していないもので情報を知りたい方は区役所なり何とかかなりどこどこまでおいでくださいとか、丁寧なことをしてあげないと不利益を受ける人が出てくるのではないかと思いますので、その点については強調しておきたいと思います。お願いします。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 賛成ということで、意見を言います。先ほどデジタルディバイドで、高齢者の方々がなかなかホームページとか見れないのではないかとのお話がありましたけれども、私は高齢者の方々こそ、このホームページに掲載することによって、わざわざ行かなくても見れるという恩恵が出ると思います。

ただ、その恩恵を得るためには、そのホームページを見られるというところがないと恩恵を受けられないので、ぜひ高齢者の方にこうすれば見られるということを丁寧に周知と、やり方です。何ならこうやってやるですよと見せながらとか、丁寧に説明をしていただければ、きっと高齢者の方々にもすごくいいやり方だと思うので、ぜひ進めてください。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 公示に関して2週間から約5年ほどに延びるということで、単純に見られる機会が、期間が長くなるので、時間が取れるということはメリットだと思います。市役所に来てしまった方に関しても御案内をしっかりとやっていただき、仮に来てしまった場合は市役所でそのまま見られるように、ここに行ったら見られるというところも分かりやすく表示していただければ、来てしまった方、高齢者の方にも、行って見られなくて残念みたいなことが防げるので、そういったことにも配慮をいただければと思います。

あと、ホームページを、しっかりと分かりやすいデザインだったりとか、あと、古いものはある程度残しておくにしても、しっかりと見やすいデザインと、そういったアクセス方法を行っていただければと思います。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかほかございますか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 私も賛成でございます。やはり市の職員の皆さんの負担を軽減するというのと、それからもう一つ、お客さんが見に来て分からないということで、職員の方が対応するとまた大変になってしまいますので、そういう場合には職員の方が逐一对応しなくてもいいような、これはなされるかどうか分からないんですけども、例えば、パソコンみたいなのを置いといて、そこで自分で操作してもらって見るなり、見る人も見やすくなる。そして職員の皆さんも負担軽減になるという方向で、ぜひ行っていただきたいと思っております。賛成です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかほかございますか。

ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第28号・千葉市公告式条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（伊藤隆広君） 賛成全員、よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号審査

○委員長（伊藤隆広君） 次に、議案第29号・法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。総務部長。

○総務部長 それでは、議案説明資料の4ページをお願いいたします。議案書では3ページとなります。

議案第29号・法令の改正に伴う環境条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

まず1の趣旨ですが、法令の改正に伴い、規定の整備を図るものでございます。

2の内容ですが、条例で引用している法令の条項ずれなどがあったことから、23の条例について改正等を行うものでございます。内訳といたしましては、刑法の改正に伴うものが17条例、その他の法令の改正に伴うものが6条例でございます。5ページに一覧を掲載しております。

最後に、3の施行期日ですが、刑法の改正に伴うものは、刑法の改正の施行日と同日の令和7年6月1日、そのほかは公布の日といたします。

議案第29号の説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（伊藤隆広君） 御質疑がありましたらお願いいたします。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 一括で、3点ほど聞きます。

まず、今回、刑法の改正に伴うものが多数を占めていますが、どのような改正が行われたのかということと、その目的は何だったのかと、今のが2点目です。それで3点目は、その他の法令改正を伴うものも含めて、市民サービスへの影響というのはないのでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

○政策法務課長 政策法務課でございます。

まず1点目、刑法改正はどのような改正が行われたかという点でございますけれども、刑罰につきまして、懲役と禁錮が拘禁刑というものに統一されることとなりました。それに伴いまして、条例で定める罰則や、事業の許可に係る欠格条項等の規定において、懲役または禁錮と

あるのを拘禁刑に改めるというものでございます。

2点目の、刑法改正は何を目的に行われたのかということですが、刑務所に収監される刑罰につきましては、刑務作業が義務づけられております懲役と、刑務作業が任意になります禁錮がございますけれども、この実際の適用場面では、懲役が99.7%に上るということ、それから、僅かな禁錮刑の受刑者のほとんどが任意で刑務作業を行っているということから、両者に差がなくなっていることから拘禁刑に統一されたということでございます。

この拘禁刑では、必要な作業を行わせ、指導を行うことができることとされておりまして、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇によって受刑者の改善、更生を図ることを目的に行われたものでございます。

3点目でございますが、法令の改正によって条例が整理されることによって、市民サービスに影響があるかどうかという点でございますけれども、本議案につきましては、法令の改正に伴い、条例で引用している法令の条項や用語等につきまして必然的に行う改正等でございますので、市民サービスに影響のあるものはございません。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がありましたら、御発言をお願いいたします。

御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第29号・法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（伊藤隆広君） 賛成全員、よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号審査

○委員長（伊藤隆広君） 次に、議案第30号・千葉県職員退職手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。総務部長。

○総務部長 それでは、続きまして、議案等説明資料の6ページをお願いいたします。議案書では24ページでございます。

議案第30号・千葉県職員退職手当支給条例の一部改正について、御説明いたします。

1の趣旨ですが、雇用保険法等の一部改正及び刑法等の一部改正に伴いまして、所要の快晴を行うほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

2の主な内容ですが、まず（1）雇用保険法改正対応でございます。退職手当のうち、雇用保険法に規定する失業等給付の趣旨を踏まえた制度としている部分につきまして、同法の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

資料の中段の囲みの中にあります参考の1を御覧ください。民間労働者につきましては、退職後、一定の期間失業している場合には、生活保障などのため、雇用保険法に基づく失業等給

付が支給されております。これに対し公務員については、一般的に雇用保険法の適用が除外され、退職時に支給される退職手当により保障されることとなりますが、在職期間が短い等の理由により、支給される退職手当が失業等給付の額に満たない場合で、かつ、一定の期間失業している場合には、雇用保険法の趣旨を踏まえ、退職時に支給される退職手当とは別に、その差額分を支給する制度となっております。これは国家公務員と同様の制度でございますが、こちらの制度につきまして、参考の2に記載しております雇用保険法の改正内容に対応するものでございます。

次に、(2) 刑法改正対応ですが、懲役刑、禁錮刑を廃止し、拘禁刑が創設されることに伴い、退職手当の支給制限等に関し、規定の整備を図るものでございます。

3の施行期日ですが、雇用保険法改正対応につきましては、令和7年4月1日、刑法改正対応につきましては、令和7年6月1日といたします。

議案第30号の説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤隆広君） 御質疑がありましたらお願いいたします。野本委員。

○委員（野本信正君） 一問一答でお願いします。

退職手当条例給付の一部改正ですけれども、条例改正による職員へのメリットは何か、デメリットは何か、お伺いします。

○委員長（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

議案説明資料の真ん中、参考の四角囲みの中の2の雇用保険法の改正内容というのが2つ、(1)と(2)がございまして、職員への影響で、まずメリットですと、この(2)の部分でございまして、地域延長給付の支給期間が2年間延長されるということでございまして、給付対象となります雇用情勢の悪い地域、こういったところに居住しながら求職活動を行う職員が、もしいたとするならば、所定給付日数、いわゆる失業手当の金額が増えるというメリットがあるということでございます。

一方、デメリットにつきましては、資料の(1)の失業手当の廃止というところ、まさに制度が廃止になってしまいますので、一定の所定給付日数を残した上で、1年に満たない短期間の職業、例えば、パートだったり、アルバイトだったり、こういった職業に再就職する職員がいたとするならば、この手当が支給されなくなるというデメリットがございまして。

なお、いずれの場合においても、直近3年間で本市の職員がこれを受給したことがなくて、非常に支給対象になる職員が少ないということなので、制度改正による職員に与える影響というのは極めて少ないと思っております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 職員の手当の問題は職員にとって極めて重要な問題でありますから、これをどのように周知していくのか、お尋ねします。

○委員長（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 この雇用保険法に対応した部分の退職手当を支給する場合のときに、本市といたしましては、この支給対象となり得る退職職員に、個別に制度の概要、また支給されるのが見込まれる手当額であったりとか、それから請求、申請をしてもらうために必要な手続、ハロー

ワーク等で手続をしていただく必要があるんですけども、こういったものを個別に、全ての対象となる職員には説明をしているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） メリットのある方はいいんですけども、1年に満たない短期間で再就職する職員にとっては手当が支給されなくなるデメリットが生ずるということでありますが、こういう職員についてはやはりそれを何らかの形でカバーできないのか、どうしたらいいのか、そういう親切な説明が必要だと思いたいますが、いかがですか。

○委員長（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 今回この改正に当たりまして、これまでどおり引き続き対象となる職員全ての職員に、きちっと給与課で計算して、対象かどうかちゃんと判定して、対象となる職員には個別にしっかりと説明をしていきたいと思いたいます。この制度改正も必要に応じてきちんと説明していきたいと思いたいます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 対応する職員が少ないということではありますけれども、やはり働く人の権利に関わることであるし、収入に関わることですから、丁寧な説明をして、デメリットはできるだけ生じないように対応していただきたいと思いたいます。賛成します。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いします。

職員にしろ、非正規にしろ、勤めるときに、説明事項にこういうのが入っていたのか、入っていなかったのか、伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 最初の議案の御説明のときにもお伝えさせていただいたとおり、一般的には雇用保険法の対象外になりますので、例えば、職員が任用されるときに、雇用保険法が適用されないの、雇用保険法の説明等というのを行っていないところです。

例えば、民間にお勤めの方ですと、お給料から雇用保険料とかが天引きされていて、また事業主も事業主負担分というのを納めていたりしますので、意識しているところもあると思うんですけども、我々一般職の正規職員というの是对象外になっておりますので、特に説明というのはいないところでございます。

いわゆる雇用保険法に想定される失業時の一定の生活保障という部分は、いわゆる退職手当でその部分は保障するという制度になっておりますので、委員がおっしゃったように採用時にこの部分までを説明しているかという、説明していないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。本来は説明しなくてもいいものであると伺ったんですけども、やはり職員の皆様にとると、一般の民間企業とは違う部分が多数あるので、この部分においてもやはり説明しておいたほうがいいと思うんですが、それはしなくてもいいのか、あるいはしようと思えばできるのか、その辺をお伺いしたいと思いたいます。

○委員長（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 この雇用保険法に対応する部分の退職手当の支給対象になる職員というのは、大まかに言いますと、例えば、大学卒業した職員が本市に入庁いたしますと、入庁してから3年から4年ぐらいの短い期間で退職してしまう職員ということになると思うんです。

逆に言うと、それを超えますと、雇用保険でもらえる失業手当を上回る退職手当がもらえるという状況になりますので、非常に狭いというか、影響が小さいんです。例えば、本市でいきますと、年間に大体普通退職職員というのは250名から300名ぐらいいるんですけども、実際に市長部局でこの雇用保険法に対応する退職手当の支給対象になる者は10名に満たないんです。非常に少ないんです。

そういうことを踏まえると、採用時に全員につまびらかにする必要というのはないのかと考えておまして、実際にやむを得ず本市を退職した職員に漏れなくしっかりと説明するということが大事かと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 私としては、際みたいのがあるじゃないですか。ここまでだったらこうなるという際があるので、それを知っているのと知っていないのでは、大分、本人の心持ちといいますか、では、もう少し頑張ってみようとか、そういったところにつながる可能性もあるのではないかと、お金だけが全てではないですけども、職場と自分との相性とか、いろいろあると思いますけれども、やはりそういうことであれば、今辞めてしまうと損になるようなことがあれば、もう少し頑張ってみようとかいうようなことも発生すると思いますので、退職してからではもう遅いと思うんですよ。

退職する前に、そういった方々から退職届けが受理されてしまった後だったらもう遅いじゃないですか。その直前ぐらいの対応は取っていただけるのか、伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 職員がやむを得ず、残念ながら本市を退職するという場合には、いきなり退職届を出して明日から来ないということではなくて、例えば、次に職が決まっている人も中にはいるかもしれませんし、転居をする方もいらっしゃるかもしれません。共済の関係もあるかもしれません。多くの職員は事前に給与課に御相談をいただくという例が多いので、そのときに御相談があればしっかりと真摯に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答でお願いします。

先ほど入庁三、四年目ぐらいの職員がこの制度に該当する可能性が高いということで、普通退職職員が毎年250名から300名ということなんですけれども、現在、退職の職員がこれに関連してなんですけれども、退職する職員が増えているのか、そして入庁4年目ぐらいまでの職員で退職する方は増加傾向なのか、その辺りが分かれば教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 まず、退職者の総数でいきますと、普通退職者の数につきましては、私の印象ですと横ばいです。全庁でいくと、250名から300名の間を年間大体同じぐらいで動いている状態なので、すごく増えているという感覚は私のところではないです。

それから年齢分布については、今、私が手元に持ち得ていませんのでお伝えができないんですけども、私の感覚だけでお伝えさせていただいて、数字の根拠はないんですが、それほどすごく多く激変しているという感覚というのは、私としては感じていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 質問としてはこれだけです。以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはどうですか。米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答です。

非常に興味半分の質問なんですけれども、参考の四角の中の（２）で、雇用情勢が悪い地域が、青森県、岩手県及び高知県の一部地域と、これはどういうところですか。

○委員長（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

この地域につきましては、厚生労働省の告示で指定をされておりまして、この県内にありますハローワークごとの管轄で指定されております。具体的にお伝えいたしますと、まず青森県でいきますと、ハローワーク陸奥、それからハローワーク五所川原の地域、それから岩手県でいきますと、ハローワーク久慈の地域、それから高知県でいきますと、ハローワーク安芸、それからハローワークいのこの地域が今のところ指定されていると。この地域につきましては、要は企業からの求人が少なく求職者のほうが多い、いわゆる非常に就職が困難であるというところで告示をされているものと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） こういう特定の地域をこういうような形で示されるというのは、極めて雇用状態が悪いということになると思うんですけども、例えば、私は幾らでもこういう地域は、北海道とかほかの地域でも結構あるのではないかという感じはするんですけども、これはもちろんそれ以外は大丈夫なんですね。

○委員長（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 今のところは告示で指定されているのは、確認しているところというのはこの部分だけでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 分かりました。どうもありがとうございます。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはどうですか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がありましたら御発言をお願いいたします。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。やはり本当は全職員に説明をしておいてい

ただいたほうがいいのかと私も思っていたんですが、ただいまいろいろ伺って、説明も伺う中で、病気やら、転職やら、あるいはお子さんの関係とか、また職場関係でという方もいらっしゃるかもしれません。

でも、その中でこういった説明をしていただくことによって不利にならないように、不利というか、聞いていなかった、それだったらこうしたかったのにとということにならないように、職員の皆さんには、そういったときには十分な相談に乗っていただきたいということも含めて、賛同させていただきたいと思います。

○委員長（伊藤隆広君） ほかほかございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） これは国家公務員だったり、自治体でも退職者が増えている傾向がある中で、千葉市は横ばいという話だったので、労働環境はよいのかと、制度もしっかりと国に準じて適切にやられているというところで、このまま労働環境のよい状態で保って、職員が働きやすい職場をつくっていただければと思います。賛成です。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかほかございますか。

ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号・千葉市職員退職手当支給条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（伊藤隆広君） 賛成全員、よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号審査

○委員長（伊藤隆広君） 次に、議案第31号・千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。総務部長。

○総務部長 それでは、続きまして、議案等説明資料の7ページをお願いいたします。議案書では31ページでございます。

議案第31号・千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

1の趣旨ですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴いまして、時間外勤務制限の対象となる子育て中の職員の範囲を拡大するため、条例の一部を改正するものでございます。

2の主な内容ですが、職員の時間外勤務を原則禁止とする制限につきまして、対象となる職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するものでございます。

3の施行期日は、令和7年4月1日でございます。

議案第31号の説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤隆広君） 御質疑がありましたらお願いします。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 一括でお聞きします。

今回の改正によって現時点でどのくらいの職員が対象として広がるのか、お聞きします。

○委員長（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

まず、例えばゼロ歳から3歳までの子の職員がいて、育てている職員が何人いるかというのを実は統計的に把握をしておらず、各所属ごとには当然分かっているんですけども、統計的に集計をしておきませんので、児童手当を使った粗い試算をしたところ、従前の3歳未満の子を養育する職員というのが少なくとも500名ぐらいと考えております。

制度改正後、小学校就学前の子を養育する職員というの、こちらと同じく少なくとも1,200人ぐらいになってくると。そうすると700名程度の対象職員の拡大ということになるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 対象が広がることはよいことだと思いますが、一方で、どこの課がとは分からないですけども、所属している職場での対応というのですか、対象となると、要は時間外勤務が制限されるということだと思うので、職場での対応というのはどのように考えているのでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 実はこの制度なんですけれども、利用している職員は極めて、今は少ない状態になっております。従前の3歳未満の子を養育する職員のいわゆる残業の原則禁止なんですけれども、令和5年度決算ベースでいきますと5名、それから、既にある小学校就学前までの職員で、禁止ではないんですけども月24時間まで、1年で150時間までに少なくしてほしいという制限が設けられておまして、こちらにつきましては5人ということで、合わせて10名程度の利用になっております。これはなぜかと言いますと、むしろ部分休業であったりとか、短時間勤務を選ぶ職員のほうが多くて、残業を減らすということよりも、そちらのほうにニーズがあるということがございます。これを裏返すと、よく考えればいわゆる職場でちゃんと認識していて、また配慮がなされていて、例えば、周りの職員がちゃんと理解をして応援をしてくれたりとか、そういった体制が築けているものなのかと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかがございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答でお願いします。

今、佐々木委員の質問に対する今の答弁で、部分休業とか、そういった制度を使っている方が多いということなんですけれども、主に女性がそういった制度を使っているかと推測します。これはある意味、男性に対してのメリットのほうが大きいかという改正だと思ってしまうんですけども、この、男性がより時間外勤務ができる仕組みとして、職場の雰囲気づくりもやっていると思うんですけども、全庁的に男性の小学校就学前の子育てで男性の職員向けにより広げていくには、条例改正が多分スタートだと思うんですけども、ここからもう一歩さらに進んで内規なりでやっていくような検討はなされているのか、今後そういったものを検討しているのか、教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 いわゆる職員の子育てに関しましては、千葉市職員の子育て支援計画という計画に基づきまして、要は、これは男性、女性に関わらずなんですけれども、妊娠の段階から職場に報告してもらって、管理職と、所属長と、その対象職員が面接を重ねて、我々のほうでチェックリストというのを作って、そのチェックリストにチェックをつけながらこういう説明をしたとか、職場の中でこういう配慮をやっていくというようなことを、面談をしながら進めているんです。それが本市の大きな特徴だと思っております、この取組を進めていることから、今のところは周りの職員も含めて、職場を含めて子育てを応援する風土というのが今できていると思っております。

その中で残業についても、例えば、休日の取得をどんどん促進することであったり、こういったところを今、次の子育て支援計画で、ちょうど今年度で終わりますので、次期計画というのを今策定しているところでございますので、こういったところで職員のニーズなども踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 質問は以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がありましたら、御発言をお願いいたします。
佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 子育てしやすい環境づくりという点では、対象というか、制度を使っている職員があまりいないというのも、全体として職員の皆さんがお互いに支え合っていることだと思いますが、子育てしやすい環境を引き続きつくりたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかに。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 私も賛成です。今の取組を続けていただくのと、あと、課長級ですか、上司に対して、ある意味そういうチェックリストをしっかりとやっているかどうかの検証というか、そこの管理職によってもばらばらというか、温度感があると思うので、そこの管理は総務局がしっかりと行っていただければと思います。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私も賛成の立場でお話をします。子育ては男性もやはり同じように関わるといえるか、やはり女性も男性も問わず働き方改革をすることで、両方が子育て中でも働きやすいという環境になかなかならないのではないかなと思うので、あと、この間少し聞いたら、局によって男女比が結構違うというお話を伺いました。

もしかすると、働き方がその局によって違って男女比になっている可能性もあると思うので、男性も女性もどこの局に行っても働きやすいということを取り組んでいただければと思っております。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 私も賛成ではございます。しかしながらそうはいつでも、現状は大変少ない人数しかいないわけでございますので、この条例改正によって増えていくことを望みつつ、もしなかなか利用者等々がいなければ、またいろいろな見直しをしていただくということを条件に賛同させていただきたいと思っております。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。

御発言がなければ採決いたします。

お諮りいたします。議案第31号・千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（伊藤隆広君） 賛成全員、よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号審査

○委員長（伊藤隆広君） 次に、議案第32号・千葉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。総務部長。

○総務部長 それでは、続きまして、議案等説明資料の8ページをお願いいたします。議案書では34ページでございます。

議案第32号・千葉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてでございます。

1の趣旨ですが、人口減少社会の到来や行政課題の複雑化、多様化など、公務を取り巻く環境が大きく変化し、職員の育成が重要性を増す中、さらなる能力開発やキャリア形成を支援するため、自己啓発等休業の承認要件となります在職期間の短縮や、休業の対象となる教育施設の拡大、これを行うものでございます。

2の主な内容ですが、（1）在職期間の短縮ですが、幅広い職員が自己啓発等休業を取得できるよう、休業を承認することができる本市職員としての在職期間の要件を、4年以上から2年以上に短縮するものでございます。

次に、（2）対象となる教育施設の拡大ですが、職員がより幅広い教育施設を選択することができるよう、休業の対象となる教育施設の拡大を行うものでありまして、表に記載してございますが、改正前の大学、大学院、短期大学等に加えて、上記各施設に準ずるものとして任命権者が認める教育施設との規定を追加いたします。

具体的には、高等専門学校のほか、専門的な知識や技術を習得するための施設として司法研修所、認定看護師教育機関などを想定していますが、休業の承認に当たっては施設の設立趣旨、履修課程などを踏まえて個別に判断いたします。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

議案第32号の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（伊藤隆広君） 御質疑がありましたらお願いいたします。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一問一答でお願いします。

まず4年から2年という期間にした根拠、以前この要件によって断念した職員がいらっしまったのか、教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

在職期間の要件の4年から2年という部分ですが、国家公務員については2年以上という規定がございます。また、ほかの政令市も調査したところ、制度を導入している18市のうち10市が2年以上という規定となっております。休業によって公務能力の向上で成果を得るためには、一定程度の行政経験も必要ではありますが、より多くの職員に自発的な能力開発の機会を付与するために、他団体の状況等も踏まえまして短縮することといたしました。

なお、現行の在職期間の要件に該当しないということによって休業を断念した職員については把握しておりません。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 次に、上記各施設に準ずるものとして任命権者が認める教育施設と書いてあるんですけども、これは具体的にどのような施設を想定しているのでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

まず市長が認める教育施設でございますが、実際に職員からの申請に応じて公務に関する能力向上に資するものかどうかというのを個別に判断することになるという前提でございますが、具体的に想定している施設としては、高等専門学校ですとか、司法研修所、これは司法試験を受かった後に行く機関です。それと、認定看護師の教育機関ということで、看護師の上位資格のような資格が取れるんですが、そういったものを勉強するような教育機関、こういったものを具体的には想定しております。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 制度を利用した職員の人数と具体的な内容、また、休業後はその経験を生かした職務に就いていらっしゃるのかを教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

数字は全ての任命権者の合計でお答えいたしますが、現時点で、市全体で16人が休業を取得した実績がございます。内訳としましては、まず、大学等課程における就学というのと国際貢献活動の2つに分かれています。大学等における就学というのが14人、国際貢献活動が2人となっております。大学等課程の14人のうち、大学院が9人、大学が1人、短期大学が1人、外国の大学が2人、専門学校が1人となっております。

続いて、休業からの復帰後の職務という部分ですが、休業期間中に職員が得た能力や知識、経験を踏まえた配置を行っているところでございまして、例えば、国際物流ですとか、貿易に関する学位を取得した職員、こういった職員を経済部門に配置したりですとか、大学の社会福祉学科の博士を取得した福祉職の職員、そちらの職員を福祉の現場に配置したりですとか、あと専門看護師、認定看護師の資格を取得した看護師を病院に配置している事例、こういった事例がございます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私からは、以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかほかございますでしょうか。米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答です。

この恩恵を受けて次の年に辞めてしまうとか、そういうことは想定されるんですか。それに対する考え方を教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

先ほど16人取得したと申し上げましたが、その後、退職した職員というのは実際に2名おります。1名は休業期間中に退職したという特殊な事例ですが、戻ってきてから退職した方は1名、休業期間中に辞めた方が1名となっております。

実際に休業を取って辞めないようにという部分なんですけど、申請のときには計画書なども出していただいております。基本的にはまず戻って来る意思があるのかという確認をしっかりとしております。さらに、戻って来て、公務に関する能力を向上して、公務に還元していただくという制度の趣旨をしっかりと御理解いただいて、少なくとも戻って来て5年以上は勤務していただく意思があるということを確認した上で承認することとしております。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 事実上辞めたらどうなるんですか、もうしょうがないですか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

辞めるのは御本人の意思でございますので、そちらは仕方ないというところでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 分かりました。

○委員長（伊藤隆広君） ほかほかございますか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いいたします。

これは4年以上から2年以上になっているんですが、事実上3年でも4年でもいいということなんでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

今までは4年以上ということだったので、例えば、3年しか在職していない方は申請ができなかったということになるんですが、今度は2年以上になりますので、2年丸々勤務していたらこちらの制度の申請をすることが可能になるということでございます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。この休業の最中なんですけど、お給料の状況はどうか、伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

こちらの制度はあくまでも御本人の自発的な意思によって職務に従事しないという制度でござ

ございますので、市からの給料は支払われないということになっております。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはどうですか。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 一括です。

先ほどまでの議案は、法改正に伴う一部条例改正なので、粛々とやっていただければという感じですが、これは政策判断が入っているの、少し確認したいことがございます。

離職しないという縛りはあるというお話は聞きましたけれども、一番確認したいのは、復帰後のその方の昇給であるとか、昇格とか、退職金への影響、離れている期間もあったということもありますので、そういったことにはどういった影響があるのか、ないのかを確かめさせていたいただきたいと思っております。

これ一問だけで結構です。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

まず、戻って来た後の給料ということでお答えしますと、復帰後の給与については、予定していた大学の課程等を理由するなど、休業の目的をしっかりと達成した場合には、休業中の全期間を職務に従事していたものとして給料の額を調整すると。実際に行っている間は給料は払いませんが、戻って来た後に、例えば、1年行っていた場合には勤務成績が良好という意味合いの4号上のお給料を戻って来た後に払うというような仕組みになっております。

また、昇格につきましては、必要在級年数が定められている場合には、これを満たして、かつ勤務成績が良好である場合に行うということにしてございますが、休業期間中は職務に従事していないため、在級期間というのには含まれないということになります。

最後に退職金、退職手当についてですが、休業期間は原則として退職手当の算定対象となる勤続期間からは除算される、除かれるというのが原則です。ただ、公務の能率的な運営に特に資すると認める者として任命権者の承認を受けている場合、また、休業中の行為により懲戒処分等を受けていない。あと休業期間終了後5年以内に退職していない。今申し上げた3つの要件を全て満たす場合には2分の1の未除算、要は2分の1は勤続していたものとして退職手当を算定することになります。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはどうですか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答でお願いします。

まず、本制度を活用してきた職員は在職何年ほどで利用している傾向があるのか。一番早い職員では在職何年で本制度を活用しているのか、教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

在職何年ほどで利用している傾向があるかという部分なんですけど、本制度を利用した職員の休業を取得した時点の平均在職年数につきましては、約13年となっております。ある程度職務経験を積んだ上で公務に関する能力をさらに向上させるために取得している傾向があるのかと考えております。

また、一番早く取得した職員については、在職丸々5年経過した時点で休業を取得した事例

がございます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。本制度を活用した16人の職員のうち、管理職はどのぐらいになっているか、課長補佐級以上になるかと思うんですけども、数字が分かれば教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

取得時点で管理職だった者はありません。ただ、取得後に、これは看護師なんですけれども、看護師のほうで補佐級に上がって現在補佐級になっている職員というのはおります。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 質問は以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。野本委員。

○委員（野本信正君） 一問一答でお願いいたします。

自己啓発等休業に関する条例の一部改正ですが、これによる職員のメリットは何か、市役所の組織としてのメリットは何か、お伺いいたします。

○委員長（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 職員のメリットですけれども、自らの意思で行う能力開発でありますとか、キャリア形成を制度面から後押しして、職員の立場からすると、後押ししてもらえるとということですか、職員としての身分を保有したまま休業できることから、復帰後も含めた将来のキャリア形成の展望を持ちやすい点があるかと考えております。

また、市役所側のメリットとしては、職員が休業中に得た高度な知見、貴重な経験を公務に還元することでより質の高い行政サービスの提供につながることで、それらが考えられると思っております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 次に、今までの質問でも出ていたと思うんですが、対象者は実際に何人ぐらいと見るんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

制度の申請が可能という意味でお答えしますと、休業を申請できるのは任期の定めのない一般職の職員、いわゆる正規職員のうち、現在は在職期間が4年以上の職員。制度改正後は2年以上ということですので、正規職員の大部分が申請することが可能な制度となっております。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 他の自治体で実施している事例はつかんでおりますか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

こちらの休業制度については、千葉市を含む20政令市のうち18市で導入をしております。このうち在職期間を2年以上としている団体は10市ございまして、対象となる教育施設について、本市の改正案と同様の規定を設けている団体も13市ございました。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 議会で質問した方がおられました。その方自体は国家試験のライセンスを持っている人だと思いましたが、これを受けたということも今度の提案の中にはあるのでしょうか。質問で影響があったかどうか。

○委員長（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 現在、官民間問わず、人材の確保ですとか、その後の育成に向けた取組が大きな課題になっておりまして、そういった取組が求められている状況でございます。

この制度は平成25年度に制度を導入いたしまして、10年以上経過して制度が定着してきたというところがございます。そのような状況の中で改めて他団体の状況なども踏まえて制度全般について見直しの検討を行いまして、ほかの団体と比較して本市の制度が限定的な内容になっている部分について、より柔軟性の高い制度に改めようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 職員の中で、高等専門学校の看護師の試験とかもあります。特に司法研修などをチャレンジするというようなことになって、議会質問の中では職員でありながら弁護士資格を持つような職員が出てくることは非常に大きな力になるのではないかというようなお話をしていたような気がしますけれども、そういうことなんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 法律に関する専門的な知識を持つ職員の確保、育成は大変重要であるという答弁があったと思います。そういった人材が引き続き本市で活躍できる仕組みについて検討して、こういった1つの形になったという形でございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 今の時代もずっと、江戸時代もそうですけれども、優秀な人材の確保、育成というのは人事の中で極めて大事な仕事だと思うんです。そういう点ではこういう制度を生かして、千葉市がその人の能力を一層引き上げて、そして市民のための行政がさらに前進するような人材が育っていただくということは大変いいことだと思いますが、これに対してやはり積極的に今後も取り組んでいくということによろしいんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 委員おっしゃるとおり、様々な手法で人材の確保、そして育成に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 終わります。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がありましたら御発言をお願いいたします。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。皆さんの質問、答弁を伺ってまして、そして私も1つだけしか質問しなかったんですけども、それ以上に多くのことを伺うことができました。

やる気のある職員の方に多く増えていただく、生活にゆとりのある方しかできないのではないかなと思うんですけども、そういった方が増えて、社会貢献ができる、あるいは千葉市のために働ける、そういった人材育成のためにこういった一部条例改正がされて、今まで以上に職員の方が増える。こういった制度を利用できるような方向性を見いだしていただきますようお願いいたします。賛成をさせていただきたいと思えます。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 退職対策はかなりされているというので、そこは安心したところでございます。

一方で、管理職がこの自己啓発制度を使って、学んだことを生かして管理職になるような方が16名中1名ということで、少ない印象があったので、こういった学びを市政に生かせるというところでは少し課題を感じたというか、管理職になるぐらいの評価を得られるような人材がここ10年間だと育てていないのではないかなという懸念は正直感じたんですけども、今後、制度も平成25年度ぐらいから始まったと思うので、これからより高度な人材というか、管理職を任せられるような人材が実は使っていたというような制度に発展していただけるように行っていただければと思います。この条例の改正自体は賛成です。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私もこれには賛成で、少し意見を述べさせていただきます。

日本はマネジメントのスペシャリストがなかなか足りないというお話を聞いたことがあります。

人事の采配とか、どういう方々を配置していくのかということもすごく大事なことだと思います。働き方改革についてもそのようなマネジメントサイドの知識というのがこれから必要になってくると思うので、御自身が学びたいことを学ばせてもらうということもあると思うんですけども、市が必要としている人材がどういう知識を持ってもらいたいかなというところを、こういうことを学んでくれる人はいませんかとあって、そういう知識を学んでくれる人を募集するという形もいいのではないかなと思います。

また、スペシャリストが増えて、先ほどもおっしゃっていましたが、公務に還元できるというところもすごくいいと思いました。賛成です。よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。米持委員。

○委員（米持克彦君） 一言、指定管理者制度をうまく利用できるような人材を含めるような研修をお願いしたいと思えます。

以上です。それで賛成です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかほございますか。

ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第32号・千葉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（伊藤隆広君） 賛成全員、よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第54号審査

○委員長（伊藤隆広君） 次に、議案第54号・包括外部監査契約についてを議題といたします。当局の説明をお願いいたします。情報経営部長。

○情報経営部長 情報経営部でございます。失礼して、着座にて説明させていただきます。

総務局の議案等説明資料の9ページのほうを御覧ください。議案書では190ページとなります。

議案第54号・包括外部監査契約について、御説明いたします。

まず、1の趣旨ですけれども、包括外部監査契約につきましては、地方自治法の規定により、会計年度ごとに契約を締結しなければならないということとされており、このため、監査業務を滞りなく進めている本年度の包括外部監査人を候補者として選考を行いました。

その結果、本市の現況を踏まえた上で、適切なテーマ選定及び計画的な監査が実施され、また適正な監査結果報告書の作成が期待できることから、引き続き、令和7年度の包括外部監査人として選定し、契約を締結することについて御審議いただきたいと考えております。

次に、2の主な内容でございます。契約の目的は、本契約に基づき監査を実施し、その監査の結果に関する報告を行うことです。

また、契約の始期は、本年4月1日です。

契約の金額は、1,746万2,000円を上限としております。

契約の相手方は、公認会計士の山崎聡一郎氏でございます。

その他、主な職歴等は資料のほうに記載のとおりでございます。

議案第54号の説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（伊藤隆広君） 御質疑がありましたらお願いいたします。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一問一答でお願いします。

まず、包括外部監査人と包括外部監査補助者の業務の違いは何か、教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 行政改革担当課長でございます。

監査人と補助者の業務の違いということですが、監査人はもう契約の主体として契約の主たる部分、監査テーマの決定、その後、監査内容、実施体制、スケジュールを組んで監査をやる。やった後に報告書を作るというところに責任を持って担当するという業務になっております。

一方の補助者でございますが、これは地方自治法のほうで、監査人は監査の事務をほかの者に補助させることができるという規定がございまして、それに基づいて監査人の監督の下、ヒアリングであったり、資料収集、報告書の取りまとめ、主に事務的な部分を中心に、後は日程調整などの準備面、そういったところを中心に従事することになります。

なお、補助者に従事させる場合には、あらかじめ監査委員に補助が必要である理由ですとか、後はその期間について協議を行ってオーケーをもらおうと。それが整った後に、対象者の氏名、住所などを告示した上で従事してもらおうという流れになっております。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 過去2年間において包括外部監査で指摘及び是正勧告を受けた市の事業はありますか。ある場合は具体的な事例をお示してください。また、それ以前の包括外部監査と比較して指摘事項の数は増減しているのか、お聞かせください。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 あるかという御質問については、あります。監査の結果というのは大きく2種類に区分されておりまして、1つ目が指摘です。監査人が対応必須と判断した事項を指摘事項として伝えていただくもの。もう一つは意見でございます。監査人がやったほうがいい、対応が望ましい、検討すべきと判断した事項を意見として、その2つの区分でそれぞれ出していただいております。

令和4年度は監査テーマが収入未済額の管理に係る事務の執行についてございまして、指摘が55件、意見が73件、結構多めの数をいただいております。

主な指摘の内容としましては、延滞金とか遅延損害金の請求などで漏れとか遅れがあったというもの、また、履行期間の特約であったり分割納付にする際の債務者の資力確認、払えるのかといったところ、そういった確認が十分ではないのではないかといったような御指摘などです。

令和5年度はテーマが固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用の状況についてございまして、指摘が19件、意見が17件ございました。主な指摘としては、台帳の誤り、是正や再発防止に関するもの、また、台帳とその関連情報を公表し活用につなげていくべきといったものでございます。

もう1点御質問頂いた、過去と比較して数が増えているのか、減っているのかというお話でございます。過去の監査との比較、例えば、令和元年度から3年間で見ると、指摘は年平均40件、意見は同じく77件、令和4年度の数に近い状況でございます。令和5年度の数はそのと比べると少ないということが言えます。ただ、それ以前には、年間の指摘が10以下という年度もございまして、件数は結構ばらつきが大きい状況でございます。その背景には、指摘や意見をどこまで細分化するかといったところが結構監査人によって違いまして、その監査人のスタンスによって影響を受けている部分が大きいかと考えております。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 3年が最長の期限だとお聞きしましたが、今まで3年任命された包括外部監査者はいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 本市で監査を開始したのが平成11年度以降でございますが、そこ以降、いずれも公募をして、そこから3年連続で同じ監査人との契約となっております。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 選考を行った千葉市包括外部監査人候補者選考委員会において、本市の求める水準に達していたとされていますが、具体的にどのような水準が求められているのでしょうか。また、この選考委員である職員6名は、どのように選出されているのか。さらにこの選考委員は毎年変わるのか、お聞かせください。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 まず、候補者の選考に当たりましては、一次審査、二次審査と行っておりまして、一次審査は書面での審査。内容は資格の要件、また、欠格の要件を確認してクリアしていることを確認しております。

続いて、第二次審査で、先ほどおっしゃっていただいた選考委員会が応募者からヒアリングをする形式で、今年度実施している監査の内容や状況、また、応募者から提案された、次年度に監査をやるとしたらどのようなテーマでやるのかといった想定テーマなどについて内容を審査しております。

第二次審査では、テーマが本市の実情や課題を的確に捉えているかですとか、外部監査にふさわしい専門性を要する内容になっているか。また、行政改革として有効性があるかどうかなどの項目で各委員が採点して、全員の合計点数が満点の半分以上を超えていることをもって本市の求める水準に達しているという判定をしているところです。

続いて、選考委員はどうやって決めているのかというお話ですが、要綱により職を充てて定めているところです。財務に係る監査ですので、それに関連する職ということで、委員長を総務局長、副委員長は情報経営部長、委員として財政部長、資産経営部長、監査委員事務局長、それと私、行政改革担当課長の、以上合計6名としているところです。これまで職を指定しているところでその職自体を大きく変えるということはしておりませんが、人事異動に伴い、実際には委員の顔ぶれというのは変わることがございます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私からは以上です。ありがとうございました。

○委員長（伊藤隆広君） ほかがございますか。野本委員。

○委員（野本信正君） 一問一答でお願いします。

包括外部監査についてお伺いします。

外部監査について、過去から現在までの主な成果はどのようなものですか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 行政改革担当課長でございます。

外部監査の過去から現在までの成果ということで、見ている内容は法規制ルールにのっとってやっているか、また正確にやっているかということに加えて、経済性、効率性、有効性なども重視して監査を行っているところです。これらの指摘を受けた事項を改善することで、より適正な事務執行の確保、効率的、効果的な行政運営につながっていると認識しております。

その監査の指摘事項の中で、特に市民サービスの向上に直接つながった事例としましては、保育施設の利用調整の選考に関してホームページに掲載する選考基準が以前からあったわけですが、それが結構利用者にとって分かりづらく、誤解を生じやすいものだったという指摘を受

けまして、令和元年度の監査の結果を受けて見直した結果、その選考のときに最も優先する項目がはっきり分かるように、そういった情報開示につながったということが1つ。

また、都市公園の自動販売機に災害ベンダー機能設置がなかったですが、令和3年度の監査での意見を受けて、募集の仕様を見直して、令和5年4月から、14の公園で24台の災害ベンダー機が設置されるようになった。また、もう少し過去にさかのぼると、平成27年度の監査で廃棄物対策をテーマにやった回がございます。そこでごみの収集車両を増やすことなく収集品目の増加、また量の増加に対応できるようになったといったような成果がございます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 次の質問ですが、契約の相手方は地方自治法に定める資格要件を満たしている適格者ですか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 先ほどの御答弁にも含んでおりましたが、第一次審査で書面により地方自治法に定める資格要件を満たすこと。また、欠格要件に該当しないことというのは確認しております。第二次審査で先ほど申し上げた今年度の監査の実施状況、次年度の監査の内容といったものを踏まえて審査しているところです。これらの審査の結果、今回の契約にある山崎氏は本市の求める水準を満たしていると判断したものでございます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 監査法人トーマツが他自治体で行った行為は問題になっていると聞いておりますが、これについてどのような判断をされましたか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 包括外部監査契約を締結できるものは、地方自治法で個人とされておりまして法人ではないということでございます。その要件を審査するに当たって、個人が所属する法人につきましては、その個人が取締役など、役員に相当する立場にない限りは、法令による縛り、制限がないところでございます。

今回候補者とさせていただいた山崎氏は、所属法人が有限責任監査法人トーマツでございます。そこの役員でないことを法人登記事項証明書で確認をしているところですが、その法人自体がほかの自治体との関わりの中でどういう行為を行ったかといったことは審査及び判断の対象とはしていないところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 本人の経歴が述べられておりますけれども、平成19年7月現職で有限責任監査法人トーマツに帰任と書いてあって、役職は書いてありませんけれども、そういうことであります。共産党千葉市議団が過去に、トーマツが行った不適格な行為をして、このトーマツが適格者と言えないのではないかという指摘をした記録がありますが、それについて調査したんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 昨年度の総務委員会で、有限監査法人トーマツと東京都の関

連で御発言があったものと認識しております。その後、東京都でこういった事実があるのかということで、東京都議会の議事録を一つ参考として調査いたしました。令和元年の第4回定例会の日本共産党都議団の代表質問と答弁でございます。その質問者の主張としては、監査法人トーマツの社員が東京都の都立病院経営委員会の委員として独立行政法人化の検討を提言、独立行政法人化の検討に関する発言をそこでしたこと。その委員会がその検討をなささいという提言をしたということ。また、その提言を受けて、東京都が委託調査を発注して、それを受注したのが監査法人トーマツであったということ。こういった事実が、公平性、中立性が確保されているのか、されていないのではないかとといった御主張を質問者の方にはされておりました。

それに対する答弁として、東京都の答弁は委託調査の契約に当たって総合評価方式を採用して、公平、公正な手続で受託者を決定したといったような内容がございました。そういった事実は承知しておりますが、そこについて本市として特に判断できることはなくて、先ほども申し上げましたとおり、今回の候補者選考に当たりましては、所属法人が他自治体との関わりの中で行った行為というのは審査、判断の対象とはしていないところでございまして、あくまで山崎氏個人について懲戒処分により公認会計士の業務を停止されて、その処分を現に受けていないことなどを確認して、今年度監査の内容や状況、また来年度どういう監査をやるのか、そういったところを審査して、候補者として選考したということでございます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） どうも歯切れがよくなくてよく分からないんですが、監査法人トーマツが東京都の都立病院経営委員会で、独立行政法人という経営形態が一番ふさわしいと言ってそれを決定させたということであるけれども、地方自治法では一部専門家などによる恣意的な行政への介入を防ぐため、法律や条例で設置する附属機関ではない専門家の会議などは提言などをしてはならないと定めており、明確な地方自治法違反だということが言われているわけがあります。

こういう地方自治法違反をしたトーマツの山崎公認会計士が千葉市の監査法人として選ばれるということは、ふさわしいのかどうかということになると、すごく疑問が残ると。いろいろおっしゃっていますけれども、やはりこれは不適格に非常に近いと判断してもいいと思うので、これはやめるべきではないのかと私は思いますが、いかがですか。

○委員長（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 都立病院の今お話があった関係につきましては、公平性、中立性が確保されたかというのは我々として見解を述べることはできないんですけれども、まず、トーマツ監査法人のほうにつきましても、適正な業務運営を確保するための指示や処分、監査法人としての指示や処分などは金融庁のホームページなどではされていないということもございます。

また、正確に言うと、都立病院経営委員会に提言なされた平成30年1月以降はそういった処分をされていないということは、過去までは分からないんですけれども、それ以降はされていないということ。また、先ほども申し上げましたけれども、山崎氏におきましても、信用失墜行為などになった場合はそういった懲戒処分の対象になるわけですけれども、そういった懲戒処分を受けていないということを確認しておりまして、我々としてはこの人が適切ではないかと考えたところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 何か早口でまくし立てられていると合理化しているように聞こえてしまうんです。それで、このトーマツが千葉市の監査法人を今まで行ったのは何回で、何年間になるんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 この現監査人である山崎氏を除きますと、3回で9年間ということになります。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 3回で9年間ということですがけれども、包括外部監査人トーマツの経歴がこの議案説明書に書いてありますけれども、秋田県とか、川崎市とか、千葉市とか、また川崎市、秋田県ということで、もうずっとこの包括外部監査を続けておられて、これが仕事のようなのですね。だからどこかで包括外部監査の仕事がないと困ってしまうような、そういう組織なのではないかと思うんですよ。だからどこかの自治体で応募していればすぐそこへ応募する。悪く言えば、食らいついて何とかその仕事を受けるといようなことで、どうもそういう法人しか選べないのか。だから、こういうことを業としているわけですから非常に便利な法人だとは思うんですよね。

でも、千葉市の外部監査という大事なことをやるに当たって、それでいいのかという疑問が残るんです。よくうちの同僚議員が、千葉市も内部監査があるのになんで外部監査をするのかとよく怒っていられますけれども、どこにいるか分かりませんが、そういうことで、やはり外部監査というのは、市に内部監査があるにもかかわらず特定のテーマをもって千葉市のいろいろな行政を監査してくれるということで、さっき実績を聞いていると、やってよかったということもたくさんあると思います。でも、同じ法人がどこかの行政の外部監査を請け負うと、あちこちに目を配って、さっと手を挙げてそこへ入り込んで、これだけの報酬を得て仕事をするということで、何となくそういう人の業を満たすために引き受けさせてしまっているとしたら、それはまずいと思うんです。

やはりふさわしい外部監査人を選んで、市民の税金を投入して、ふさわしい監査をしてほしいと思いますが、そういう点からいうと、東京都で地方自治法違反の疑いを持たれたような法人をまた千葉市が、最後のチャンスを与えてやったみたいなものではないですか。これは納得がいかないと私はと思いますが、いかがですか。

○委員長（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 今いろいろとおっしゃいましたが、我々といたしましては、この外部監査契約手続というのは、あくまで包括外部監査人個人、公認会計士個人との契約と考えております。そういった点におきまして、先ほどから御説明させていただいたとおり、山崎氏におきましてはいろいろな懲戒処分等も受けていない、また欠格事項にも該当しない。また、来年の想定されている監査人についてもそれなりの妥当性があると考えておるところでございます。今回はこの者を、3年目になりますけれども、議案として提出させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） もう1回いいですか。そうおっしゃいましたけれども、法人と山崎さんは同じようで別だと言っているような気がするんです。あくまで山崎さんという公認会計士を選んでいうだけけれども、その人は監査法人トーマツと全く一体なんです。だからこの山崎さん個人と法人は同一、もう絶対に切っても切り離せない一体のものなんです。そこを分けて考えて合理化しようとしても無理があると思いますので、やはり山崎公認会計士と法人トーマツは一体のものとしてもう一度見直してみませんか。

市民の税金をこれだけ使って監査する監査人、監査法人が的確であるかどうかを判断して、的確なところを選ぶというのはあなた方の仕事でしょう。それをチェックするのはチェック機関である議会、我々なんです。だからもし何かあったら、これで賛成して通してしまったら、議会もこれを賛成した責任が問われるかもしれない。ということで、慎重にやらなければいけないと思うので、一度これは取り下げて、もう1回提出しませんか。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 我々といたしましては、先ほどの説明の繰り返しになってしまうんですけれども、包括外部監査契約を行う個人、公認会計士という仕業という資格を持つ個人との契約として考えているところでございまして、山崎聡一郎氏を対象とする議案のことにつきまして御審議いただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 終わります。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 一括でお願いいたします。

いろいろなお話があったわけですが、要は、包括外部監査人の選定は、専門性と、あと監査の独立性の確保、ここなんだろうと思っています。かといって専門性については、私はこういう資格を持っている人についてとやかく言うのも難しいんですけれども、少なくとも千葉市とこの方との距離については、やはり確認させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 行政改革担当課長でございます。

おっしゃっていただいたとおり、外部監査制度は令和9年に地方制度調査会からの答申を受けて始まった制度でございまして、そのときは、その前からあった従来の地方公共団体内部の監査委員による監査に加えて、監査機能の独立性と専門性を強化する目的で導入されております。

千葉市と、今回の監査人個人の関係性というか、距離というお話でございしますが、地方自治法で、地方公共団体と関係が深過ぎると駄目といったような主義がございまして、具体的に申し上げますと、まず専門性という観点で優れた識見を有する弁護士、公認会計士、税理士などとされているほか、地方公共団体の、いわゆる千葉市でいうと、千葉市の現職の職員に加えて

職員のOB、また、現在議員である方であったり、首長等の親族なども含めて不可とされているところがございます。

また、監査人とその親族が監査対象の個別業務に利害関係がないこと。例えば、そこから仕事を受注しているとか、そういった関係がないことというのも定めがございます。加えて、同一の方と連続して4回包括外部監査契約を締結してはならないということで、あまり長くなり過ぎると外部性、独立性が損なわれるといったような趣旨で定められているものもございます。これらを今回の監査人候補者の方もクリアしております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答をお願いします。

この契約金額の1,746万2,000円を上限とする額というんですけれども、非常に半端な額ですけども、その根拠です。

それともう一つは、これはいわゆる何人でやってもいいということなのか、いわゆる人数の制限がどうなっているのかということ。それからテーマはどのようにして決めているのか。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 行政改革担当課長でございます。

まず金額につきましてですが、こちらは日本公認会計士協会が出している標準報酬規程、これをベースに金額を算定して出しているものでございます。少し前までは1,800万円という切りのいい数字でございましたが、そこから少しでも安くということで、現在の監査人になったタイミングで金額を若干減らしているということでございます。

続いて、人数の制限があるのかでございしますが、明確に制限はございません。ただ、契約の相手方は個人ですので、お1人ということになります。その方に補助者が何人つくかについては、明確な規定がないところがございます。なお、今年度の監査で補助者は10名ついているところがございます。ただ、その10名が毎日フルにこの監査業務に従事しているかということ、恐らくそういうことではないということです。

続いて、テーマの選定を誰がやるのかでございしますが、テーマの選定は、契約を締結した後に、その監査人がイニシアチブをとって選定するとされております。選定するに当たって、本当に千葉市でやって有効性があるのかどうか、それを確認するために、契約締結後に事前調査ということで、関連する部署にヒアリングであったり、調査であったりというのをやった上で決めるとしております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） テーマの選定が、非常に客観性があるようなテーマであればいいんですけれども、この包括監査契約者は一番やりやすい楽なテーマを選定したり、それから、執行部と癒着しながら何とか非難をかわすための、そういうテーマとか選ぶというのではなくて、客観性を求めた非常に効果があるテーマという、そういうテーマの選定方法というのはどのようにやっているんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 来年度の候補者の選考を行う際に、テーマの御提案をいただいているところです。そのテーマの選び方、またそれを選んだ理由を、千葉市の中で選考の対象としていて、ふさわしいかどうかという判定をしているということです。ただ、おっしゃるとおり、来年度のテーマというのが契約前に決まるわけではなく、契約後に決まることになるので、確実な担保とまではいかないところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） できればそのテーマの選定について、事前に議会のほうにオープンにしてもらって、それで参考意見を聞くという、そうすると、こういうところについてやってもらったかどうかというような客観性のある効果的なテーマを選ぶようなことにひとつ努力してもらいたいと思います。

要するに、こなせばいいんだから、これは得意な分野、結構これは簡単ないい分野というのを選ばれてしまうと意味がないのではないかと考えているんですね。客観性のある効果のあるテーマ、それを選べるように工夫してもらえればありがたいと思っております。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答でお願いします。

これは先ほどから山崎氏ということで私と同じ名前なんですけれども、山崎氏は3年連続ということで次はないと思うので、私はあと任期が2年ぐらいあるので、引き続き指摘要望事項などを言っていきたいと思います。

質問なんですけれども、来年度契約する山崎氏は3年連続となりますけれども、これまでの監査内容等、来年度は具体的にどういった監査内容で進んでいるのか、その辺りを教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 これまでの監査内容ということで、昨年度、令和5年度からやっていただいております、令和5年度のテーマが、固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用状況についてというテーマです。中身としましては、固定資産の取得価格等が台帳と関連する帳票間で正しく一致しているか、整合しているかという点ですとか、後は固定資産が適切に区分、分類されて正確かつ漏れなく検証されているか。固定資産の有効利用がちゃんと検討されているかなどの視点で監査をさせていただきました。

今年度、令和6年度は、市営住宅に係る事務の執行についてということで、市営住宅の長寿命化再整備計画というのがございます。それが適切に遂行されているか。また、関連する計画の間で整合が取れているかですとか、計画を変更、改正すべき事項はないのか。また、市営住宅の管理方式が適切に検討され、決定されているかなどの視点で監査を実施しているところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 具体的にヒアリングにおいて候補者から提案が挙がってきているものは今のところはどのぐらいありますかでしょうか。どういった内容がありますでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 来年度に向けて提案された事項として4項目ございまして、1つ目が、公共施設等の施設総合計画というのがございます。これの取組の状況についてやってはどうかということ。2つ目は、職員の働き方改革の取組についてやってはどうか。また、3つ目として、死後における行政との関わり、市民の方がお亡くなりになった後にどのように行政と関わるかに絞ってやってはどうかと。4つ目として、使用料、手数料の見直しでございます。以上4つが提示されております。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 今、4つの提案があるということなんですけれども、本市としては、この4つの中でどれが一番効果的で、今のタイミングで必要なのかということを考えていらっしゃるか、現時点で構わないので、その辺りを教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 市の選考委員会の中でこの4つを優先順位づけしたということがございますので、なかなか言いづらいところでございます。ただ、これまでやっていただいている令和5年度、令和6年度ともに、どちらかというストック系といいますか、固定資産であったり、市営住宅であったり、ハードもの、ストック系で来ていて、今回1つ目に申し上げた公共施設等施設総合計画というのは、それらをひっくるめてその上位に位置する計画としておりますので、それを見ることで令和5年度、6年度とやったそれ以外の部分も含めてストック系が網羅されるのではないかという考えは、これは監査人からも御提案されておりますし、本市としても一定の納得をしているところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 山崎氏は次3年目ということで、私も来年度は3年目になりますけれども、これまでの千葉市の監査人をやった経験を生かして、最終的に集大成として監査をやっていただくという形かと思えます。千葉市の場合は3年連続で監査人を採用することが多いんですけれども、この長期化することによるメリットとデメリットを改めて教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 まずメリットでございますが、単純に御想像がつくかと思えます。本市の事務についての理解が年々深まっていくというところなんです。本市の事務がどう行われているかとか、組織体制も含めて、そういったところに理解、経験が蓄積されて、より効果的、効率的に監査ができる。また、質の高い報告書が作れるのではなかろうかということです。

また、テーマの選び方です。先ほど米持委員からもお話がありましたが、テーマは監査人がイニシアチブをとって決めるということになっております。それを決めるに当たって、前年度までの監査で得た知見というのが反映されるであろうと、つまり、これまで見てきた中で千葉市はどうもこういうところが弱そうだとか、そういうところが分かった上でのテーマ選定ができるというのも1つのメリットだと考えております。

また、一方のメリットでございますが、実際に弊害が生じているもの、顕在化しているデメリットというのはございません。ただ、想定されるものとして、監査でヒアリング、書面調査

で監査人と市の職員がやり取りをする。対面で接触をするという機会が当然生じます。それで、過去と同一の部署が対象になった場合など、特に人間関係ができてしまいますので、監査の独立性が低くなる。もしくは外部から見て、また同じ部署とやっているじゃないか、本当に忌憚のない意見が出ているのか、指摘が出ているのかといったことを思われ兼ねないというのは想定されるデメリットと考えております。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 今、過去と同一の部署では同一監査人ではないということなんですけれども、平成11年度から監査内容がある程度重複したことがあるのかどうか、教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 資料を今精査中でございますけれども、やはり11年からやっているものですから、こういう資産系についてはかなり複数回行っているケースが高いものと考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 すみません。今一覽で私の目で確認した限りでございます。漏れがあるかもしれませんが、例えば、平成24年度に市有財産の有効活用についてというのをやっております、先ほど申し上げたストック系の過去2年の調査と一部重複はあると考えております。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 監査人が違うとはいえ、内容が重複した場合に、これは以前やっているとといったような話で監査内容を調整したりもできると思うんですけれども、その辺りは、千葉市の場合はどちらかというとストック系の財産とか、公認会計士の方が多いと思うのでそういった傾向があると思うんですけれども、いわゆる監査人の調査に関してはストック系を重視しているみたいな、そういった傾向があるのでしょうか、教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 これまでの監査テーマからすると、そういった市有財産など、千葉市のいろいろな部署にまたがりそうなテーマもあれば、例えば、保育についてとか、公園についてとか、その特定の行政分野に絞ったものもございます。その割合まではすぐにはお出しすることができませんが。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 制度が始まって25年ぐらいですか。四半世紀ということで、ストック系である程度監査をされていると思うんですけれども、全庁的にはいろいろな分野があるので、いろいろな分野に、今後、多分続いていく制度だと思うので、そういったものをしていくというのが必要ということだと思うんですけれども、こういった指摘がされている中で、毎年どのぐらい、平均で40件ほど指摘がされていると、先ほどほかの方の質問で答弁があったんですけれども、指摘とか意見をされたことが市の中でどれぐらい反映されているか、大体割合が分かれば教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 平成11年度からずっと累計で、指摘事項が今は812件ございます。そのうち措置が完了しているもの、対応が完了しているものが735件、措置の率は91%となっております。あわせて、意見のほうでいきますと、これまでの件数が833件に対して、対応済みが769件でございます。対応率は92%です。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。質問は以上になります。ありがとうございました。

○委員長（伊藤隆広君） ほかに御質問は。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いいたします。

お話を伺っていて、もしかしたらまた遡ったことを伺ってしまうかもしれないんですが、トーマツに関して、他市のこうした監査を引き受けてやっていただいているというところがありますけれども、その中で何か突出した、ここが悪かったとか、あれがよくなかったとかというような、今まで漏れ伝わっていることがあればお伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 行政改革担当課長でございます。

監査法人トーマツについてということでもよろしいでしょうか。トーマツに関しても、今回対象になっている個人の山崎監査人に関するんですが、うちにはそういった情報は入っておりません。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。それと、これは都の話で、都立病院の経営形態で、独立行政法人が経営状態に一番ふさわしいとトーマツが発言してしまったようなんですけれども、東京都においてはそれをよしとしたところはあるんでしょうか。トーマツのそうした考え方についてどのように都は思っているのか、行きつ戻りつで本当に申し訳ないんですけれども、もし分かればお伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤隆広君） 答えられる範囲で、人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 先ほど野本委員へのお答えに、都議会での議事録を確認したと申し上げました。その議事録を確認した中では、質問のとおりですとは言っていないくて、ちゃんと公正、公平な手順を踏んで選定しましたという答弁がされております。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） すみません。先ほど伺ってはいたんですけれども、頭から抜けてしまったもので、すみませんでした。

あと、千葉市においても、今言われている監査の中で812件というのは指摘があったんですけれども、そのほかで持ち越しされているものが、100件はないですね。70件、80件ぐらいですか。それについての指摘はされたんですけれども、指摘された部分について、千葉市としてどのようにお考えになっているのか。

○委員長（伊藤隆広君） 人材育成課行政改革担当課長。

○人材育成課行政改革担当課長 御指摘の未措置、措置が終わっていない部分についての認識、

対応状況についての御質問かと考えます。古いものは、平成11年度の監査で指摘された事項がまだ残っている部分がございます。これは土地の不法占拠に関するものであったり、千葉市だけの動きですぐに改善することが難しいもの。また、そのほかの指摘事項についてもやはり関係者が多いもの。千葉市だけで何とかできず、外部との調整が必要なもの。また、市民に御理解をいただく必要があるもの。そういったものは措置対応中という状況で残ってしまうことが多いです。ただ、対応中ですが、動こうと毎年努力はしております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。指摘自体は正しいけれども、それに対して時間を要しているということですね。ありがとうございました。

質問はこれでおしまいにします。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がありましたら御発言をお願いいたします。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 先ほどちらっと言ってしまったんですけども、ストック系の監査内容がこれまで平成11年度から多いということなので、次年度は集大成としてまたストック型をやっていただいてもいいんですけども、今後選定するに当たっては、ある程度千葉市はストック系で二、三十年結構たくさん監査をしたと思うので、いろいろな分野、千葉市が重視している政策などに強い方の選定などを含めて、今後検討いただければと思います。議案には賛成の立場です。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますか。野本委員。

○委員（野本信正君） 先ほど申し上げましたように、東京都で行った地方自治法違反といわれるようなことを法人がやってきたこと、そういう点で適切ではないという判断を我々はしたいと思います。それから、やはりせつかく市民の税金をたくさん使って行うわけですから、新たな監査人を選んで新鮮な監査をして、千葉市の発展のために役立てていただきたいということで、本案件には反対をいたします。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございました。皆さんの質問、答弁を伺ってみて、私も質問して、答弁をいただきまして思いますことは、これまでこの監査、また指定された監査がほかの都市では疑義がなかったというような御答弁もいただきましたし、また千葉市におきましても、これまで指摘要望事項の中で無理なものはなかったかと。ただ、対応するのに、実現するのに時間がかかっているという部分があるかと感じました。そういった意味からも、千葉市も今後この監査の内容を頼むときに、地方自治法に抵触するような、そのようなことはないと思いますけれども、紛らわしいと申しましょうか、疑義が生じるような内容のものを監査してもらおうとか、言葉がうまく見つからないんですけども、千葉市にとって有益な監査を目指して、また監査のほうにお願いしていくとしていただくことを切に願って、賛同させていただきたいと思います。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにはございますか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

監査人と監査補助者と2つあって、補助者の場合にはヒアリングや資料収集報告書の取りまとめなど、現場を見るという役目があると。この山崎さんは監査人だけではなく、この補助者ということでも何年もされている、川崎市、秋田県と2か所でされているということで、机上の論だけではなくて、現場もちゃんと経験されてされているというところと、後は実際に、実績というか、意見とか指摘もきちんとされているというところなので、私は的確に選ばれたのではないかと思うので、賛成いたします。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますか。

ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第54号・包括外部監査契約についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（伊藤隆広君） 賛成多数、よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

諮問第1号審査

○委員長（伊藤隆広君） 次に、諮問第1号・督促についての審査請求についてを議題といたします。

念のために申し上げます。本諮問は、市長が審査請求の裁決を行うに当たり、地方自治法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。審査に当たりましては、まず当局の説明を聴取し、御質疑等を行っていただいた後に、裁決案に対して異議ない旨の答申をすることの賛否をお諮りいたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。総務部長。

○総務部長 総務部でございます。引き続きよろしくをお願いいたします。

議案等説明資料の10ページをお願いいたします。

諮問第1号・督促についての審査請求についてでございます。

1の諮問の趣旨でございますが、生活保護法の規定による徴収金の督促の取消しを求める審査請求を棄却することにつきまして、地方自治法の規定に基づき諮問するものでございます。

2の審査請求の概要ですが、審査請求人は千葉市中央区在住者で、審査請求年月日は、令和6年2月16日でございます。

事案の概要ですが、生活保護法の規定による徴収金を滞納した審査請求人に対しまして、地方自治法の規定により督促を行いましたところ、審査請求人がこれを不服としてその取消しを求めたというものでございます。

次に、審査請求人の主張の要旨でございますが、法律は分かるが、事実上、徴収金を支払うことは不可能であるというものでございます。

この審査請求についての3、裁決案の要旨でございますが、趣旨結論といたしましては、棄却すべきものとしております。

その理由といたしましては、処分庁は、審査請求人が就労収入を申告しなかったことから、

生活保護法の規定により徴収を決定し、納期限を指定して、審査請求に対し徴収金の納付を求めたものでございます。しかし、審査請求人が納期限までに徴収金を納付しなかったことから、本件処分を行ったものでございます。

地方自治法では、地方公共団体は、歳入を納期限までに納付しない者に対しましては、督促をしなければならないとされておりますが、本件処分は、審査請求人が納期限までに徴収金を納付しなかったことから、法令の規定に基づき行われたものでありまして、本件処分に違法又は不当な点はないと判断したものでございます。

参考として、審査請求制度の概要、関係法令の抜粋を11ページ、12ページに記載してございます。

諮問第1号の説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤隆広君） 御質疑がありましたらお願いいたします。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 一問一答でお願いします。

まず督促という、一般的に言えば幾つか事例はあると思うんですけども、こういった同様の事例というのはこれまでもあるのかということと、また、いわゆる不正受給に当たる事例なのか、まずお伺いいたします。

○委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

○政策法務課 政策法務課でございます。

本件で督促の対象となった歳入でございます。生活保護法第78条の規定による徴収金を決定した事例は、本市におきましては令和3年度から令和5年度までの3か年で、1年度当たりの平均で400件前後と聞いてございます。この生活保護法第78条第1項は、不正な手段により保護を受けた者から費用を徴収する旨の規定でございまして、いわゆる不正受給とされるものでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 今御答弁のあった400件前後というのは、この生活保護制度、生活保護を受けるに当たって説明を受けると思うんですけども、収入が超過した場合にはそのまま差し引いたりするということだと思っておりますが、そういった理解をしていなかったものも含まれると思っておりますが、これは保健福祉局のことなのかもしれませんけれども、そういったものも含まれると思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

○政策法務課長 生活保護の開始に当たりましては、いわゆる保護のしおりというものを皆様にお配りしております。その中では、生活保護法に規定されてございます、収入があった際の報告、届出の義務等も記載されてございまして、それらを含めて保護の開始時に、また、適宜、訪問指導等の際にそういった報告、届出の義務についてはケースワーカー等から説明されているものと認識してございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 今回のこの徴収金18万5,791円ということで、これは、一旦は一括して払ってくださいということであると思うんですけども、この分納制約が行えるのかということと、そうした対応も請求人は相談しなかったのか、伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

- 政策法務課長 本件におきましては、当初、第78条の決定をして通知を本人に対して行いまして、その後、昨年11月に文書でもって納付指導をしているというところをごさいますて、逆に申しますと、これに対する請求人からのアクションがないというところをごさいますて、まだそういった分納相談というものにも至っていないという状況をごさいます。
- 委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木友樹君） この方はほかにも何かしらの、例えば、家賃の滞納だとか、公共料金の滞納というのはされているんですか。
- 委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。
- 政策法務課長 私どもで全てについて把握してごさいますせんけれども、実はもう1件、生活保護法第78条の関係で、家賃の住宅扶助を本人にお渡ししたところ、家主に払わずに使い込んでしまったというところで、その件についても別途、生活保護法第78条の不正受給というところで、こちらについても約18万円と聞いてごさいまするが、これについても督促をしたんですが、これについては生活保護法第78条の徴収決定について審査請求をしてごさいますて、この審査請求につきましては、千葉県知事に対して行うものとなってごさいます。
- 委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木友樹君） ということは、県営住宅にお住いの方ということではないんですか。そうではないんですね、県のほうにという話の、その辺りをもう少し明確にお願いします。
- 委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。
- 政策法務課長 なかなか具体的なお住いまではというところなんですが、公営住宅ではごさいますせん。民間の賃貸住宅と聞いてごさいます。
- 委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木友樹君） 今後起こらないようにするための対策は、ちゃんと保護のしおりをしっかり説明してということはあると思うんですけども、そういった対策というのは、今やっている対策をやるしかないのかと思うんですけども、その辺りはどうですか。
- 委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。
- 政策法務課長 確かに現在も実施していることにはなりますけれども、収入があった場合にはその内容を申告する、届出をする必要があることについて、引き続き丁寧に説明、指導していく旨を所管課から聞いてごさいます。
- 委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。
- 委員（佐々木友樹君） 以上です。
- 委員長（伊藤隆広君） ほかはどうごさいますか。三瓶委員。
- 委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。一問一答をお願いします。
- この方の審査請求の概要の大きな2番の、その中の（4）で、請求人の主張の要旨は、法律は分かるが、事実上、徴収金を支払うことは不可能であると言っていますけれども、すみません、よく分からないんですけども、これに基づいて千葉市は棄却するということにしたいのか、その辺がよく分からないんですけども、その辺を詳しく教えてください。
- 委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。
- 政策法務課長 本件の審査請求は徴収金の決定をして、請求人がその徴収金を支払わなかった、納付しなかったので、督促をしたところ。その督促の取消しを求めている審査請求で

ございます。

そうしますと、この督促が違法だったか、不当だったかというところを審査するわけでございます。そうすると、この督促の違法、不当の検討に当たっては、相手方の資力というものが直接は関係がなくなってくるものでございまして、この督促を求める理由として、手元にお金がないからとか、資力がないからというのは理由にならないとこちらは判断をいたしまして棄却するというものでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。私の知っている方の中にも、多少1万5,000円ぐらいは毎月働いてもいいということなんですけど、働き過ぎてしまって報告しなかったりいたしますと、払ってくださいとあって、もう泣きの涙で毎月細々と返している方を1人、2人知っているんです。

そういった意味で、督促というのはわざわざ文書で出す。あるいは、保健福祉センターのほうに来てもらって、そして説明するなり、本人が来なければ話に行くなりということ、この間にさせていただいていたということによろしいでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

○政策法務課長 まず督促については通知をして、それで文書で通知をしてございます。ケースワーク訪問指導の際に、納付指導については口頭で行うということもしております。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。結構です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答でお願いします。

こちらは審査請求の年月日なんですけれども、令和6年2月16日ということで約1年前になるんですけれども、1年ほど経過してしまっていて、通常このくらいの期間で議会に諮問されるのか。諮問するに当たって期限等の定めはないのか、その辺りを教えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

○政策法務課長 私どもは、この審査請求に対する裁決を行うまでの行政手続法に基づきます標準処理期間というものを定めてございます。通常その標準処理期間は1年間ということで定めてございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 一括です。

すみません、確認です。この手の問題は加算取扱いとか、徴収金を上乘せすることなども話題に出て、それがいいのかどうかを確認させてもらいたいのが1つと、あと、この徴収決定納期限の通知、そして督促の時系列の流れですけれども、そのスケジュール自体は一般的だったのかどうかを確認したいと思います。

特に、少し引っかかるというか、確認したいのは、これは、納入通知書の到着が年末年始にかかっている、納期限よりもそれは遅延していないかどうかですか。実際に到着しているのが

1月4日納期限で設定しているものを出しているわけですがけれどもということ。要は、少し言い方は中立ではないかもしれませんが、払いたくても払えないような、そのようなやり取りになってしまっていないかということの確認というところもあります。

以上、お願いいたします。

○委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

○政策法務課長 初めに、本件について加算の取扱いがあったかというところですが、本件については加算の取扱いはしてございません。

続きまして、徴収決定、納期限、督促のスケジュールは一般的であったかという点でございますけれども、徴収決定から督促までのスケジュールについては一般的なものであったと考えてございます。

また、千葉市の予算会計規則で、納付期限の15日前までに納入通知をしなければならないと規定されてございまして、本件につきましては納期限を令和6年の1月4日とした納入通知書を令和5年の12月7日に送付してございますので、この予算会計規則に沿ったものと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） またがってそういうことは起きていないということは分かりました。ありがとうございました。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一問一答でお願いします。

今回、議会が諮問を受けたということですがけれども、今回こちらの議会のほうに頂いたこの説明資料には、審査請求人と審議員、請求された方とそれを受けた方の両方の意見が書いてあるのかと思いましたが、これは請求人の主張のところは1行だけなんですよね。なぜこれは請求人のほうの主張が1行ですごく曖昧で、一方で審査庁のほうが詳しいと、これはどうしてこのようになっているのでしょうか。なぜ詳しい主張について書いていないのでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

○政策法務課長 審査請求人の審査請求書には、この説明資料の2の（4）に記載以外にも幾つか記載があったんですけれども、今回の審査請求は督促の取消しを求める審査請求でございまして、この説明資料に記載の請求人の主張の要旨以外の記載内容につきましては、この督促の取消しを求める審査請求の理由にはなり得ないものはこちらは考えまして、逆に言いますと、この審査請求の督促の取消しを求める審査請求の理由になり得るものを簡潔に資料に記載させていただいたということでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私は、このままだと請求人の方の考えが分からないということで、事前に審査請求書を見せていただきたいということで見せていただきました。その中で、鬱病になっていて働けないというような記述がありました。生活保護費の徴収に至った経緯で、就労収入を申告しなかったということだと書いてありますが、この方の主張だと鬱病で就労ができないと書いてあります。この就労はどのようにして得ていたのでしょうか。

○委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

- 政策法務課長 この方の就労内容については、いわゆる日雇派遣と申しますか、派遣業というのを聞いてございます。
- 委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。
- 委員（黒澤和泉君） 就労が不可能であるということと矛盾しているような気がするんですけども、これは確認したのでしょうか。
- 委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。
- 政策法務課長 まず本件の生活保護法第78条の徴収に至った経緯でございますけれども、保護の実施機関で課税調査を行いましたところ、就労収入に基づく税の納付実績があったことから、保護の実施機関で審査請求人の本人にも確認をした上でこの徴収決定をしたものでございます。
- 委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。
- 委員（黒澤和泉君） この審査請求した当時、この督促を棄却してほしいというところでの記述の中では、その時点で鬱病で就労が不可能ということを書いてありますけれども、そのような方からどのようにこの18万5,791円を徴収しようとお考えだったのでしょうか。
- 委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。
- 政策法務課長 生活保護法第78条につきましては、これは国から別途通知が出ておまして、第78条の徴収決定に当たりまして、この本人の方の資産だとか、収入の状況というのは考慮されないものとされてございます。
- 委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。
- 委員（黒澤和泉君） 以前の発言で、督促がもう既に決定しているので、これはしようがないというお話ですけども、この処分についての請求は、処分があったことを知った日から起算して3か月以内に千葉市長に対して処分庁への訴えができると書いてありますけれども、この督促自体が不当なのではないかということ、この場で、今回の委員会でそれが合っているかどうかというのを判断するということですよ。督促自体が正当かどうかというのをこの今回の審査請求で判断するということですよ。
- 委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。
- 政策法務課長 本件審査請求については、督促の取消しを審査請求人が求めているものでございますので、督促に違法、不当な点がないかというところを御審議いただくことと考えてございます。
- 委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。
- 委員長（伊藤隆広君） では、督促で徴収できるかどうかという実行性についてはどうでしょうか。
- 委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。
- 政策法務課長 督促に当たりまして、本人の収入、資産の状況というのは考慮されないこととなっております。
- 委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。
- 委員（黒澤和泉君） 請求書の中で、この請求者の方が図面や写真を提出すると書いてありますけれども、この提出された図面や写真とはどのようなものだったのでしょうか。
- 委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

- 政策法務課長 審査請求書にはそのような記載がございましたけれども、審査請求人にも提出を促しましたが、提出がなされませんでした。
- 委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。
- 委員（黒澤和泉君） 棄却された場合の今後の徴収はどのように行われるのでしょうか。
- 委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。
- 政策法務課長 今後とも納付指導に努めまして、また本人とコンタクトを取りながら引き続き、仮に分割ということであれば、本人の状況によって分割というのにも検討していくと所管は言っております。
- 委員長（伊藤隆広君） 黒澤委員。
- 委員（黒澤和泉君） 私からの質問は以上です。
- 委員長（伊藤隆広君） 野本委員。
- 委員（野本信正君） 一問一答でお願いします。
- 議会がこれを認めないと棄却はできないんですか。そういう仕組みですか。
- 委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。
- 政策法務課長 今回私どもとしては、棄却をするという案で御意見を承っておるという諮問でございます。
- 委員長（伊藤隆広君） 野本委員。
- 委員（野本信正君） 議会が議決すると、この請求人に対してこの金額を払わなければ駄目だと、市だけではなくて議会も同意したと伝えて、今後この人に督促から差し押さえ、そして、それなりの処分をしていくということになるんですか。
- 委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。
- 政策法務課長 今回のこの諮問につきましては審査請求人から督促の取消しを求められた審査請求でございますので、今回の議会の御判断といいますか、その答申については、督促に違法または不当な点がなかったという点について御判断いただくということになるかと思っております。
- 委員長（伊藤隆広君） 野本委員。
- 委員（野本信正君） 順序から言えば、督促、催告、差押えといくんです。差押えは本当にやる気になれば、お金がなければ物まで取りに行くんです。生命保険を放棄しろとか、いろいろなことをやるわけです。ですから、議会がこれに同意すれば、本当に困っている人にひどい仕打ちをすることに我々が賛成したことになってしまうんです。あなた方だけでやるのではなくて議会まで巻き込もうというんですか。
- 委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。
- 政策法務課長 今回は諮問に対して御答申を頂いて、その後私どもで裁決をしてまいりますけれども、所管としてはこの裁決後も引き続きこの納付勧奨をしていく旨、また一括での納付が困難な場合は分割での納付も検討していく旨、所管から聞いてございます。
- 委員長（伊藤隆広君） 野本委員。
- 委員（野本信正君） どのような人が全く知らないわけでありましてけれども、生活保護を受給していて、アルバイトをしていて、本当は報告しなければいけないものを報告しない金額がこれだけになってしまったと。そのお金を遊びに使ったわけでも何でもなくて、恐らく必死の生活の中でこれが使われていったのではないかと思うんです。だから、こういう議会にま

で諮問が出される以前に、区役所の社会援護課が本人をちゃんと指導して、払いなさいと、払えないなら月々の生活保護費の中から少しずつ引いていきますと言って大体解決していつているのではないかと思うんです。そういうことがなぜできなかったんだろうか。もしくは、本人に就労支援ということをして、生活保護を受けていても1万5,000円までは働いても納めなくていいんですとか、そういう親切な指導をしていればここまで来なくて済んだのではないのだろうか。

こういうように困っている人は今たくさんいると思うんです。こういう人に督促を出すことについて、いいと議会が認めて、我々も同罪になって、本当にこのお金を納めるまで差押えをしてこの人にひどいことをするということがあったら、とても賛成などできないと思うんです。だから先に言ったように、このことをきっかけに本人とよく話し合っ、どうしたら納められるのかということについて、また、最低限の生活を営むことができるんだろうかという親切な相談指導をどうしてやっていけないんですか。

○委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

○政策法務課長 まさに所管としては今後御指摘のような対応をしていきたいと申し述べてございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 今こういう問題は全国でたくさん起こっていて、それである自治体に聞いたら、行政が裁判に訴えているところもあるんだそうです。でも裁判の判決でその人からむしり取ろうということではなくて、裁判することによって話し合いをし、和解というものをい出させて和解の中で本人も払える、市も我慢できる範囲の結論を導いていくということをしている自治体、自治体名は今あえて言いませんけれども、たくさん裁判をやっているそうです。そういうところもあるそうです。

その点からいくと、千葉市が督促を出したことが駄目ということではないと思うけれども、でも議会に諮問を出して、我々も一緒になって弱い人をいじめる側に立たせようなんていうことだとすれば非常に不愉快です。こういうのはやめてほしいです。ちゃんと自分たちの組織で、社会援護課とかいろいろなところで生活保護費の中から少しずつ減らしていくとか、そういう方法をちゃんと考えて解決してやるべきではないですか。これは諮問を引っ込めてもらいたい。本当にこの判断というのは胸が痛みます。どうですか。

○委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

○政策法務課長 今委員がおっしゃった裁判の事例の詳細は把握していませんけれども、訴訟になるということは、これは恐らく、本件と同じように納期までにお支払いをされなかった。このため法令に従って督促をした。そしてその結果、支払わなかったので訴訟になったという経過をたどっているのではないかと思います。

本件についても、第78条の徴収を決定して納入通知を送付したけれども、納期までに納付がなかったので督促をしたというところまでは恐らく共通の流れなのではないかと考えてございます。本件についてはこれに対して審査請求人から審査請求が提起されたということで、今回諮問をさせていただいたということでございます。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 差押えというのは、国税徴収法の中でも慎重の上に慎重にやれと書い

であるんです。最後の手段だということで、それはだからこの徴収も同じだと思うんです。本人はお金がないということで払えませんか。借金の返済を求める法的なやり取りでもお金がないというのと取れないんだそうです。お金がない人から取れないから。この人もきっと差押えしてもお金がないんだから取れないのではないですか。そうしたら身ぐるみを剥ぐんですか。役所はそのようなことはしないでしょう。だからこんなところにまで持ち上げてくる前に解決すべきだというのが私の言い分です。

そういう点では、千葉市の行政の弱い人に対する努力というか、そこが欠けているのではないだろうか、こう思います。ですから諮問したことに対して、私は非常に残念だし、こういう審議に加わって弱い者いじめを一緒にやりたくはないという心境だということを申し上げておくとともに、督促をやめてくれということなんだから、直接行ってよく話し合っ解決するしかないのではないですか。もっと行政が親切に対応してもらいたい。このことを私は強く主張したいです。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかに。米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答でお願いします。

野本委員が言われる前に、関係部署はちゃんと指導しているんでしょう。答えてください。

○委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

○政策法務課長 督促を行いました後に、昨年11月に文書で納付指導を行ったと聞いてございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） いや、そうではなくて、滞納者に寄り添って関係者が相談に乗っているような措置をしているんでしょう。

○委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

○政策法務課長 本件についてどうなのかというところがこちらとしても把握していないところなんですけれども、先ほど、第78条の徴収決定の事例が年間当たり400件前後ということで申し上げました。そのうちの、第78条に対する徴収決定を不服としている審査請求というのは年間1件あるかないかというぐらいの件数でございます。逆に申しますと、皆さん、恐らくその中で払わない方もいらっしゃるかもしれませんが、保護の実施機関と相談しながら分割納付というような対応もしている方も多数いらっしゃると思います。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 私は、督促行為そのものに対しては、瑕疵はないと思います。野本委員が言われるのはそれとは別問題だと思っています。だからそれを分けて考えなければと思います。私の想像するところでは、関係者は相談を十分やっているんです。それでその挙げ句ここまで来ているんです。だから、私は督促行為そのものには全然瑕疵がないと思いますという意見です。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本諮問の裁決案に対する賛否表明等がありましたら御発言をお願いいたします。野本

委員。

○委員（野本信正君） 非常に深刻な問題であり、社会問題だと思います。米持委員の言う瑕疵はないということもそうかもしれません。それにしても、今お金がない人が十何万円を払えと言われて窮地に立っていることも、本当にお金がない人の十何万円というのは大変なことです。国からも3万円しかくれないから、そういうことで結論から言って、継続審査にさせていただいて、次の議会のときまでに役所がちゃんと解決して、委員を道連れにしなくても済みましたと、そのようにしてもらいたいと私は思います。こういうものが通ってしまったら目覚めが悪いです。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 継続審査というお声があったんですけども、やはり私も生活に厳しい、やはり体が弱くて働けないとか、仕事が見つからないとかで大変な状況にある方、あるいはまた生活保護費だけでは足りなくて、少し働き過ぎてしまって、ただ、それもちちゃんと申告していれば別段何の問題も起きなかったと。

あるいはまた毎月1万5,000円までは別に区役所に返さなくてもいいという制度もありますし、そういうのは御本人も恐らく知っているんだろうと思うんです。

この中で、それでも徴収金を支払うことができなかったということの中で、千葉市が制度的にこれを督促してきたというのは致し方ないというか、制度上もうやるべきことだったのかとも思います。

そうした中で、やはり生活に厳しい方の立場には皆さんは立っていると思います。全議員がなっていると思います。職員も全員こうした生活に厳しい方々に寄り添うがために、やはり働き過ぎた場合にはお金を返してくださいと。返してもらえないときにはこのようになってしまいますというの、もうちゃんと生活保護費を払うときに、開始するときにも説明しているわけですから、そのことをほとんどの人は知っています。だからこそ働き過ぎてしまったときには働き過ぎないようにしよう結構注意しながらやっている人もいますし、過去において、子供が働き過ぎてしまって申請しなかったから親が払っているということがございました。

そういったことから、気持ちは分かるんですけども、非常に言っていることは分かるんですけども、しかしながら制度上致し方ない。それで、致し方ないことについて継続審査と求められても、それは私としては賛同しかねるということでございます。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 私も、米持委員の別問題というところは賛同しまして、これは地方自治法の中で督促をしなければならないという規定があるので、これに関する今回の審査請求なので、これはむしろ賛成しないと自治体が法律違反、千葉市が法律違反というぐらいの法律で決まっている内容なので、これはまず賛同します。

別の問題として、この納付できなかった方に対する措置は、もともと生活保護をされている方なので、処分停止だったりとか、分割納付だったりとか、いろいろあらゆる手法があると思うんですけども、これは総務局ではなくて財政局ですか、徴収部門の話なので、そこは切り離して、今回の審査請求に関しては賛成です。

一方で、これは延滞金とかの問題も関わってくるので、早めに決定したほうが意味この方のためという一面もあるので、継続審査というのは賛同しかねます。

先ほど質問した審査請求の標準処理期間が1年というのが少し長いかと個人的に感じていまして、この審査請求は簡易迅速かつ公正な手続により権利、利益の救済を求めるといった制度であるため、簡易迅速なところが1年は少し長いかとは思いますが、できれば標準処理期間は半年に短縮するとか、そういった処置は必要かと思えます。今回でいうと、決まらないうと延滞金もどんどん増えていってしまうので、そういった観点からも早く決定したほうがいいというような案件に関しては、できれば半年以内に議会でも諮問していただいて決定したいと思いました。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにはございますか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私は今回の審査請求制度、議会に対して諮問を行ったことに関して意見を述べたいと思えます。

生活保護法に基づく督促処分に対する不服申立てというのは都道府県知事に対して行うものです。つまり督促が合っているかどうか、法律に即してやっているかどうかという判断というのは、市長ではなく都道府県知事が行うものです。では、今回、議会が何の諮問を受けたのかというと、これは地方自治法第230条の3第7項に基づいて、不納欠損処理すべきかどうかという判断の諮問を受けていると思われまゝ。地方自治法第231条の3第7項の概要にも書かれていますよね。そうしますと、これは不納欠損処理すべきかどうか。つまり、実際に実行性があるのかどうか。この方からお金が取れるかどうかということの判断を議会が行うということになります。

その場合、この請求人の主張の要旨というのが非常に重要になってきます。この方が果たして支払い能力があるのかどうかというのが非常に重要になってくるところで、全くこの情報ももらっていないと。どういう状況なのかというデータを、実際に請求書とかあるにもかかわらずこれを全く提出しなかったというのは、議会の判断に関わる証拠を全く出されていないということで、議会で諮問を受けた以上、情報が全くない状態でそれを判断するというのは難しいと思えます。

なので、私はこの審査請求書を取り寄せて読ませていただきましたけれども、ほかの委員は一体どういう状況なのかというのが全く判断できない状態で審査をしなければいけないというのは、これはおかしいと思うので、やはりもう一回差戻しして、きちんと委員の方に情報を渡した上で諮問をもう一回していただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかには御意見はございますか。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 今回のこの督促について、これの違法性とか不当性ということを知れば、今回のいろいろな質疑の中でスケジュールを確認させていただいて、そしてこの方が住宅扶助を使い込でしまったという話とかが出てきました。それ自体は別件の話なので、私のほうではこれは判断には含めません。ですけれども、このスケジュールとか、その他もろもろの手続のプロセスを確認させていただいて、違法性、不当性については認められないだろうと理解しました。

この方に対して職員の方が寄り添ったかどうかとか、そういうことについては私は別に分かりません。想像で物を言うのは、その方にも、職員の方に対しても失礼かと思えますので、そ

こは私はやかく言いませんけれども、でも、さっき言った違法性と不当性についてはあると思われませんので、そういった判断をさせていただきたいと思っておりますので、当然、継続審査についてもすべきではないという、そういった立場でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤隆広君） 政策法務課長。

○政策法務課長 政策法務課でございます。

議案説明等資料の12ページを御覧いただければと思います。今回の諮問に当たりましての関係法令の規定を記載してございます。地方自治法の231条の3第1項で、下線の部分だけ読み上げますが、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、督促をしなければならないという規定。飛びまして、第7項でございますが、第1項というところでも督促を捉えますけれども、第1項の規定による処分について審査請求された場合には、議会に諮問した上で、当該審査請求に対する裁決をしなければならないということでございます。さらに第8項以降で、議会は前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならないともされてございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） それでは、ほかにございますか。

先ほど継続審査を望む御意見がございましたので、まず継続審査をすることについて採決いたします。

お諮りいたします。諮問第1号・督促についての審査請求について、裁決案に対し異議ない旨、答申することについてを継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（伊藤隆広君） 賛成少数、よって、継続審査は否決されました。

継続審査が否決されましたので、これから結論を出していただきます。

お諮りいたします。諮問第1号・督促についての審査請求について、裁決案に対し異議ない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（伊藤隆広君） 賛成多数、よって、諮問第1号は異議ない旨、答申することに決定されました。

なお、地方自治法第231条の3第8項の規定により、議会は諮問があった日から20日以内に意見を述べなければならないとされていることから、本諮問につきましては、明後日2月21日金曜日の本会議の一般質問終了後に、委員長報告、討論、採決を行う予定となっておりますので御承知お願いたします。

それでは、説明員の入替えを行います。総務局の皆様は御退出ください。ありがとうございます。

[総務局局退室、議会事務局入室]

○委員長（伊藤隆広君） 審査の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開時間は17時ちょうどいたします。

午後4時43分休憩

午後5時0分開議

○委員長（伊藤隆広君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

陳情第1号審査

○委員長（伊藤隆広君） 次に、陳情第1号・令閲覧に供している政務活動費領収書のネット公開に関する陳情を議題といたします。

当局に対する御質疑等がありましたらお願いいたします。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 一括でお願いいたします。

今回の陳情を読ませていただいて、当然のごとく確認させていただきたいのが、現行の千葉市のホームページでの公開方法について改めてお示しいただきたいと思います。お願いいたします。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

まず提出されました収支報告書や月ごとの支出明細書につきまして、個人情報等のマスキング処理を行いました後に、スキャナー機能で画像データとして読み取りまして、サイズ等の調整を行った上で、JPEG、画像ファイル形式に変換してございます。

ホームページの公開についてでございますけれども、画像データとして収支報告書及び支出明細書を1枚1ファイルとしており、6月の紙ベースでの公開から4、5か月後の公開となっております。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 結構です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはどうですか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。やはりこの陳情に書いてありますように、例えば、政務活動費の領収書をネット公開するときに、マスキングをしたり、あるいはコピーをしたりする作業が増えると思うんですけれども、その場合に今の職員の中でどれぐらいな事務量の増加になると考えているのか、伺います。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

現在、市議会のホームページで公表してございますのが、収支報告書、支出明細書、政務活動費の取扱いマニュアルの3点でございます。このうち収支報告書、支出明細書につきまして、毎年度に公開しておりますけれども、年間で約750枚ぐらいの資料をデータ化いたしまして掲載を行っているのが現状でございます。

今後、領収書の資料を追加で掲載する場合がございますが、その枚数が数千枚から1万2,000枚ぐらいになることが見込まれておりまして、このため、かなりのデータ量ですとか業務量になることが考えられます。

実施する場合でございますけれども、それまでに課題の整理ですとか、準備のための期間が必要になってくるものと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 今でも議会事務局の方々は私たちの政務活動費の領収書を点検していただいたり、あるいはまた期限までに出さない議員もいたりして、本当に事務の進行がままならないということを私たちも非常に見ているわけですが、実際に今仕事はどれぐらいの、かなりの事務量と今伺ったんですけれども、例えば、人に換算して年間もう何人ぐらい必要だとか、そういう具体的な換算などは出ていますでしょうか。出ていなければ致し方ないんですが。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

先ほど申し上げさせていただきました、大体、分量的なものはちょうど枚数のところで述べさせていただきましたけれども、人数につきましては申し訳ございませんけれども算出してございませんので、先ほどの枚数がある程度御参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。あと、こちらに、これは千葉県のことなんですけれども、選挙管理委員会事務局には県内1,600以上の政治団体の政治資金収支報告書を毎年11月末までにネットで公開できるのかと尋ねたら、コピー機でやっていますということだったんですが、千葉県選挙管理委員会と、それから千葉市も含めて、政務活動費のこうしたコピーに対する対応の考え方というんでしょうか、何か違いがあれば伺いたいと思います。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

まず現在、千葉市議会のほうで使っておりますこちらのコピー機、複合機ですけれども、これは自動原稿送り装置付きの複合機でございます。基本的にデータ化する際にはPDF化でございますけれども、基本的には同じ考え方で処理できるものと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） これだけで質問は終わりにしたいと思います。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはどうですか。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 一括です。

実施している幾つかの市議会、特に定数でいうと船橋市議会と同等だと思うんですけれども、そちらではもう既に実施されていて、黒塗りなどもされていて、ここまでに至る経緯とかを、もしほかの議会のことで知っていることがあればお示しいただくことはできますか。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

他市議会の今のお話にございました船橋市議会とか、その公開までに至る経緯とかは、すみません、そこまでは詳細は承知してございません。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 実際に、さっきも答弁があったと思うんですけれども、黒塗りして

いる部分も、今公開している対象のものでもあるんですね。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。個人情報等につきましてはマスキングさせていただいておりますので、黒塗りというのはいかがでしょうか。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 議会事務局次長。

○議会事務局次長 御回答がずれているかもしれないんですが、他市の情報というか、千葉市で行っておりますこのJ P E G方式があまり他市ではない形なんです、今後、また協議をしていただく一つの課題かと思えます。他の市ではあまり見ない形だと、実際に職員のほうもホームページとかを見ながらいろいろ見たりしますし、そういった中では少し珍しい形かと思っております。

○委員長（伊藤隆広君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 以上です。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 陳情書を見ますと、今、公開をネットですということとはほぼ当たり前になってきているという点で、千葉市議会はそういう点では遅れているのではないかと言われていると思うんです。県内の27市というのを見ても、なるほどこういう市が公開しているのかということで、千葉市もこういうことをきちんとやらなければいけないと思えます。

そういう点で、事務局の事務量が増えるとか増えないとかという問題ではなくて、やはり自分たちの情報を自ら公表していくということは当然のことなので、それに関して事務局がする仕事が増えたとしても、それは当然のことだろうと思えますけれども、どうですか。

○委員長（伊藤隆広君） 議会事務局次長。

○議会事務局次長 今、委員が言われましたように、この後、御協議を進めていく中で、また事務局からも課題等をいろいろお話した上で、事務局といたしましては、もうそこは決定いたしましたらそこに従っていくということになるかと思っております。

○委員長（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） ですから、事務局のことを心配して、事務局のせいにして公開しないなんていうことはあり得ないということをまず申し上げておきたいと思えます。

税金の使い方を、市政をチェックする役割があるわけですから、政務活動費は税金で賄われているものであって、これに対する使用は責任を持ってしなければいけないし、その公開をすることは当たり前なことだと思うんです。ですから、陳情趣旨にある閲覧に供している政務活動費領収書をネット公開することというのは、これはみんなで合意して早くやりましょうということをみんなに呼びかけたいです。

それと、私どもの会派としては、会派に閲覧に来られた方には領収書も全てお見せしております。ですからネットで公開するということになればそのまま出せばいいのであって、何ら困ることはありません。だから各委員の皆さんに、ぜひこの陳情に賛成して、千葉市も遅れを取らないようにしたほうがいいだろうと思えます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答でお願いします。

公開はしているんですね。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

現在ホームページでの公開ということになりますと、平成30年7月から収支報告書の公開をスタートいたしました。令和2年12月から支出明細書の公開をスタートいたしました。直近でいきますと、令和6年の7月から政務活動費の取扱いマニュアルを公開ということで、これまで進めてきているところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） ありがとうございます。誤解しているような感じで、全然公開していないような言い方ですから。

それで、私がかねがね前から聞いているんですけれども、非常に千葉市のチェックは細かくて厳しいです。これは全国で有名な話です。だから全国から視察に来るぐらいなんです。だからそういうところで、あれをしてみますと膨大な資料なんです。私どもも返してもらうのも、5年間の保管ですからこんな量の資料を返してもらうような感じになるわけです。だから、私はあれを全部やるというのは相当な事務量だと思います。ネットでやるというわけでしょう、結局、そういうことでしょうか。みんな公開はしているんです。来て、好きなときに誰でも見られるようになっていくんです。だから公開していないということはないと思うんです。ネットで分かるでしょう、あれを見ていると。ですからそれを個人に全部やれということなんですか。1枚1枚全部ネットでやれということですか。そうすると、1人に対して膨大な事務量だと思うんです。

ですから、その辺をもう少しほかとのバランスを見ながら、公開はしているんですから、幾らでも見られるんです、これは全部見られるんです。ですから、そこまでほかと市議会と比較して、事務量を考えると来てもらうよりしようがないのではないかという感じはしないでもないです。千葉市の公開というのはそれだけ細かいんです。大変だと思いますので、来てもらえばいいです、全部見られますから。

だから大変です。一つの考え方ということで、誤解を受けないように、全部幾らでも公開になっているということです。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答です。

今、米持委員から全国的にも千葉市のチェックは厳しいということで、職員の負担が今、焦点に挙がっているかと思うんですけれども、この政務活動費を担当している職員が、今どのぐらい時間外とか、負担が大きくなっているのか、大体で構わないんですけれども状況を教えてくださいませんか。

○委員長（伊藤隆広君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

時間外の件でございますけれども、こちらは令和5年度でございます。こちらの総務課の時間外総数が1,797時間でございます。うち、政務活動費に关します時間外でございますけれども、これは一概に100%政務活動費とは言い切れませんが、関係しているところ

で時間数を拾わせていただいておりますけれども、574時間になります。

以上でございます。

○委員長（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 月当たり50時間行かない、45時間ぐらいなんですか。結構、時間外が多い中でプラスアルファしてやるとなると、繁忙期にやるのはかなり大変か思いました。ただ、一方で、ネット公開は必要だと思いますので、例えば、人員を増やせれば増やしたほうが総務課が一番理想的なんですけれども、今の職員が月50時間弱残業している中で業務量を増やすというのはなかなか実施も厳しいかと思っておりますので、その労働環境の整備も併せて、ネット公開に向けてはその整備も必要かと思っております。負担が大きくなる一方では、職員もそこで長期休暇なりになってしまうと、より大変、ほかの職員にも影響が出てしまうので、ネット公開の方向性はいいと思うんですけれども、負担等の話の質問でした。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかにございますか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本陳情に対する賛否表明等の御発言がありましたらお願いいたします。意見等もこちらでお願いします。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私は特に問題がないので賛成です。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） さっき半分以上言ってしまったんですけれども、職員の負担軽減というのを併せて行わないとネット公開というのが現実的ではないので、できれば予算要望というか、人材配置というか、人を増やすというそういった要望を総務局なり、あと財政局にも予算要望なりでこういった効率化を、ほかの仕事も効率化できるようなことができて、時間外を削減できれば現実的になってくとも思いますので、ネット公開というものの方向性で、後は人の問題、負担がかからないような取組を行っていただければと思います。もしかしたらすぐにはできないかもしれないんですけれども、そこは人の業務負担軽減というところをまずは検討も併せてお願いできればと思います。

以上です。賛成の立場ではあります。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 今の不思議な感じがしたんですけれども、他市の事例というのは当然、大変参考になりました。これだけやっているということは本当に非常に重要なことだと思います。

そのことを私は確認させていただいたんですけれども、ほかではJ P E GではなくてP D Fで、千葉市はJ P E Gでやっていますという話ですよね。基本的には市民の方に迷惑がかからない範囲で公開していくという姿勢自体は共有できるんですけれども、公開を進めるにおいても課題整理を今あえて最初に聞いたつもりなんです。要は、私は電子ファイルについては別に素人なんですけれども、それでも一般的に今P D Fというのが当然軽くて、文書保存に適しているというイメージは当然あるんですけれども、一般的な画像の修正ではなくて、文字の差替えとかそういったことについて、ではP D FとJ P E Gでどちらが安全なのかと確実に言えるのか。

有償プログラムを使ったらPDFのほうが簡単にできないかというようなことも頭によぎったりもします。そういった意味でのセキュリティも含めていろいろ考えてしまいます。それは考え過ぎだと思ふかもしれませんが、文書の偽造についてはよく分からないので正直ぴりぴりしているものですから、過剰反応かもしれませんが、そこはちゃんとやはり整理すべきだろうと思っています。

ですから、現状の状況を踏まえて陳情どおり実施する場合には、その課題を整理してしっかり検討、研究してから実施していただきたいと思ふます。そういった意味では条件付きの賛成みたいな言い方になるのかもしれませんが、でも、陳情は附帯決議をつけられないんですよ。マルかバツみたいな言い方になってしまうという感じで、二重丸かペケというか、そういう議案の審査と異なってそういった形でしかできないということになりますと、そのままこれは賛成という、さっき言った検討、研究を経ずにそのまま賛成というわけにはいかないというのも正直なところではございます。ですので、この陳情を即採択というわけではなくて、採択し兼ねるという立場を取ります。

○委員長（伊藤隆広君） ありがとうございます。ほかはございますか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。私たちが会派の中で話し合いをいたしまして、一つやはり職員の皆さんの仕事量が増えると、質問もさせていただきまされたけれども、そのように想定しておりまして、先ほども事務量がかなり増えると伺いました。事務量が増えること条件整備もやっていただくということと、それからやはり発表の仕方、公表の仕方でも課題整理をしていただかなければいけないということも含めまして、我が会派で一番心配されているのが、今もお話があったんですが、偽造されやしないか、これがネックになっていると。ただし、偽造されたとしても、これを押してでも今回の意見は賛同させていただくと私たちの会派は考えております。陳情には賛成をさせていただきます。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 基本的なことから言うと、まず自分たちが使っている政務活動費を公開することはもう必要なことですし、陳情書にありますように、ネット公開も今は実際に閲覧できるようにはなっていますし、それをさらにネットで公開するということは、これはもう時代の流れでもありますし、私たちは別にやましいことをやっているわけではないと思ふます。だからやっているのではないですか。そういうことで、公開をしていくことは必須だと思ふます。それに付随するようなところでの、職員が足りないとかという問題は、やはり予算要望するなりして解決していく問題だと思ふますので、これについては賛成をいたします。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。米持委員。

○委員（米持克彦君） 環境条件を整えて、予算を十分に取って、公開していないわけではないわけです。もう来れば全部見られるような状態になっているんですから、ですから、そういう意味ではいわゆる環境条件さえそろえればこれは十分可能だと解釈しています。現時点では時期早々という判断をしています。

○委員長（伊藤隆広君） ほかはございますか。野本委員。

○委員（野本信正君） この陳情書はすごく丁寧にできてまして、今、事務量がどうのこうのと言っていますけれども、船橋市議会を訪問し、議会事務局担当者に領収書をどのようにPDF化しているか尋ねたところ、連続してスキャンできる自動原稿送り装置付き複合コピーを

使い、通常業務として6月30日までにネット公開しています。

4月から始まったから4月、5月、6月と3か月間やっている、だからこのコピー機を用意すればできますという意味だと思っんです。このコピー機が必要ならこれを買うようにして、来年からでもやればいいのではないかと。あるんですか。あるのならできるのではないですか。あるのにやらないというのは、事務量を心配する必要は、何か事務量のせいにしてネット公開するのを嫌がっているような気がします。そのようなことはまずいです。市議会議員ですから、自分たちの使う税金をちゃんとネットで公開してくれという要求が出ているんだから、素直にやりましょう。

○委員長（伊藤隆広君） ほかに御発言はございますか。

ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。陳情第1号・閲覧に供している政務活動費領収書のネット公開に関する陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（伊藤隆広君） 賛成多数、よって、陳情第1号は採択と決しました。

以上で案件審査を終わります

説明員の皆様は御退出ください。ありがとうございました。

[議会事務局退室]

年間調査テーマの総括及び調査報告書のとりまとめについて

○委員長（伊藤隆広君） 最後に、年間調査テーマの総括及び調査報告書の取りまとめについてでございます。

今年度は、行政評価についてをテーマとして1年間調査を行ってまいりましたが、昨年末の市原市への視察をもちまして予定をしておりました調査は終了いたしました。改めて、調査への御協力を賜りました委員の皆様にお礼を申し上げます。

委員の皆様にはさきの第4回定例会中の委員会において中間取りまとめをお願いいたしましたが、そこで頂いた御意見等を踏まえて調査報告書の案を作成し、お配りしております。報告書案の内容、また改めまして1年間の調査を踏まえた御意見、感想などがありましたらここで頂きましてその報告書案に反映させたいと思いますが、いかがでしょうか。

山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 視察は自粛になって行ってないんですけども、資料等を読み込みまして私なりに思ったことを発言させていただきます。

やはり事務事業は必要なもので、できれば全事業に広げたい。ただ、今は30事業しかやっていない中で、現実的なものとして、例えば、西宮市の事務事業シートはかなり参考になるかと思ひまして、西宮市だと原則全ての事務事業評価を行っていて、評価結果をホームページ等で市民に公表していて、それを冊子で全議員に配付して、議会においても決算審査で活用しているところなので、これは職員の負担をあまりそこまで過度にしないというところで、まず、ある程度の実事ベースの評価だったりというところに収めた事務事業評価を、それは職員に作っていただいて、それを市民に公表する。議員も予算のあらましみたいな形で議会でも使われると思ひます。

あと、名古屋市で、市民への意見募集も行っていたりとか、横浜市などは予算とか財務管理システムを統合しているということなので、この辺りはこの次の次というか、将来的にそういった検討も必要かと思えますけれども、まずはこういった事務事業シートを全事業において事実ベースで、職員の評価項目はそこまでまとめないような西宮市みたいなものを参考にした評価シートをまずは作成するというような形で今年度は提案するのが現実的かと思いました。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。野本委員。

○委員（野本信正君） 委員長の熱意で、2日間の日程で4つの自治体を回るなんていう、物すごくハードだけれども精力的な調査をしまして、ありがとうございます。

前年が少し物足りない調査だったもので、今年はよかったと思っております。これを大いに生かしていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ありがとうございます。ほかはございますか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。やはりこれまで千葉市が少しの事務事業評価をしているということからも、やはり事務量の増加というのが非常に引っかかってくると思うんです。けれども、やはりそれも、お金がかかるかもしれないけれども、何かしらのいいシステムを導入することによって、他市がやっているような簡素で負担がかからないものであるならば、ただそこには職員不在ではなかなか語れないと思うんです。ですから、総務局なり、全ての局の方々とも協力しながら、今後、この事務事業評価をどのようにしていくのかを検討していくのが必要であろうかと思っております。

もう一つは、やはり一番肝心なのは、出ていたかもしれませんが、決算に反映できるという市が幾つかあったように思いますので、市民もそれを見られることができる。私たちも見て、それを中心に質問している市もあるやに今思い出しましたので、そういったことになればいいかと。大前提は市の職員の皆さんとの話合いというか、検討会というか、そういうのが必要だと思います。

○委員長（伊藤隆広君） ありがとうございます。米持委員。

○委員（米持克彦君） 非常に過酷な視察日程でありまして、やっとなついて行ったという状況であります。でも、いわゆる委員長の特攻的な精神、これは非常に買わなければいけないと思っております。だから私は、事務事業評価をやってみるのも一つの手かと思っております。やはり客観性があるなら非常に効果が出るのではないかと思っておりますので、やってみるかという感じの感想です。

以上です。

○委員長（伊藤隆広君） ありがとうございます。先に、黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私もすごく今回のテーマは勉強になりました。やはり議会は二元代表制ということで、市が一体どのような事業をやっているのか、評価や意見を言うときに、本当にこの事業シートとかがあるとすごくいいと。

特に私が印象に残ったのは市原市で、市民の皆さんも巻き込んで、役所はこういうことをやっているんですけれどもどうですかと直接意見を聞くことにもすごく使えるということで、やはり透明性とかを図るためにも、市がどのようなことをやっているのかというのを、ぜひ千葉

市でも全ての事業でやっていただければと思います。ありがとうございました。

○委員長（伊藤隆広君） ありがとうございます。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 大変ありがとうございました。総務委員会らしい非常にいいテーマですごく勉強になったと思いました。その一方で、相変わらずネガティブなことを言うわけではないんですけども、議員のためになることを求めるのではなく、やはりそのゴール、市民にどうやって還元できるかというところをしっかりと見ていきたいという気持ちはあります。その上で、あんりウイングを広げ過ぎずに、さっき米持委員がおっしゃっていましたが、まずはここからやってみようというところをきちんと積み上げていきたいという気持ちがあります。

その上で、内容についてはもう積み上げてきたものがありますのでお任せでございましたけれども、あえて言うと、時期的に年度末にばちゃばちゃとやる感じはあまりかっこよくないというか、多分、執行部としてもなんだろうという感じはするので、そこは慌てずに時間をかけていただいていた方がいいと思っています。

しっかり検討していただいて、もしかしたら事前に回覧もやっていただいてもいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（伊藤隆広君） ありがとうございます。ほかはございますでしょうか。

それでは、お手元にお配りさせていただきました報告書につきましては、お示しいたしました案文にただいま御指摘いただいた点を修正、加筆いたしまして、最後に正副のまとめ所感を載せさせていただいた形で議長及び執行部に提出をさせていただき、議会のホームページに掲載をする流れでいきたいと思っています。

過去、私のほうから、可能であれば要望書みたいな形でということで私の考えを申し上げてきましたけれども、これまで頂いた御意見、そして今御協議いただいた報告書を踏まえまして、ひとつ要望書もしくは提言書の形で取りまとめて当局にお届けをしたいと考えております。この要望書、報告書、提言書につきましては、後日委員会を改めてお時間を皆様に頂戴をいたしまして、開催をさせていただいて、御協議を願いたいと考えておりますので、その中で皆様の御意見を踏まえて御了承いただき提出する流れでいきたいと考えておりますが、御了承いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（伊藤隆広君） ありがとうございます。それで、時期につきまして桜井委員より今御意見を頂きました。3月は選挙があつて執行部の異動があつてと大変でございますので、年度が明けて、委員会の任期は5月まででございますので、時間を取らせていただいて調整をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして総務委員会を終了といたします。お疲れさまでした。

午後5時37分散会